

令和 7 年

第 1 回美浜町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 3 日 開会

令和 7 年 3 月 18 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和7年第1回美浜町議会定例会会議録目次

3月3日（月曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	2
会議に出欠席した議員	2
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
令和7年度の施政方針について	4
報告第2号から議案第35号まで32件一括提案説明	6
散 会	19

3月5日（水曜日）第2号

議事日程	21
会議に付した事件	21
会議に出欠席した議員	21
説明のため出席した者の職、氏名	21
職務のため出席した者の職、氏名	21
開議の宣告	21
町政に対する一般質問	22
○10番 荒井勝彦議員	22
1 美浜町消防団について	
(1) 団員の負担軽減は。	
(2) 愛知県消防操法大会への出場について	
2 美浜町における高病原性鳥インフルエンザ対策について	
(1) 町内の養鶏業者数と飼育数は。	
(2) 近隣市町での処分状況は。	
(3) 本町での防疫体制は。	
(4) 本町で発生した場合の対応は。	
3 河和台地区の調整池について	
(1) 調整池の概要は。	
(2) これまでの整備状況は。	
(3) 今後の利活用は。	
○6番 野田謙弥議員	31
1 美浜町の高齢者福祉施策について	

(1) シルバー人材センターの現状は。	
(2) 老人クラブの現状は。	
(3) 高齢者の見守りは。	
2 河和城跡周辺の整備について	
(1) 河和城跡への進入路について	
(2) 河和城跡周辺道路について	
○11番 大岩 靖議員	38
1 美浜町小中一貫校について	
(1) 基本計画の内容は。	
(2) 開校年度の予定は。	
(3) 建設に対する専門家を起用する予定は。	
(4) 複式学級に対する考え方及び施策は。	
○9番 廣澤 毅議員	47
1 本町における道路陥没について	
(1) 道路陥没の発生状況は。	
(2) 点検の実施は。	
(3) 大口径の管路について	
(4) アプリを活用した「美浜町道路損傷等通報システム」について	
2 町内におけるブロック塀等倒壊の恐れがある危険箇所について	
(1) 危険箇所の把握は。	
(2) 補助金制度の活用は。	
3 美浜町陸上競技場の運営について	
(1) 利用状況は。	
(2) 利用予約状況及び利用促進の方策は。	
(3) N T C（ナショナルトレーニングセンター）誘致の進捗状況は。	
○4番 丸田博雅議員	58
1 美浜町小中学校再編について	
(1) 美浜町の児童生徒数は。	
(2) 施設の老朽化について	
(3) これまでの検討の経緯について	
(4) 日本福祉大学及び付属高校との連携について	
(5) 小中一貫校基本計画について	
○2番 茶谷佳宏議員	64
1 ふるさと納税について	
(1) 本町のふるさと納税の人気のある返礼品は。	
(2) 近隣の町のふるさと納税の状況は。	
(3) 本町のふるさと納税の状況は。	
(4) ふるさと納税を増やす対策は。	

- (5) 新しく返礼品の開発、発掘をしませんか。
- (6) その時期おすすめの返礼品をもっとPRする考えは。

2 学校再編の今後の進め方について

- (1) 基本計画案で出された配置案について
- (2) スクールバス費用について
- (3) 今後どのような進め方をするのか。
- (4) 小中一貫教育は必要と考えるか。
- (5) 保護者や子供たちに学校再編に対するアンケートを実施する考えは。

散 会 7 3

3 月11日（火曜日）第3号

議事日程	7 5
会議に付した事件	7 6
会議に出欠席した議員	7 6
説明のため出席した者の職、氏名	7 6
職務のため出席した者の職、氏名	7 6
開議の宣告	7 7
同意第1号（質疑・討論・採決）	7 7
同意第2号（質疑・討論・採決）	7 7
議案第8号（質疑・委員会付託）	7 8
議案第9号（質疑・委員会付託）	7 8
議案第10号（質疑・委員会付託）	7 8
議案第11号（質疑・委員会付託）	7 9
議案第12号（質疑・委員会付託）	7 9
議案第13号（質疑・委員会付託）	7 9
議案第14号（質疑・委員会付託）	8 0
議案第15号（質疑・委員会付託）	8 0
議案第16号（質疑・委員会付託）	8 0
議案第17号（質疑・委員会付託）	8 0
議案第18号（質疑・委員会付託）	8 1
議案第19号（質疑・委員会付託）	8 1
議案第20号撤回	8 2
議案第36号（提案説明・質疑・委員会付託）	8 4
議案第21号（質疑・委員会付託）	8 4
議案第22号（質疑・委員会付託）	8 5
議案第23号（質疑・委員会付託）	8 5
議案第24号（質疑・委員会付託）	8 6
議案第25号（質疑・委員会付託）	8 8

議案第26号（質疑・委員会付託）	8 8
議案第27号（質疑・委員会付託）	8 9
議案第28号（質疑・委員会付託）	8 9
議案第29号から議案第35号まで7件一括（質疑・委員会付託）	8 9
発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 0 0
発議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 0 1
散 会	1 0 2

3月18日（火曜日）第4号

議事日程	1 0 3
会議に付した事件	1 0 4
会議に出欠席した議員	1 0 4
説明のため出席した者の職、氏名	1 0 4
職務のため出席した者の職、氏名	1 0 5
開議の宣告	1 0 5
議案第8号から議案第19号まで12件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 5
議案第21号から議案第22号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 1
議案第23号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 2
議案第24号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 3
議案第25号から議案第27号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 5
議案第28号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 6
議案第29号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 7
議案第30号から議案第32号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 2
議案第33号から議案第35号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 4
議案第36号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 6
議員派遣の件について	1 2 7
議会閉会中の継続調査事件について	1 2 7
閉 会	1 2 8

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 令和 7 年度の施政方針について

日程第 4 報告第 2 号 専決処分事項の報告について

報告第 3 号 専決処分事項の報告について

同意第 1 号 美浜町監査委員の選任について

同意第 2 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第 9 号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 10 号 美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 11 号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 12 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 美浜町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 16 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第 17 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第 18 号 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 19 号 美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設備に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 20 号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

議案第 21 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 22 号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第 23 号 町道路線の廃止及び認定について

議案第 24 号 令和 6 年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 25 号 令和 6 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 26 号 令和 6 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 27 号 令和 6 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第28号 令和6年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算

議案第30号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第31号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第32号 令和7年度美浜町介護保険特別会計予算

議案第33号 令和7年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第34号 令和7年度美浜町水道事業会計予算

議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	都 筑 新 悟 君	2番	茶 谷 佳 宏 君
3番	大 寄 暁 美 君	4番	丸 田 博 雅 君
5番	橋 場 友 昭 君	6番	野 田 謙 弥 君
7番	中須賀 敬 君	8番	森 川 元 晴 君
9番	廣 澤 毅 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	宮 原 佳 伸 君
厚 生 部 長	中 村 裕 之 君	産 業 建 設 部 長	茶 谷 昇 司 君
教 育 部 長	谷 川 雅 啓 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
地 域 戦 略 課 長	下 村 充 功 君	防 災 課 長	三 枝 利 博 君
税 務 課 長	山 本 圭 介 君	住 民 課 長	柴 田 香 緒 君
福 祉 課 長	三 枝 美 代 子 君	健 康 ・ 子 育 て 課	藪 井 幹 久 君
環 境 課 長	百 合 草 俊 晴 君	産 業 課 長	富 谷 佳 成 君
建 設 課 長	平 野 恵 司 君	都 市 整 備 課 長	平 野 和 紀 君
水 道 課 長	竹 内 健 治 君	会 計 管 理 者	富 谷 佳 宏 君
学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君	生 涯 学 習 課 長	戸 田 典 博 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	宮 崎 典 人 君	議会係長	江 本 真 実 君
--------	-----------	------	-----------

〔午前9時00分 開会〕

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

令和7年第1回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございます。

会議に先立ち、お願いします。お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第1回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席いただき、まずもって御礼申し上げます。

三寒四温、一雨ごとに春が来ると申しますが、確実に春が近づいております。各地域ではお祭りの練習も始まっているようでございます。季節の移ろいに気持ちが穏やかな、温かい気持ちになってまいります。新たな新年度を迎えるに当たり、何をすべきか考えたとき、身の引き締まる思いでございます。

さて、今定例会には新年度当初予算をはじめ、住民の皆様の暮らしに直結する多くの議題を提出しております。議員の皆様方には、慎重な御審議をお願いするとともに、美浜町が住みよい町であるよう、御意見、御提言くださるようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、令和6年11月分、12月分及び令和7年1月分に関する現金出納検査結果の報告及び定期監査、財政的援助団体の監査の結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたので御確認をお願いします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大寄暁美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番 丸田博雅議員、12番 野田増男議員を指名いたします。両議員、よろしくお願いいたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（大寄暁美君）

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月18日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から３月18日までの16日間と決定しました。

日程第３ 令和７年度の施政方針について

○議長（大寄暁美君）

日程第３、令和７年度の施政方針についてであります。

町長、登壇願います。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和７年第１回美浜町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信を申し上げ、議会並びに住民の皆様への御理解と御協力をいただきたいと思いますと考えております。

さて、昨年10月27日に実施された衆議院議員選挙の結果、石破茂内閣の属する自由民主党は少数与党となり、石破政権が掲げる地方創生や防災の強化を盛り込んだ令和７年度予算の成立には、野党の協力が必要な状況となっております。税制度の見直し、子育て支援といった野党の要請は地方財政に直結する問題が多く、町としてもその成り行きを注視しているところでございます。

とはいうものの、人口減少対策、子育て支援施策による少子化対策は、与野党ともに喫緊の課題であり、私の掲げる子どもの笑い声のあふれるまち美浜、子育て世代に選ばれるまちづくりについては、本町のみならず全ての自治体が最優先課題として取り組んでおります。私としては、こうした子育て支援施策を各地方自治体が競い合い、子供の奪い合いをしている状況は望ましいものではないと考えておりますが、本町の極端な少子化の進行を考慮すると、理想論ではなく現実論として、少し無理をしても子育て世代に選ばれるまちづくりに取り組んでいく必要があります。そうした観点に基づく編成方針により、令和７年度当初予算案を編成いたしました。

それでは、早速、第１回定例会で御審議いただく令和７年度当初予算案について、主要事業、新規事業を中心に御説明申し上げます。

最初に、子供・子育てについて御説明申し上げます。

まず、多世代交流型子育て拠点の整備でございますが、令和６年度の国の補正予算を活用し、令和７年度に整備いたします。地域住民が相互に触れ合う交流の場、子育てを総合的に支援する場所として多くの皆様に御利用いただける施設になると考えております。また、乳児保育の要望が増えていることへの対応として、保育室の改修工事及び働く保護者の要望を受けての土曜保育の延長を新たに実施してまいります。

このほか、県内で本町のみが実施している紙おむつの無償提供を継続するとともに、こども誰でも通園の実施、産婦健康診査補助、小中学校の給食費の減免、保育所給食での金芽米の提供を実施してまいります。また、金芽米につきましては、新たに産婦さんへのプレゼントも実施いたします。

次に、健康・福祉でございますが、昨年度より開始させていただいた子ども医療の18歳までの無償化拡大、帯

状疱疹ワクチンの接種補助、高齢者見守り機器貸与事業など、昨年同様、必要な予算を計上させていただきました。

なお、带状疱疹ワクチン接種につきましては、65歳以上の節目となる年齢対象者への接種費用の一部拡大を実施いたします。また、RSウイルス予防ワクチン接種補助も実施いたします。

次に、環境・衛生でございますが、住宅からのCO₂排出を削減するため、定置用リチウムイオン蓄電システムの住宅用施設設置工事及び購入費の補助を新たに実施いたします。また、懸案となっている空き家対策事業として、75歳以上で構成される世帯へのアンケート調査の実施、住まいのエンディングノートの配布により、今後発生する空き家問題に対処してまいります。

次に、教育・文化・スポーツでございますが、昨年より再開した小中学生によるシンガポールとの国際交流事業を継続するほか、大学連携、プール活用事業については、対象となる小学校を河和小学校を除く4小学校まで拡大いたします。住民をはじめとする利用者の方々には不自由をおかけしますが、総合公園体育館天井耐震改修工事を実施し、天井及び附帯設備の落下防止を図るとともに、照明器具をLED化いたします。運動公園整備事業につきましては、スポーツ広場及び遊具広場の整備に取りかかり、遊具広場には保育所の保護者の皆様へのアンケートで選ばれたのまっキーをモチーフにした遊具を設置してまいります。総合公園拡張事業につきましては、令和8年度に利用開始予定のソフトボール場を整備いたします。

なお、小中一貫校整備については、予算としては計上してございませんが、引き続き候補地の選定、日本福祉大学及び付属高校との教育連携の推進、新たな取組の検討を進めてまいります。

産業・建設でございますが、水道管の耐震化を進めるほか、老朽化した時志川の改修、新池の耐震補強工事など、計画的に進めてまいります。農業者の経営安定及び災害発生後の減収補填のための農業経営収入保険加入に対する補助も継続実施いたします。

また、本町の魅力発信強化のため、国の補助事業を活用し、観光PR動画を作成するとともにフォトコンテストを実施し、本町の魅力の発掘と発信につなげてまいります。

総務・交通・防災でございますが、町と皆様をより近く、よりスムーズにつなぐため、公式LINEアカウントによるサービスを開始し、町の最新情報や暮らしに役立つお知らせをお届けいたします。未婚の方々の出会いの場やきっかけの場、きっかけの機会を創出するため知多半島の5市5町で実行委員会を組織し、知多半島で縁結びプロジェクトを実施いたします。

防災対策として、災害発生後に被災者を把握し、災害弔慰金などの手当の申請等をサポートするシステムを新たに導入いたします。このシステムにより、避難者の登録、住家の被害認定調査、り災証明の発行、各種手続の申請・管理などを行い、被災者の滞りない生活再建を進めることができると考えております。

交通につきましては、予算の計上はございませんが、巡回バスルートについて検討し、必要な見直しを実施する予定でございます。

最後に、町制70周年記念事業についてでございます。本町は令和7年4月に町制70周年を迎えることから、これを機に、より町を盛り上げるため、様々な事業を実施いたしますが、主な事業として町制70周年記念式典を6月7日に総合公園体育館サブアリーナにて実施いたします。式典は文化祭との並行開催となり、式典終了後にはオリンピックにも出場されたフィギュアスケーターの鈴木明子さんによる講演会も計画しております。

また、10月12日には仮称ではありますが、「みはままつり」を開催いたします。祭りでは総合公園の特設会場を各地区の山車が一堂にお集まりいただくとともに、ステージにおける和太鼓など、伝統芸能の披露なども計画しております。

周年事業として、地域応援クーポン券の発行も考えており、物価高騰に苦慮する町民を支援するとともに、町内の小売店、飲食店の活性化を図ってまいります。また、議会からの御提案を受け、子ども議会の開催も計画しております。子供たちが町に関心を持ち理解を深めてもらう、とてもよい機会になることを期待しております。

このほか、地元企業とのタイアップ事業、学校給食の記念献立実施など、様々な事業を実施し、町を盛り上げてまいります。

以上、新年度予算の概要を主要事業、新規事業を中心に申し上げましたが、一般会計の予算額は97億1,900万円となり、対前年比12億3,000万円、率にして14.5%の大幅な増となりました。総合公園体育館天井改修工事、運動公園スポーツ広場及び遊具広場の整備、児童手当法改正による増、電算の標準化対応などがその主な要因でございますが、令和6年度から繰り越す多世代交流型子育て拠点整備も含め、国の交付金、有利な起債制度を活用することにより、町の負担をできる限り抑える取組をしており、厳しい予算編成となりましたが、中長期的な財政計画に基づき、町の未来を見据えた予算案となっております。

昨年の施政方針でも申し上げましたが、今できること、今なすべきことを行政、議会、住民と共に知恵を絞り取り組んでいく、その先に美浜の未来は開けてくる。私はそう考えております。

引き続き、子供の笑い声あふれるまち、子供から高齢者まで誰もが住みやすい、住み続けたいと思えるまち美浜として、明るい未来を開いていけるよう、職員と一丸となり全力で取り組んでまいります。

皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。御清聴ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって令和7年度の施政方針についてを終わります。

日程第4 報告第2号 専決処分事項の報告についてから

議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで32件一括提案説明

○議長（大寄暁美君）

日程第4、報告第2号 専決処分事項の報告についてから議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで、以上32件を一括議題とします。

以上32件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

本日、御報告、御提案申し上げますのは、報告第2号 専決処分事項の報告についてをはじめとして32件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げます、早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案書のファイルをお開きください。

1ページ、報告第2号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る令和6年11月26日、美浜町大字河和字北田面89番地1、役場駐車場のフェンスに固定していた看板が強風により外れ、付近に駐車されていた私有車に接触し、損傷する事故が発生いたしました。この事故に関しまして双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、賠償金額15万5,844円で協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、賠償の額及び和解について、令和7年1月27日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われること

となっております。

次に、3ページ、報告第3号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る令和6年12月7日、長久手市の愛・地球博記念公園で開催された愛知県市町村対抗駅伝競走大会の愛知ふるさと市において、本町が出展した際、調理中に炊き出し器の輻射熱により人工芝を損傷させる事故が発生いたしました。この事故に関しまして双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、賠償金額13万2,000円で協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、賠償の額及び和解について、令和7年2月21日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われることとなっております。

次に、5ページ、同意第1号 美浜町監査委員の選任についてでございますが、現在、識見を有する監査委員としてお願いしております笹本正二氏の任期が、令和7年3月31日で任期満了となりますので、新たに識見を有する監査委員を選任する必要があると、山田正敏氏を選任させていただきたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

山田正敏氏は、長きにわたり美浜ガス株式会社に勤務され、平成27年からは専務取締役となり、ガス供給会社としての信用の維持、指導に努められ、経営指導、財政運営に優れた識見を有し、知識、経験とも豊かで監査委員として適任でありますので、御同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和7年4月1日から4年間でございます。

次に、7ページ、同意第2号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在、委員をお願いしております本多孝行氏が、令和7年3月31日をもって任期満了となります。引き続き、住民の代表として本多氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は同条第6項の規定により、令和7年4月1日から3年間でございます。

次に、9ページ、議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございますが、刑法等の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものであります。

次に、17ページ、議案第9号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、25ページ、議案第10号 美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、36ページ、議案第11号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、96ページ、議案第12号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び期末手当を増額加算するため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、98ページ、議案第13号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第12号と同様、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び期末

手当を増額加算するため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、100ページ、議案第14号 美浜町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、102ページ、議案第15号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、108ページ、議案第16号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、美浜町消防団の再編に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、110ページ、議案第17号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、117ページ、議案第18号 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、119ページ、議案第19号 美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、121ページ、議案第20号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についてでございますが、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、関係条例の改正をお願いするものでございます。

次に、141ページ、議案第21号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、146ページ、議案第22号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございますが、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、148ページ、議案第23号 町道路線の廃止及び認定についてでございますが、道路の実情を調査し、路線の廃止及び認定をするものでございます。これらの道路の廃止及び認定につきましては、道路法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に、補正予算書のファイルをお開きください。

議案第24号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、第1条において、歳入歳出それぞれ8,058万6,000円を追加し、補正後の予算総額を93億8,815万円とするものでございます。第2条は繰越明許費の追加、第3条は地方債の追加、変更でございます。

次に、51ページ、議案第25号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,397万4,000円を追加し、補正後の予算総額を22億4,532万1,000円とするものでございます。

次に、67ページ、議案第26号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、補正後の予算総額を4億4,269万円とするものでございます。

次に、83ページ、議案第27号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、補正後の予算総額を18億9,444万6,000円とするものでございます。

次に、103ページ、議案第28号 令和6年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてございま

すが、歳入歳出それぞれ986万2,000円を減額し、補正後の予算総額を13万8,000円とするものでございます。

次に、冊子にて配付いたしました令和7年度予算書及び予算説明書を御覧ください。

5ページ、議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を97億1,900万円とするものでございます。

第2条では、債務負担行為として、令和7年度から令和8年度までの漁港機能保全事業工事請負費の限度額を9,400万円と予定するものでございます。

第3条では、こども・子育て支援事業債をはじめ7事業債において、計8億1,090万円の起債を予定するものでございます。

第4条では、一時借入金において、借入れ限度額を3億円と定めるものでございます。

第5条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、給料、職員手当及び共済費を定めるものでございます。

次に、253ページ、議案第30号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を20億8,664万8,000円とするものでございます。

第2条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、285ページ、議案第31号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を4億5,113万6,000円とするものでございます。

次に、305ページ、議案第32号 令和7年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございますが、第1条においては、予算総額を18億3,131万6,000円とするものでございます。

第2条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、343ページ、議案第33号 令和7年度美浜町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算総額を1,100万円とするものでございます。

次に、別冊水道事業会計予算書及び予算説明書の3ページ、議案第34号 令和7年度美浜町水道事業会計予算についてでございますが、収益的収入及び支出は、収入を5億7,513万円、支出を5億2,156万2,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出は、収入を1億3,652万5,000円、支出を3億8,561万6,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

次に、別冊美浜町農業集落排水事業会計予算書及び予算説明書の3ページ、議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算についてでございますが、収益的収入及び支出を、それぞれ3,805万4,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出は、収入を17万3,000円、支出を599万6,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額は当年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第8号から議案第28号までの詳細につきましては、順次、担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○総務部長（宮原佳伸君）

初めに、議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございますが、10ページを御覧ください。議案書でございます。

刑法において、懲役刑と禁錮刑が拘禁刑に一本化されるため、本町の条例中、「懲役」または「禁錮」と表記されている条文を「拘禁刑」に改め、併せて字句の修正を行うものでございます。

第1条で美浜町個人情報の保護に関する法律施行条例、11ページ、第2条で美浜町職員の給与に関する条例、13ページ、第3条で美浜町表彰条例、第4条で美浜町消防団条例、14ページ、第5条で美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び第6条で美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正でございます。

なお、施行日は、刑法等の一部を改正する法律の施行日でございます。

次に、議案第9号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、18ページを御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第2条第8項に、スマートフォンに格納された本人確認情報に関する規定が追加されたため、条項ずれが生じ、法律の引用先を改正いたします。

第1条で美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、19ページ、第2条で美浜町税条例、22ページから23ページの第3条で美浜町都市計画税条例を改正いたします。

なお、施行日は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日でございます。

次に、議案第10号 美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、26ページを御覧ください。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴い、デジタル技術の進展等を踏まえ、デジタル技術を効果的に活用することができるようにするため、条例等に基づく手続等についてのデジタル技術の利用を定めている関係条例を改正いたします。

第1条で「美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の題名を「美浜町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改めます。改正の内容としましては、行政手続におけるコンピューターの利用について、マイナンバーカードやスマートフォンの利用に対応するための措置を規定するとともに、掲示についてホームページなどインターネットを利用して行えるようにするものです。

34ページを御覧ください。併せて、第2条で美浜町広告式条例、美浜町都市公園条例及び美浜町監査委員に関する条例で規定する公示や公表の掲示方法につきましても、ホームページを通して行えるよう改正いたします。

なお、施行日は令和7年4月1日でございます。

次に、議案第11号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、37ページを御覧ください。

第1条で美浜町職員の給与に関する条例の改正でございますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、第2条において、地域手当の規定を新設し、以下第13条以降において、地域手当が新設されたことによる規定を追加、基準等の見直し及び字句の修正をいたします。

また、第12条において、配偶者の扶養手当の規定を削除し、第14条において、字句の修正を行い、第15条において、通勤手当の限度額を引き上げ、第15条の2において、単身赴任手当の支給要件を見直し、第19条の2において、管理職特別勤務手当の対象時間帯を拡大し、第20条及び第21条において、期末・勤勉手当の支給月数を均

等に配分する改正を行い、人事院勧告による給料表の改定をいたします。

63ページでは、本改正条例の第2条としまして美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第3条美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、71ページ、第4条で美浜町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例、79ページ、第5条で美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、82ページ、第6条で公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、83ページ、第7条で美浜町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例において、関連する改正をいたします。

また、85ページの附則第8条では、美浜町職員の育児休業等に関する条例について、第1条で改正する給与条例を適用する箇所を改正しております。

なお、施行日は令和7年4月1日でございます。

次に、議案第12号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、97ページを御覧ください。

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正により、今年度の期末手当が0.05月分増額したことに伴い、令和7年度の期末手当を均等に振り分ける改正を行うとともに、給料月額に加算する期末手当の加算を100分の20から100分の45を乗じて得た額に増額するものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日でございます。

次に、議案第13号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、99ページを御覧ください。

議案第12号と同様、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正により、今年度の期末手当の支給が0.05月分増額したことに伴い、令和7年度の期末手当を0.025月分ずつ増額し、均等に振り分ける改正を行うとともに、議員報酬月額に加算する期末手当の加算を100分の20から100分の45を乗じて得た額に増額するものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日でございます。

次に、議案第14号 美浜町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、101ページを御覧ください。

地方公務員法の一部が改正され、条項ずれが生じ、第5条において法律の引用先を変更するため、条文を改正するとともに、第6条において、退職者の増加に伴い、その取扱いを明文化する改正をいたします。

なお、施行日は公布の日からでございます。

次に、議案第15号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、103ページを御覧ください。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、第8条の3第2項において、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外労働の制限を「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に拡大するものでございます。

また、第15条以降において、介護休暇の改正を行い、介護休暇の対象となる職員を定め、第16条の2において、職員に対し仕事と介護との両立をするための措置として、当該職員の意向確認や制度周知の規定を新設いたします。さらに、第16条の3において、仕事と介護を両立するための研修、相談体制及び勤務環境を整備する規定を新設いたします。

次に、106ページからの育児休業条例第20条において、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、条項ずれが生じたため法律の引用先を変更するものでございます。

なお、施行日は令和7年4月1日でございます。

次に、議案第16号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、109ページを御覧ください。

第4条で規定する団員の定数を194人に改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和7年4月15日でございます。

次に、議案第17号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、111ページを御覧ください。

第2条において、字句の整理を、第5条においては、字句の整理並びに補償基礎額及び加算額を、第7条、第8条及び第19条においては、字句の整理を、別表においては、第5条で規定する補償基礎額を改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。

次に、議案第18号 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、118ページを御覧ください。

団員の高齢化及び勤務年数の長期化に対応するため、別表の退職報償金支給額表の勤務年数の項の「30年以上」の欄を「30年以上35年未満」に改め、新たに「35年以上」の欄を追加し、それぞれの階級ごとの支給額を定めるものでございます。

なお、施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。

議案第8号から議案第18号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

次に、議案第19号 美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、120ページを御覧ください。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条ずれが生じたので、第3条第1項第6号において、「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改めるものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、政令改正の施行日であります令和7年6月1日でございます。

次に、議案第20号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についてでございますが、まず122ページ、第1条が美浜町道路占用料条例、次に128ページ、第2条が美浜町公共用物の管理に関する条例、次に133ページ、第3条が美浜町漁港管理条例、最後に136ページ、第4条が美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部改正でございます。

この4つの条例ともに愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例が令和6年12月20日公布されたことに伴い、愛知県の道路占用料との均衡を図るため専用料等の額を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。

議案第19号及び議案第20号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（中村裕之君）

次に、議案第21号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、142ページを御覧ください。

第2条第3項及び第24条においては、政令改正に合わせて、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げ、第23条においては、法律番号の追加を行うものでございます。

145ページの資料3を御覧ください。

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に引き上げ、所得の多い世帯に

応分の負担をお願いするものでございます。この限度額の引上げにつきましては、美浜町国民健康保険運営協議会に諮問し、令和7年1月23日付で、適当であるとの答申をいただいております。

なお、施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。

次に、議案第22号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございますが、乳児等通園支援事業とは、こども誰でも通園制度のことで、令和7年度から児童福祉法の改正により制度化されるため、事業を実施するに当たりまして、本条例の制定をお願いするものでございます。

147ページの条例本文を御覧ください。

第1条では、この条例の趣旨を規定しております。

第2条では、事業の設備及び運営に関する基準を、国が定めた基準に定めるとおりとしております。

なお、施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。

議案第21号及び議案第22号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

次に、議案第23号 町道路線の廃止及び認定についてでございますが、151ページ、資料4を御覧ください。

美浜町運動公園の区域となっている町道森越石坂平井線の一部が道路付け替え工事により来年度通行できなくなることもあり、この長い路線を次の152ページのように、国道から新しく付け替わる町道奥田河和線までの区間を町道運動公園線と名称を変更します。

また、圃場整備区域内については、農道認定がされており、町道として管理する実延長に含まれていないことから、当該箇所の町道認定を廃止し、153ページのように残る区間を町道3342号線とするものでございます。

議案第23号の説明は、以上でございます。

○地域戦略課長（下村充功君）

次に、議案第24号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

タブレット内の補正予算書のファイルをお開きください。

初めに、歳出から説明いたしますので、補正予算書の22、23ページを御覧ください。

1款、1項、1目議会費、議会運営事業では、特別委員会視察に係る旅費の減額を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、時間外勤務手当の減を、2目人事管理費、人事管理事業では、会計年度任用職員の報酬及び勤勉手当の減、当初見込みより回数等が少なかったことによる町長車等運転業務手数料及び職員健康診断等委託料の減並びに県職員派遣負担金の減を、特別研修事業では研修負担金の減を計上いたしました。

7目企画費の企画事業では、事業費確定による企業版ふるさと納税に係る決済手数料及び移住支援金事業補助金の減を、地域協働事業では24ページ、25ページにかけて、ふるさと納税を利用した日本福祉大学記念事業支援金の減並びに宝くじコミュニティ助成事業が不採択になったことによる備品購入費の減を、国際交流事業では、事業費確定によるホストタウン委託料の減を、8目電子計算費の電算管理運営事務では、消耗品費の減及び事業費確定による委託料並びに賃借料の減を、9目交通安全対策費の交通安全対策事業では、購入の必要がなくなったことによる消耗品費の減及びLED化による交通安全灯の電気代の減を計上いたしました。

2項徴税费、2目賦課徴収費の賦課徴収事業では、郵便料の減を計上いたしました。

4項選挙費、2目衆議院議員総選挙費では、26、27ページにかけて、昨年10月に執行された選挙により事業費が確定したことによる減を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の社会福祉事業では、時間外勤務手当の増及び日本赤十字

社分区自動車購入に係る事業費確定による負担金の減を、2目老人福祉費の老人福祉事業では、当初見込みより利用者が少なかったことによる高齢者タクシー料金助成事業費の減を、介護保険事業では、介護保険特別会計への繰出金の減を、3目障害者福祉費の障害者福祉事務では、町障害者福祉手当の減を、障害福祉サービス事業では、利用者の増に伴う障害福祉サービス費の増を、地域生活支援事業では、利用者の増に伴う移動支援事業費、日中一時支援事業費及び通園通所交通費助成事業費の増を計上いたしました。

4目福祉医療費の福祉医療支給事業では、28、29ページにかけて、当初見込みより少なかったことによる障害者医療、子ども医療費及び妊産婦医療費の減を、6目国民健康保険費の国民健康保険事業では、国民健康保険特別会計への繰出金の増を、7目高齢者医療事業費の後期高齢者医療事業では、広域連合の事業費確定による事務費負担金の減を計上いたしました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の多世代交流施設整備事業では、施設整備に係る委託料、工事請負費及び備品購入費の増を、4目特定教育保育施設給付事業費の特定教育保育施設給付事業では、知多大和幼稚園に対する給食費軽減対策支援金の増を、当初見込みより利用が少なかったことによる施設型給付費及び地域型保育給付費の減を、5目施設等利用給付事業費の施設等利用給付事業では、30、31ページにかけて、当初見込みより利用が少なかったことによる施設等利用給付費の減を計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の保健センター管理運営事業では、事業費確定による保健センター維持修繕工事の減を、出産・子育て応援交付金事業では、出産・子育て応援交付金の過年度返還金を、2目予防費の健康診査事業では、受診者が見込みより少なかったことによるがん検診委託料の減を、予防接種事業では、接種者が見込みより少なかったことによる各種予防接種委託料の減を、3目保健対策費の母子保健事業では、出生数が見込みより少なかったことによる妊婦乳児健康診査委託料の減及び母子保健衛生費国庫負担金の過年度返還金を、4目環境対策費の環境対策事業では、各種環境調査に係る手数料について、事業費確定による減を、32、33ページの浄化槽整備事業では、合併処理浄化槽の転換申請が見込みより少なかったことによる整備事業補助金の減を計上いたしました。

2項清掃費、1目清掃総務費のごみ減量化事業では、団体による資源ごみ回収量の減に伴う報償金の減及び指定ごみ袋作製枚数の減に伴う委託料の減を計上いたしました。

3項、1目知多南部衛生組合分担金については、組合事業において事業費確定による支出の減等により、分担金の減を計上いたしました。

4項、1目知多南部広域環境組合分担金については、広域環境組合において有価物売払い量の増加に伴う収入の増等により、分担金の減を計上いたしました。

34、35ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の農業用施設維持修繕事業では、補修用材料費の減を、土地改良事業では、事業費確定による農業用施設改良工事の減及び県営老朽ため池等整備事業負担金の増を、多面的機能支払事業では、国の補助率見直しによる交付金の減を計上いたしました。

3項水産業費、3目漁港管理費の漁港維持管理事業では、事業費確定による維持修繕工事の減を計上いたしました。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の道路新設改良単独事業では、道路測量調査業務等の事業費確定による委託料、工事請負費及び土地購入費の減を、道路新設改良国補助事業では、36、37ページにかけて、事業費確定による工事請負費及び橋梁点検負担金の減を、道路新設改良県補助事業では、事業費確定による工事請負費の減を、狭隘道路整備事業では、事業費確定による委託料及び土地購入費の減を計上いたしました。

3 項河川費、2 目河川維持費の河川維持管理事業では、事業費確定による委託料の減を、河川改修事業では、事業費確定による委託料の減を計上いたしました。

5 項都市計画費、1 目都市計画総務費の都市計画総務事務では、事業費確定による委託料の減を、建築物耐震改修促進事業では、当初見込みより申請が少なかったことによる補助金の減を計上いたしました。

4 目公園管理費の都市公園整備事業では、38、39ページにかけて運動公園整備事業委託料の増及び総合公園拡張事業委託料の減を計上いたしました。

6 項住宅費、1 目住宅管理費の住宅管理事業では、事業費確定による量水器取替工事負担金の減を計上いたしました。

9 款、1 項消防費、2 目非常備消防費の非常備消防事業では、当初見込みより出動回数が少なかったことによる消防団出動報償金の減並びに消耗品費の減を、4 目災害対策費の災害対策事業では、導入システムの変更による被災者支援システム導入委託料の減及び事業費確定によるブロック塀撤去補助金及び個別避難計画作成交付金の減を計上いたしました。

40、41ページを御覧ください。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費では、教職員健康診断検査委託料の減並びに計画の見直しによる小中一貫校整備基本計画の減を、3 目義務教育振興費のいじめ不登校対策事業では、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の減を計上いたしました。

2 項小学校費、1 目学校管理費の小学校運営事業では、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の減を、2 目教育振興費のスクールバス運営事業では、契約単価の減や見込みより運行回数が少なかったことによる運行管理業務手数料の減を計上いたしました。

3 項中学校費、1 目学校管理費の中学校運営事業では、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の減を、中学校施設整備事業では、河和中学校体育館屋根改修工事の事業費確定による委託料及び工事請負費の減を計上いたしました。

42、43ページを御覧ください。

4 項社会教育費、3 目文化財保護費の文化財保護事業では、町から県への文化財指定変更に伴う文化財保存事業補助金の減を計上いたしました。

5 項保健体育費、2 目体育施設費の総合公園施設管理事業では、事業費確定による工事請負費の減を、運動公園地域活性化事業では、光熱水費の減及び事業費確定による委託料並びに備品購入費の減を、3 目学校給食センター運営費の学校給食センター運営事業では、調理員の欠員などによる会計年度任用職員報酬、職員手当等及び旅費の減並びに事業費確定による工事請負費の減を計上いたしました。

44、45ページを御覧ください。

12 款、1 項公債費、1 目元金では、繰入金から一般財源への財源更正を計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算書の14、15ページを御覧ください。

1 款町税、1 項町民税、2 目法人においては、業績好調による法人税額の増を、14 款使用料及び手数料、2 項手数料、2 目衛生手数料においては、可燃ごみ指定ごみ袋の販売数が見込みより減少したことによるごみ処理手数料の減を計上いたしました。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費負担金においては、障害福祉サービス事業に係る障害者自立支援給付費負担金及び障害児入所給付費等負担金の増を、2 節児童福祉費負担金にお

いては、当初見込みより利用数が少なかったことによる子どものための教育・保育給付費負担金の減を、3節保険基盤安定負担金においては、負担金の確定に伴う増を計上いたしました。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金においては、事業費確定による移住支援に係るデジタル田園都市国家構想交付金の減及び多世代交流型子育て拠点整備事業への新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の増を、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金においては、当初見込みより利用者が少なかったことによる子育てのための施設等利用給付交付金の減を、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金では、今年度の事業費見込みにより、浄化槽設置に係る循環型社会形成推進交付金の減を計上いたしました。

16、17ページを御覧ください。

4目農林水産業費国庫補助金、1節水産基盤整備事業補助金においては、上野間漁港修繕工事に対する補助金交付決定による補助金の減を、5目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金においては、道路メンテナンス事業補助金について補助金交付決定による減を、2節都市計画費補助金においては、今年度の事業費見込みにより、狭隘道路整備及び都市公園整備に係る社会資本整備総合交付金の減を計上いたしました。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金においては、障害福祉サービス事業に係る障害者自立支援給付費負担金及び障害児入所給付費等負担金の増を、2節児童福祉費負担金においては、当初見込みより利用が少なかったことによる施設型教育・保育給付費等負担金の減を、3節保険基盤安定負担金においては、負担金の確定に伴う増を、3目土木費負担金において、事業費確定に伴う道路新設改良事業費負担金の増を計上いたしました。

2項県補助金、1目総務費県補助金においては、事業費確定に伴う移住支援に係るデジタル田園都市国家構想交付金の減を、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金においては、福祉医療費補助金の減を、2節の児童福祉費補助金においては、当初見込みより利用が少なかったことによる子育てのための施設等利用給付補助金の減並びに知多大和幼稚園に対する保育所等給食費軽減対策支援金の増を計上いたしました。

18、19ページを御覧ください。

3目衛生費県補助金においては、今年度の事業費見込みにより合併処理浄化槽設置費補助金の減を、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金においては、事業費確定に伴う多面的機能支払事業補助金の減を、5目土木費県補助金、1節道路橋梁費補助金においては、補助金交付決定に伴う道路新設改良事業補助金の減を、2節河川費補助金においては、補助金交付決定に伴う河川改修事業補助金の減を計上いたしました。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金においては、今予算の財源超過に係る財政調整基金繰入金の減を、5目教育施設整備基金繰入金においては、事業費の確定に伴う教育施設整備基金繰入金の減を、6目減債基金繰入金においては、財源振替による減債基金繰入金の減を計上いたしました。

21款諸収入、4項、3目雑入の3節指定ごみ袋売却代金においては、見込み販売数が少なかったことによる指定ごみ袋売却代金の減を、4節雑入においては、事業費の確定によるデジタル基盤改革支援補助金の減を、事業費の不採択による宝くじコミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）及び消防団員安全装備品整備等助成金の減並びに新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金の減を計上いたしました。

20、21ページを御覧ください。

22款、1項町債、2目保健衛生債においては、事業費確定による保健センター整備事業債の減を、3目農林水産業債においては、県営ため池耐震補強改修工事に係る自然災害防止事業債の増を、4目土木債、1節道路橋梁債においては、事業費確定による道路整備事業債の減を、2節河川債においては、事業費確定による緊急自然災

害防止対策事業債の減を、6目教育債、1節中学校債においては、事業費確定による校舎等大規模改修事業債の減を、7目臨時財政対策債においては、本年度の財政見通しが立ったこと及び今後の地方債借入金利上昇に対応するための減を、8目民生債、1目児童福祉債においては、多世代交流型子育て支援拠点整備事業に係る子育て支援拠点整備事業債の増を計上いたしました。

次に、7ページ、第2表繰越明許費補正を御覧ください。

令和7年度に繰り越す事業に、2款総務費、1項総務管理費の巡回バス購入事業はじめ御覧の6事業を追加するものでございます。

次に、8ページ、第3表地方債補正を御覧ください。

新たに子育て支援拠点整備事業債2億2,870万円を追加し、保健センター整備事業債について、限度額を1,030万円から780万円に、自然災害防止事業債について、限度額を340万円から1,070万円に、道路整備事業債について、限度額を5,950万円から2,330万円に、緊急自然災害防止対策事業債について、限度額を1,260万円から1,240万円に、校舎等大規模改修事業債について、限度額を5,750万円から3,640万円に、臨時財政対策債について、限度額を2,350万円からゼロ円に変更するものでございます。

議案第24号の説明は、以上でございます。

○住民課長（柴田香緒君）

次に、議案第25号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の62、63ページを御覧ください。

5款、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、基金積立事業において、2,397万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明しますので、60、61ページを御覧ください。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金において、特別交付金の見込額の増額を、4款繰入金、1項、1目一般会計繰入金において、保険基盤安定負担金の確定に伴い増額を、福祉医療波及分の見込額を減額計上いたしました。

次に、議案第26号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の78、79ページを御覧ください。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金において、被保険者から納付された保険料を広域連合へ納付する広域連合納付金に不足が生じる見込みですので、増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明しますので、76、77ページを御覧ください。

1款、1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料において、現年分における普通徴収保険料の収納見込みが多かったため、歳出と同額を増額計上いたしました。

議案第25号及び議案第26号の説明は、以上でございます。

○福祉課長（三枝美代子君）

次に、議案第27号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の96、97ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、介護保険システム改修委託料の国庫補助金額の確定により財源更正し、介護保険システム改修委託料が当初見込みより少なかったため、277万円を減額計上いたしました。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費では、介護認定審査会委員の欠席等により、報酬を40万円減額

計上し、2目認定調査等費において、会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当を欠勤等により30万円減額計上し、主治医意見書作成数の減に伴い手数料を80万円減額計上いたしました。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス費において、利用増により介護予防サービス給付費を362万8,000円、特例介護予防サービス給付費を3万6,000円それぞれ増額計上いたしました。

98、99ページを御覧ください。

4項、1目高額介護サービス等費において、利用増により高額介護サービス費を187万円増額計上いたしました。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費の家族支援事業において、紙おむつ等支援事業費を利用減により、40万円減額計上し、その他の事業において、高齢者見守り機器貸与が見込みよりも登録者数が少なかったため、70万円減額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。

92、93ページを御覧ください。

歳出の介護予防サービス費及び高額介護サービス費等の増額に伴い、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目国庫介護給付費負担金、2項国庫補助金、1目調整交付金、3款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、4款県支出金、1項県負担金、1目県介護給付費負担金、94、95ページの6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、2項、1目基金繰入金、介護保険給付費準備基金繰入金において、国、県、社会保険診療報酬支払基金及び町のそれぞれの負担割合に応じて増額計上をいたしました。

歳出の紙おむつ等支援事業費及び高齢者見守り機器貸与事業委託料の減額に伴い、92、93ページ、2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金、4款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金、94、95ページの6款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金、2項、1目基金繰入金、介護保険給付費準備基金繰入金において、国、県、町のそれぞれの負担割合に応じて減額計上いたしました。

歳出の介護保険システム改修事業委託料の財源更正は、92、93ページの2款国庫支出金、2項国庫補助金、6目介護保険事業費補助金を増額計上し、94、95ページ、6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費等繰入金において、同額を減額計上いたしました。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目事務費等繰入金は、歳出の介護保険システム改修委託料、介護認定審査会委員報酬、会計年度任用職員の期末・勤勉手当、主治医意見書作成手数料の減額により、減額計上いたしました。

議案第27号の説明は、以上でございます。

○建設課長（平野恵司君）

次に、議案第28号 令和6年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに、歳出から説明いたしますので、補正予算書114、115ページを御覧ください。

1款、1項、1目土地取得事業でございますが、本年度の事業実績に合わせて減額するものでございます。

2款、1項、1目土地開発基金事業でございますが、預金利子の増により、土地開発基金繰出金を増額するものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。

112、113ページを御覧ください。

1款、1項、1目土地開発基金利子でございますが、預金利子の増額によるものでございます。

2款、1項、1目土地開発基金借入金でございますが、本年度の事業実績に合わせて減額するものでござい

す。

議案第28号の説明は、以上でございます。

○議長（大寄暁美君）

報告第2号 専決処分事項の報告についてから議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算までの説明が終わりました。

○議長（大寄暁美君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日3月4日を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、3月4日を休会とすることに決定しました。

来る3月5日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時29分 散会〕

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12 名）

1 番	都 筑 新 悟 君	2 番	茶 谷 佳 宏 君
3 番	大 寄 暁 美 君	4 番	丸 田 博 雅 君
5 番	橋 場 友 昭 君	6 番	野 田 謙 弥 君
7 番	中須賀 敬 君	8 番	森 川 元 晴 君
9 番	廣 澤 毅 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22 名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	宮 原 佳 伸 君
厚 生 部 長	中 村 裕 之 君	産 業 建 設 部 長	茶 谷 昇 司 君
教 育 部 長	谷 川 雅 啓 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
地 域 戦 略 課 長	下 村 充 功 君	防 災 課 長	三 枝 利 博 君
税 務 課 長	山 本 圭 介 君	住 民 課 長	柴 田 香 緒 君
福 祉 課 長	三 枝 美 代 子 君	健 康 ・ 子 育 て 課 長	藪 井 幹 久 君
環 境 課 長	百 合 草 俊 晴 君	産 業 課 長	富 谷 佳 成 君
建 設 課 長	平 野 恵 司 君	都 市 整 備 課 長	平 野 和 紀 君
水 道 課 長	竹 内 健 治 君	会 計 管 理 者	富 谷 佳 宏 君
学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君	生 涯 学 習 課 長	戸 田 典 博 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	宮 崎 典 人 君	議 会 係 長	江 本 真 実 君
--------	-----------	---------	-----------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。また、本日は早朝より多くの傍聴者

の方々にお越しいただき、ありがとうございます。

会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大寄暁美君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、6名の議員より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含めて50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願い申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおきましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員におきましても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問し、執行部の答弁の後の再質問においては一問一答とします。なお、質問を明確にするため、背景、経緯並びに要望に関する発言は差し控えていただくようよろしくお願いいたします。

最初に、10番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

〔10番 荒井勝彦君 登席〕

○10番（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA、10番 荒井勝彦でございます。

本日3月5日は、二十四節気の一つ、啓蟄であります。寒い冬の間に土の中で冬籠もりをしていた生き物が、暖かさに誘われて、はい出してくる頃とされております。今朝、少々肌寒いですが、啓蟄の朝を迎えました。

去る1月28日、埼玉県八潮市で発生した下水管の破損による道路陥没事故により、巻き込まれてしまったトラックの運転者の方の安否は、現在も確認されておられません。救出には、さらに長い時間を要するそうですが、一刻も早く、暗く冷たい地中から暖かい日の光の下へ救い出してあげていただきたいと思います。本日は、同僚議員より、美浜町における同様の事故に対する懸念も質問事項の一つとして通告がなされているようですが、こちらの対策もしっかりとお願いをいたします。

さて、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき、今回、私は大きな質問を3つさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

1つ目です。美浜町消防団についてお尋ねをいたします。

私、この4月で、ちょうど初当選をさせていただいてから10年になろうとしております。過去に、この消防団

に関する質問は何度かさせていただきましたが、またかと思われるかもしれませんが、これは私が議員である限り、これからも続けていくつもりでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

年々減少の一途をたどる消防団員ですが、昨年末から年頭にかけて町内で火災が多発しております。そのたびに、数少ない人数で、昼夜、休日に関係なく、時には本業を差し置いて出動される団員の皆さんは、本当に御苦労さまです。岩手県の大船渡市では、大規模な林野火災が発生し、現在も延焼中であります。被災された方に心よりお見舞いを申し上げます。

そこで、今後の美浜町消防団の在り方について質問をいたします。

1つ目です。団員の負担軽減はどうでしょう。

今議会でも、議案第16号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例において、第4条で、現在団員数209名を194名に15名の削減案が上程をされております。これは、班の再編による合理化が目的のようですが、団員に課せられる任務は減少しているかと思えば、そうではないように感じております。さらには、サラリーマン団員の増加により、かつてのように同等の活動内容を求めることに、そごが生じていませんか。現役消防団員の皆さんの負担を軽くするような具体的な措置を考えていますでしょうか。

2つ目です。愛知県消防操法大会への出場についてお尋ねをいたします。

令和7年度は、5年に1度、知多半島5町を代表して美浜町消防団が愛知県消防操法大会に出場する年ですが、この大会には前年の美浜町消防操法大会の優勝チームが出場することとなっております。昨年の美浜町消防操法大会では千緒万端ありましたが、今大会へは美浜町代表としてどの班が出場するのでしょうか。

2つ目の大きな質問に移らせていただきます。

美浜町における高病原性鳥インフルエンザ対策についてお尋ねをいたします。以後、単に鳥インフルエンザと呼称させていただきます。

今年に入って、近隣市町において鳥インフルエンザの感染拡大による鶏の殺処分が行われております。私も、たまたま通りかかった隣接市において、石灰をまいて真っ白になったところで、防護服姿の作業員が慌ただしく作業をしている姿を目撃いたしました。幸いにも2月末時点で美浜町では感染報告がありませんが、今後の対策についてお伺いをいたします。

1つ目です。町内の養鶏業者数と飼育数、これはどれほどでしょうか。

いわゆるなりわいとして鶏を飼育している業者と飼育数はどれほどだと把握しておりますでしょうか。

2つ目です。近隣の市町での殺処分状況についてお尋ねをいたします。

近隣の市町では鶏の大量殺処分を行っておりますが、現時点での処分数など実施状況はどうでしょうか。さらに、殺処分は現在も進行しているのか、あるいは終了しているのか、いかがでしょうか。

3つ目です。本町での防疫体制はどうでしょう。

隣接自治体での鳥インフルエンザの発生を受けて、本町ではどのような防疫体制を取っていますでしょうか。

4つ目です。本町で発生した場合の対応はどうですか。

万が一、本町で鳥インフルエンザが発生してしまったとき、愛知県の職員が主体となって対応し、指定業者が殺処分等を実施することとなるようですが、当該市町の職員もその作業の一翼を担うこととなるようでございます。もしそうなってしまったときには、本町職員の配置計画、作業マニュアル等の準備はできているのでしょうか。

3つ目の大きな質問に移らせていただきます。

河和台地区の調整池についてお尋ねをいたします。

これを「ちょうせいいけ」と私は呼称させていただきますが、調べてみますと、調整池の「池」という字を「ち」と読んでも、これはどちらも問題はないと出てまいります。今回、私は地面の地とこれと混同する可能性もございますので、「ちょうせいいけ」と訓読みの「いけ」という呼称を用いさせていただきますので、執行部側の御答弁される方も、できますれば「ちょうせいいけ」と表現していただきたいと思います。

ここで、モニター資料１、河和台調整池位置図を御覧ください。

河和台地区の調整池は、知多厚生病院の南端から直線距離で南に約170メートルの位置にあります。準用河川西谷川が、この調整池を源として、下流にて同じく準用河川小坂川と合流し、２級河川新江川に注ぎます。

赤い矢印でお示しをいたしました位置から撮影したモニター資料の２をお願いいたします。

河和台調整池の現状を御覧いただきたいと思います。

これは北半分を撮影した写真ですが、御覧のように草木が繁茂し、外部から水面を確認することはできません。調整池は南北に長い構造となっておりますので、南側半分も同様の状態で、一部は林のようになっております。

これらを踏まえて、１つ目の質問でございます。

調整池の概要についてお尋ねをいたします。

昭和60年８月から平成７年３月までの工期で実施された区画整理事業により設置をされた調整池であると認識をしておりますが、その規模と必要性について御説明をお願いいたします。

２つ目の質問です。これまでの整備状況はどうでしょうか。

現在では、先ほど写真で御覧いただいたように樹木が生い茂っており、河和台中の雨水がこちらに集まるとすれば、本来の機能を十分発揮できるのか疑問が残ります。外周部は、河和区の年２回の定期清掃時に近隣住民の方たちが草取り作業等を行っておりますが、内部については、周辺をフェンスで囲まれており、一般の人が立ち入ることは不可能でございます。管理者側で定期的な維持管理、整備は行っているのでしょうか。

３つ目の質問です。今後の利活用についてお尋ねをいたします。

河和台地区の中心にあれだけの面積の町有地が存在しておりますので、他の自治体で見られるような公共施設の駐車場や公園としての利活用を本町としては考えているのでしょうか。

以上で、私の壇上での質問とさせていただきます。分かりやすい御答弁をお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

それでは、誠実に簡便な答弁に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

荒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町消防団についての御質問の１点目、団員の負担軽減はについてでございますが、消防団員の入団者減少に伴い、団員の負担軽減を図るため、班編成の統合を進めております。

そのことにより、１班当たりの人数が増加し、消防操法大会における出場選手のサポートができる体制づくりにつながっていると考えており、ほかにも操法の練習期間を区切るなど負担軽減を図っているところでございます。

さらに、消防団の行事や式典におきましても、時間短縮等の軽減策を試行しております。

また、自主防災組織や防災リーダーの育成を通じて、災害時の担い手増加と役割の分散化を図っております。

今後も各団員の意見を聞きながら負担軽減に努めてまいります。

次に、御質問の２点目、愛知県消防操法大会への出場についてでございますが、令和７年８月９日土曜日に豊田市で開催されます第70回愛知県消防操法大会に知多郡を代表して美浜町消防団野間分団が出場する予定となっております。

次に、美浜町における高病原性鳥インフルエンザ対策についての御質問の１点目、町内の養鶏業者数と飼育数にはついてでございますが、養鶏業者数は３件で、飼育数は、２月１日現在で河和南部地区の２軒が約44万9,000羽と7万7,000羽、奥田地区の１軒が1万5,000羽の合計54万1,000羽でございます。

次に、御質問の２点目、近隣市町での処分状況はについてでございますが、１月１日の常滑市での発生を皮切りに、半田市、阿久比町において計13例の鳥インフルエンザの感染が確認されており、２月13日の時点において、13農場全ての採卵鶏及びウズラ186万8,000羽の殺処分が終了し、現在は埋却等全ての防疫措置が終了しております。

次に、御質問の３点目、本町での防疫体制はについてでございますが、13例全ての農場が本町から10キロメートル以上離れた搬出制限区域外であったため、特段の対応は求められておらず、県の関係機関と連携を図り、情報収集に努めました。本町としては、各養鶏業者への防疫措置徹底の指導と消石灰など防疫資材の配付を行うなどの対応をしております。

次に、御質問の４点目、本町で発生した場合の対応はについてでございますが、美浜町家畜伝染病防疫対策本部設置要綱及び美浜町家畜伝染病防疫対策マニュアルに所属ごとの所掌事務などの詳細を定めております。

次に、河和台地区の調整池についての御質問の１点目、調整池の概要はについてでございますが、土地区画整理事業のような大規模な宅地造成を行う場合は、国などの定める基準に応じて調整池を設置することとなっており、議員御指摘の河和台２丁目の調整池につきましては、規模として約1万2,000立方メートルの貯水量を確保しております。必要性については、河和台地区に降った雨を一時的に貯留し、河川への流出を調整するために整備したものでございます。

次に、御質問の２点目、これまでの整備状況はについてでございますが、調整池周辺の植栽については、毎年、河和区に剪定等の管理をお願いしております。調整池の中については、平成６年に土地区画整理組合より美浜町へ管理を引き継ぎされて以降、草刈り等を行った記録はありますが、定期的な維持管理は行っておりません。

次に、御質問の３点目、今後の利活用はについてでございますが、議員のおっしゃるとおり、現在、他の自治体では調整池を駐車場や公園として利活用している例がありますが、河和台地区の調整池はもともと利活用することを前提に造られておりません。今後、駐車場等で利活用するとなると、水を一時的にためるという本来の機能を確保しながら安全性にも配慮する必要があると、整備に要する経費なども含め検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

最初に、消防団関係の質問から再びお願いをいたします。

団員の出勤報償金についてお尋ねをいたします。

以前、私の一般質問で、美浜町消防団員の出勤報償額は近隣他市町と比べてどうですかという問いかけに対し、

やや抑えられておりますと、このような御答弁をいただきました。若干含みを持ったお答えでございましたが、その私の質問の後、その時点では1,200円であった出動報償金を何と倍額の2,400円としていただいたようですが、あれから随分時間もたっておりますし、人件費等も皆さん御存じのとおり高騰しております。現時点での出動報償額は幾らで、今後、改定する考えはありませんでしょうか。

○防災課長（三枝利博君）

今の荒井議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、団員の出動報償金につきましては、令和6年4月1日から、行方不明者捜索等を含む災害出動に限りまして、4時間まで1人当たり4,000円、それを超える場合は8,000円ということになっております。

年額報酬につきましても、今現在、団員1人当たり3万6,500円ということで、これにつきましては国の基準と同レベルということになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○10番（荒井勝彦君）

国の基準と同じ、年額報酬はそうだということで、ありがとうございます。

年額報酬と出動報償金の支払い方法についてお尋ねをいたします。

ここで、お断りをしておきますけれども、消防団員の身分というのは「消防団員の身分」というふうに検索をいたしますと、非常勤特別職の地方公務員であるというふうに出てまいります。要は、自分たちの活動に対して何がしかの報酬を頂いておるのが消防団員でございます。よって、その報酬をどのように使おうが、消防団員の皆さんの各自の判断でやれることであって、世間の中には、消防団員がお酒を飲んどったとか、そういうことを批判される方もおりますが、自分たちの活動によって得た報酬で、お酒を飲もうが、どこかへ遊びに行こうが、そんなことを言い出すと全ての公務員の方もそういうことは一切やれんことになってしまいますので、ここを御理解いただきたいと思います。

さて、私が現役の消防団員として活動させていただいた頃は、各班ごとに一括で年額報酬、出動報償金を受け取って、班長さんとか、会計さんとか、役職にある先輩方が、これを一括で管理して活動を支えていただいております。年の離れた先輩方は、私ども後輩の面倒見もよかったですし、それにより、地域の守りの要である、その一員であると、そういう誇りも私自身は感じておりました。ところが、時代の変遷により、社会の風潮として個人が尊重されるようになり、私としては一抹の寂しさを感じております。

美浜町消防団の報償額、この支払い方法というのは、現在どのようになっているのでしょうか。お答えを願います。

○防災課長（三枝利博君）

現在も団の申出によりまして同じような方法で支給していますが、国からの指導によりまして今後は徐々に個人支給の方向に向けて準備をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○10番（荒井勝彦君）

私の現役の頃は、本当に縦のつながりが、そういう先輩方の金銭面でも団の活動においても、しっかりと支援をしていただいたように思います。これが各個人に支給ということになりますと、じゃ、今回、何か事がありますので、会費制ですよと。それもいいでしょうが、私としてはちょっと、はてなと思うところではありますが、これは全国的に、もうそういう流れになってきておりますので、時代の流れといいますか、これは美浜町だけが何よと言っている仕方がないことだと思います。今、課長がおっしゃったように、国の指導に基づいて、きちんと支給をしていただきたいと思います。

さて、それでは、鳥インフルエンザに移させていただきます。

先ほど、かなりの大きな養鶏業者の飼育数をおっしゃっていただきましたが、少数飼育している場合はどうでしょうか。いわゆるなりわいとしている養鶏業者、飼育数は美浜町としても先ほどおっしゃっていたように把握をしているようでございますが、私の知り合いで、趣味の延長として鶏を飼っている方もお見えになります。烏骨鶏を飼っていて高級な卵を頂いたこともございますが、そのような方、飼育数が少数だからといって鳥インフルエンザが発生しないとは言えないと思います。このような方たちを美浜町としては把握をしているのでしょうか。

○産業課長（富谷佳成君）

鶏はもとより、牛や豚、羊、ヤギ、アヒルなどにありましても、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は県知事に飼養衛生管理状況を定期的に報告する、そういった義務がございますので、所有者である飼い主から県の窓口である西部家畜保健衛生所に報告のあった分について、情報共有として承知してございます。まだ報告されていないような状況を把握した場合には、県へ報告するよう指導しております。

○10番（荒井勝彦君）

本当に少数でも、たしか半田市と武豊町にあるのですか、家畜の保健所というのが。そちらの活躍を今後も期待しております。

近隣市町における殺処分の状況と今後の対応について再度お尋ねをいたします。

鶏の殺処分後は、焼却または埋却、穴を掘って埋めるということを埋却と言いますが、そのようにするそうですが、今回のように大量に殺処分が必要な場合には、基本的には、この埋却、大きな穴を掘って、それなりの処置をして埋めていると思います。この埋却後に、どのような過程を経て養鶏業者は事業を再開することになるのでしょうか。今まで飼っていた鶏を全て殺処分して埋めちゃって、がらんとなっちゃった養鶏場、今後の再起についてどのようなプロセスを踏むのでしょうか、お答え願います。

○産業課長（富谷佳成君）

先ほど町長答弁にございましたとおり、13例全ての農場において殺処分が終了していると答弁させていただきましたが、鶏を殺処分した後、土中に埋却する、そういった流れは議員おっしゃるとおりでございますが、その際に、飼育場にごございました餌やふんなども合わせて焼却、埋却、または残置などの処分を行い、農場または鶏舎の清掃、消毒を行った後、3か月間静置、置いておいてから、また改めてウイルス検査を行い、全ての状況において陰性が確認されてから、また改めて鶏舎の修繕、野生動物の侵入防止対策など工事、農場の衛生管理対策のためのマニュアルを作成した上で、その後、清潔になった鶏舎にモニターのための鶏を一旦導入しまして3日間飼育して、改めてウイルス検査を行った結果、全ての鶏のウイルス検査が陰性であった。これを確認して再建に進むことができるといったことになっております。

これらの措置を全て行い、鶏を再導入するのに約半年、その後、従前と同様、鳥インフルエンザ発生前と同程度の再建に至るには約1年半近くかかるということになってございます。

○10番（荒井勝彦君）

幸いにも本町では鳥インフルエンザの発生は見られませんでした。万が一、近隣市町からの感染が広がってしまった場合には、本当に養鶏業者は死活問題になってしまいます。諸般問題もあるかもしれませんが、私たちが日常に食している鶏卵、鶏のお肉等が断たれるということは、非常に厳しいことだと思いますので、特に防疫体制については美浜町も全面的にバックアップをしてやっていただきたいと思います。

それでは、養鶏業者の報告義務と罰則、これについてお尋ねをいたします。

先ほど来、申し上げておりますとおり、大きな養鶏業者が数万羽単位で飼育をしていれば、恐らく日常的に鳥

インフルエンザとは関係なく弱って死んでしまう鶏も出てくると思います。どの程度の鶏が死んだら、県への報告義務が発生するのでしょうか。また、それを怠った場合には、何か業者に対してのペナルティーでもあるのでしょうか。

○産業課長（富谷佳成君）

高病原性鳥インフルエンザは、家畜伝染病予防法における家畜伝染病に指定されておりますことから、飼育されている鶏に鳥インフルエンザの感染が疑われる場合、同法に基づき、県知事への報告義務がございます。これらの規定による届出をせず、または虚偽の届出をした場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処するとされてございます。

ただし、この届出に虚偽の申告や遅れなどがあった場合は、国から支払われる手当金が減額される制度があるため、事業者にとっては罰金よりそちらのほうが深刻なので、事業者は遅滞なく届出をされると考えております。

なお、大量死の基準につきましては、同一畜舎内における1日の死亡率が過去3週間の平均値の2倍以上になった場合とされておりますので、これを超えた場合には報告の義務が発生するとされております。ただし、昨今の頻発する状況から、ケージ内で数羽まとまって死んでいるのを確認した場合、二、三羽でも報告するということ、家畜保健所は指導していると聞いております。

○10番（荒井勝彦君）

本当に、より厳しい状況で、養鶏業者の方も常に気を回していただいていると思います。

それでは、埋却地、要は穴を掘って埋める土地についてでございますが、確保はできているのでしょうか。もし本町で発生し、大量殺処分が必要となった場合には、埋却地のめどは立っているのでしょうか。養鶏場の敷地内であるとか、隣接地であるとか、まさかトラックに乗せて、それを遠隔地まで運んで、そこで穴を掘って埋める。こんなようなことはないと思いますが、いかがでしょうか。

○産業課長（富谷佳成君）

議員の質問に答えさせていただきますが、埋却地の準備につきまして、めどは立っているというふうに確認しています。ただし、既に入手しているものばかりでございませぬので、もし発生した場合には、改めて土地所有者と契約を結んで購入すると。そういったことも考えております。

○10番（荒井勝彦君）

ありがとうございます。鳥インフルエンザ関係の再質問は以上とさせていただきます。

それでは、残り19分ほどで、最後の調整池についての質問を再びさせていただきます。

管理についてでございますが、現在、こちらの調整池に進入するには、東西1か所ずつ設けられた金網のフェンスの出入口のみでございます。数年前には東側の出入口が破損をしておりまして、ちょうばんも外れておって、両方の観音開きの扉がそのまま倒れて落ちておりました。これは、どなたも気づきませんでしたので、私が担当課に申出をいたしました。そのまま放置された状態でございました。

草刈り等を行った記憶があるとの御答弁をいただきましたが、例えば、そのときに刈り取った草、これは搬出されているのでしょうか。他の地区の調整池には、メンテナンス用のスロープが設置をされておりまして、軽トラックぐらいのものだったら容易に底部まで下りていけるようになっておるところが多く見受けられます。しかしながら、ここにはございません。草の繁茂どころか、太い木まで生えている状態まで放置していて、果たしてこれで本来の機能を発揮できるとお考えでしょうか。

○建設課長（平野恵司君）

管理についてということですが、調整池の中には、議員のおっしゃるとおり、草、樹木等が多々生えて

はありますが、現時点では、降った雨を一時的に貯留して河川へ流出を調整するという調整池の機能におきましては、すぐに支障が出る状態ではないと考えており、定期的な草刈り等の実施等はしておりませんでした。今後、年々木も大きくなってきてはありますので、伐採については、また検討してまいりたいと考えております。

○10番（荒井勝彦君）

調整池の今、管理マニュアルについてでございますが、国は、自治体に対して補助金まで出して、調整池を整備し、管理マニュアルの作成と所定貯水量などの定期的な検査を求めていると考えております。

ちょっと古い資料で申し訳ございませんけれども、2014年10月、会計検査院は、12都道府県14市区の129施設の調整池で管理マニュアルが作成されておらず、国土交通省に対して各自治体に管理を徹底させることを求めたそうですが、美浜町としてはこういうものというのはつくってあるのでしょうか。

○建設課長（平野恵司君）

ただいまの質問につきましては、平成14年に発出された通知ということですが、ちょっと把握をしておりませんで、実際、マニュアル自体もございません。

ただ、調整池の状況等は常時確認をさせていただいておりますので、今後、今言われました作成の通知等を確認させていただきまして、マニュアル等の作成が必要ということならば、その方向で考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

今、課長は平成14年とおっしゃいましたが、2014年と私は申し上げたつもりです。マニュアル等が必要ならばというのではなくて、国はこうしなさいよという指導をされておるそうですので、もう数十年にわたり、ほったらかしの状態を、このまま将来にわたって、いや、そのままですよというのは、近隣の住民の方からも随分相談を受けておりますので、これは早急に対応していただきたいと思います。

それでは、今の調整池、下水の流入についてお尋ねいたします。

これは最初の御答弁で町長も「調整池とは」というふうに検索をいたしますと、「雨水を一時的にためる施設である」と。開発したりして下流に一気に雨水がゲリラ豪雨等のときに流れていくのを防ぐために、一時的にそこに貯留をするのですよというような表現をされております。

私が子供の頃には、河和台地区は水田がずっと広がっておりまして、ところどころにミカン山もありました。要は、それだけの保水力が、人工的ですけども、水田等が一時的にダム役割をしていたと思います。そのための代替施設として調整池が存在していると思いますが、河和台地区の区画整理事業が進行しております頃は、汚水の処理に関しましては、ほとんどが単独処理の浄化槽によるものだったと記憶をしております。平成13年4月1日から浄化槽法が改正されまして、合併処理浄化槽の設置が主流になりました。

河和台地区の雨水は道路側溝に放流しているはずですが、浄化槽による処理水と合併処理浄化槽設置以前の家庭の雑排水、お風呂であったり、キッチンであったり、洗濯の水等々は、未処理のまま道路埋設の下水管を通じてこちらの調整池に流入していませんか。

冒頭の位置図でお示しさせていただいたように、済みません、今、モニターに映し出させていただいておりますが、この調整池の北側から準用河川西谷川が流出しておりまして、区画整理事業が実施される前と比べると非常に汚れ具合が顕著でございます。これは何か対策を考えておられるのでしょうか。

○建設課長（平野恵司君）

雨水が調整池に流入しておるということですが、そのことにつきましては、町内どちらの水路や河川にも流れておりますので、特に問題があるとは考えておりませんが、特に対策ということにつきましては、実際、

調整池の中につきましては、大きな水路が実は造ってありまして、そちらに、通常の流れで来る水につきましては、水路を通りまして西谷川へ流れるというような経路になっておりまして、池にたまるような形にはなっておりません。そういうことで、よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

今、雨水、汚水、聞き取れませんでしたので、後日確認をさせていただきますが、未処理のいわゆる家庭雑排水が、そのまま調整池、先ほど冒頭に私が申し上げましたとおり、水面の確認が外部からではできません、林の中ですので。明らかに、もしですよ、それが流入しているとすれば、これは本来の、違法なことであると言わざるを得ないと思いますので、しっかりと確認をして調整池の機能がきちんと保たれるようにしていただきたいと思います。

それでは、侵入防止対策についてお尋ねをいたします。

調整池全体はフェンスでぐるぐるっと囲われておりますので、容易に進入はできませんが、準用河川西谷川との接続部分からは、実は進入が可能になっております。昨年の3月10日、ちょうど1年前になりますが、深夜1時過ぎに、我が家の裏を流れております西谷川、私は、この調整池の北側100メートルほどのところに住んでおりますので、西谷川が私の敷地に隣接しております。ここに酩酊をした女性が迷い込んで抜け出せずに困ってありました。幅、深さとも4メートル以上のオープンカルバート状態になっておりますので、自力での脱出は不可能でございます。もしこのまま上流にそのまま迷い込んでしまえば、これは調整池につながっておりますので、ほとんど発見は不可能となっておりますと思います。

一部暗渠になっていると思いますが、これも分かりません。そこへ入っていつてしまう方がお見えになる可能性もあります。市街地の中でも思わぬ落とし穴が存在するものですが、何か対策を考えておられますでしょうか。

○建設課長（平野恵司君）

ただいまの質問につきましては、現地をよく確認させていただきまして、今後、侵入防止等対策を考えていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

恐らく調整池と西谷川の接続部分を確認されているような方はお見えにならないと思います。私もわざわざ、はしごを持って行って、フェンスのところに掛けて、のぞき込んで、ああ、こんなような状態になっておるんだなというふうに確認をしたところでございます。

あと7分ほどでございますので、質問は以上でございますが、消防団に関しましては、班の再編に伴う詰所の建て替え、消防車及びポンプの更新等、美浜町としても計画的に実施をいただいているようですので、今後は、団員の皆さんの負担軽減、待遇の改善、さらには住民の皆さんの御理解が得られるよう、町当局としても、さらなる御支援をお願いするものでございます。

鳥インフルエンザ対策といたしましては、決して対岸の火事だと思わず、防疫に努めていただき、日頃より不測の事態に備える努力をしていただきたいと思います。渴して井をうがつことのないようお願いいたします。

河和台地区の調整池については、思わぬ盲点があるように感じます。ほとんどメンテナンスをしていないということは、管理者としては怠慢だと申し上げざるを得ません。そんなことはあるわけではないだろうという思い込みが、悲劇を招く可能性もあるでしょう。数年前には、奥田地区でしたか、認知症の方が迷ってしまつて排水路のようなところに入り込んで、数年後に変わり果てた姿で出てきたこともございました。予防策を講じておくこ

とも行政としての大事な仕事だと思います。

残り5分少々ありますが、以上で私の一般質問を閉じさせていただきます。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

先ほど荒井議員がおっしゃいました河和台地区に汚水が流れ込んでおるということで、違法状態であるという
ような御指摘があったのですが、町内、まだ単独浄化槽、し尿だけを処理する浄化槽が多々残っておりまして、
ほかの地区でもそういった生活雑排水は排水路、河川等にも、先ほど建設課長も言ったとおり流入しております。
これが違法状態というものではございませんので、それだけはよろしくお願いします。

あと、管理マニュアルにつきましては、早急に対応してつくっていきたいと考えておりますので、よろしくお
願いします。

○10番（荒井勝彦君）

申し訳ありません。言葉が過ぎたかもしれませんが、水質汚濁防止法ということに関しましては、私も専門家
でございませんけれども、汚水と雨水と一緒に、私、実は河和台でも新築工事をさせていただいたことがござい
ますので、ちゃんと雨水と汚水を分けて地中埋設の下水管につないでくださいねという、そういう指導がなされ
ておりました。

建築確認をするときに、同時に浄化槽調書というのも出しますし、配置図には排水経路というのを示すように
なっております。これは、将来、美浜町は終末処理場を造る。公共下水を整備するのか、はたまた集落排水のよ
うな形で大きなところを1か所つくるのか、そういうふうにして新しいまちづくりが始まるんだなと思ったとこ
ろでございましたが、30年ほどたってもそのままの状態でありますので、いろいろ調べてみたら、調整池とは何
ぞや、雨水を一時的にためるところですよというところで、これはグレーですよという表現も、いろいろな文献
には書いてありましたので、ちょっと過ぎた表現だったのかもしれませんが、今後は、先ほど部長の御答弁にも
ありましたように、マニュアルもしっかりとしていただいて、一度、あの中に入ってみたらいかがでしょうね。
そうして、ああ、こんな状態になっておるんだと。

そうすれば、確かに下水はこちら側の水路を流れて準用河川西谷川に流れて、小坂川は新江川へと流れていく
のかというふうに確認もできると思いますので、これは町民の皆さんが、ああ、ここはきちんとこうなってい
るんだなというふうに見られるような、見える化、可視化をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを
申し上げます。

残り時間が3分弱になりましたので、これで私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井勝彦議員は自席にお戻りください。

〔10番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで、休憩を取ります。再開を10時ちょうどといたします。

〔午前9時50分 休憩〕

〔午前10時00分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 野田謙弥議員の質問を許可します。野田謙弥議員、質問してください。

〔 6 番 野田謙弥君 登席〕

○ 6 番（野田謙弥君）

皆さん、おはようございます。新風みはま、6 番 野田謙弥でございます。

私は、これまで定例会の一般質問において、主に子育て支援や学校教育について述べてきました。今回は、視点を変えて、高齢者の福祉について質問したいと思います。

美浜町においても少子高齢化の波はますます加速度を増してきています。そこで、町は、人生100年時代の高齢者が安心・安全に、また心豊かに過ごすことのできるよう、どのように支援しているのか、お尋ねします。

まず1 丁目、美浜町の高齢者福祉施策について質問します。

美浜町の65歳以上の高齢者数は約6,900人で、高齢化率は34%です。全国29%、愛知県25.6%と比べて、かなり高い高齢化率になっています。そんな中で、高齢者の孤立化、不便や不安を感じる高齢者の生活環境といった現象も起きています。高齢者が生きがいや楽しみを持ちながら充実した生活を送ることのできる生涯活躍のまちの実現に向けて、一人一人の状況に応じた健康増進や介護予防の取組、高齢者の生きがいづくりが、ますます重要になってきています。

そのような状況を踏まえ、次のとおり質問します。

1 点目は、高齢者が培ってきた職業的経験や技能を生かすシルバー人材センターが、高齢者の生きがいづくり・社会参加の推進に大きく貢献していると思います。そこで、シルバー人材センターの会員数と請負の合計契約金額について伺いたいと思います。また、町としてどのような支援を行っているのでしょうか、御説明ください。

2 点目は、町内各地区にある老人クラブの活動は、高齢者が多様な分野で地域交流・活躍する場を提供しています。そこで、美浜町の老人クラブの現状を具体的に伺います。

3 点目は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく充実した暮らしを最期まで続けるために、町は高齢者の見守りについてどのような施策を講じているのか伺います。

次に、大きな2 丁目として、河和城跡周辺の整備について質問します。

戦国時代の歴史遺産として価値の高い河和城跡は、美浜町教育委員会が管理しています。お城山と呼ばれていた河和城跡の主郭には、地元の人たちが桜の木を植樹して、三河湾を一望できる憩いの場として広場を整備し、現在に至っています。しかし、最近、竹林が広がり、樹木が周辺道路へも覆いかぶさり、大変危険な状態です。応急的にも手当てが必要だと思い、次のとおり質問します。

1 点目は、モニターを御覧ください。これは、河和城跡の本丸である主郭への唯一の入り口である60段の階段で、現在、立入禁止になっています。勾配がきつく、普通の大人でも上り下りに恐怖を感じるほどです。そこで、河和城跡への入り口について、東斜面の竹やぶを整備し、急な階段を使わずに、高齢者でも安全に現地に歩いて行ける進入路を造る考えはありませんか。

2 点目は、モニターを御覧ください。これは、河和城跡周辺にある知多厚生病院から河和小学校へと上がっていく町道の様子です。覆いかぶさっている樹木を伐採するなどして、歩行者や車が安全に通る方策はありませんか。

以上で、私の壇上での質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

野田謙弥議員の御質問にお答えいたします。

私からは美浜町の高齢者福祉施策についての御質問にお答えし、河和城跡周辺の整備については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いします。

初めに、美浜町の高齢者福祉施策についての御質問の１点目、シルバー人材センターの現状はについてでございますが、シルバー人材センターの令和７年１月末現在の会員数は145名で、うち男性100名、女性45名とのことでございます。また、12月末の請負の合計契約金額は約4,986万円で、前年同月比2.5%の増、シルバー人材センター派遣事業の収入金額は約425万円で、前年同月比4.4%の増と伺っております。

本町の支援としましては、運営費として高齢者就業機会確保事業費等補助金の支払いを、公共機関の仕事として宿直業務をはじめ町道の草刈りなどの発注をしております。

次に、御質問の２点目、老人クラブの現状はについてでございますが、老人クラブの数は減少傾向にあり、令和元年の老人クラブ数は15地区で33クラブありましたが、令和５年度末までに布土地区、古布地区、奥田中地区、奥田北地区のクラブが解散し、令和６年度は11地区で23クラブとなっております。

次に、御質問の３点目、高齢者の見守りはについてでございますが、70歳以上の独り暮らし高齢者は、民生委員の訪問等による見守りをお願いし、令和６年度からは、満65歳以上の独り暮らし高齢者や75歳以上のみの世帯など対象条件に当てはまる方には、置き型人感センサーと携帯型緊急通報装置の貸与を行っております。

モニターを御覧ください。

左側が置き型人感センサー、右側が携帯型緊急通報装置でございます。

また、地域見守り活動として、郵便局や新聞店、金融機関など16事業所と協定を締結し、日常業務において見守り活動に御協力いただき、緊急時には連携を図り、速やかに対応する体制を構築しております。

〔降壇〕

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、河和城跡周辺の整備についての御質問の１点目、河和城跡への進入路についてでございますが、河和城跡につきましては、本町の重要な文化財の一つとして認識しておりますが、進入路の整備には整備費用とは別に発掘調査も必要となるなど課題は多く、新たな進入路を整備する計画はございません。

次に、御質問の２点目、河和城跡周辺道路についてでございますが、御指摘いただいた箇所の町道に覆いかぶさっている樹木につきましては、既に確認しており、令和７年度の当初予算に伐採費を計上いたしました。当初予算をお認めいただければ、速やかに実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○６番（野田謙弥君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、高齢者福祉施策についての１つ目、シルバー人材センターの現状について、答弁いただきました。

シルバー人材センターの会員数や受注件数が増えているようですが、本町の高齢化率から見ると、まだまだ会員は少ないと考えます。会員の皆さんは、様々な職種を経験した方も見えると思いますが、人材育成はどのようにされていますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいまの野田謙弥議員の御質問にお答えいたします。

シルバー人材センターでは、毎年、樹木の剪定実技講習や草刈り機の安全講習会など、受注の多い仕事に対応できるよう人材育成し、受注件数を増やすため、商工会に加入するなど、積極的に求職活動もされております。

また、会員の募集や活動の周知は、本町の産業まつりへの出展や、新たに広報紙、シルバー人材だよりを発行しており、令和6年度から実施したスマホセミナーでは、会員の方が友人等を誘い、その友人の方が会員登録になるという会員増につながった事例がありましたという報告を受けております。

○6番（野田謙弥君）

新たに発行された広報紙シルバー人材だよりを見ますと、ワンコインサービスというものもあるようです。こういった契約金を安くして高齢者が気軽に利用できる制度もぜひ推進していったほしいと思います。シルバー人材センターが、しっかりと地域社会の一員として受け入れられ、高齢者が共に働き、共に助け合って、地域の活性化に貢献することにより、生きがいのある充実した日々を過ごすことのできるよう、町としてもできる限りの支援を行ってほしいと思います。

次に、老人クラブの現状について答弁をいただきました。

残念ながら、老人クラブの休会や解散が増えている現状があります。

そこで、町は、老人クラブの現状に対し、どのようにお考えでしょうか。老人クラブの活動の周知や支援は何をなされているのでしょうか。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいまの御質問ですが、老人クラブ活動については、高齢者の皆さんの活躍の場、憩いの場、地域コミュニケーションの場であり、大事な活動の一つと考えております。

老人クラブの会員の増を図るため、いろいろな活動を実施していただけるよう、活動への講師等の派遣も各クラブと検討し、支援してまいります。また、広報等で各老人クラブの活動の状況等を周知していき、広報で老人クラブの方の会員を増やしていけるように、今年度から取り組んでいくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

○6番（野田謙弥君）

老人クラブの活動が町の活性化に大いに貢献しているようです。今後の老人クラブの発展のためにも、町として活動場所や活動資金の支援をより一層していただくようお願いいたします。河和地区にとって河和港観光センターが老人クラブの活動場所になっていますが、交通の便など高齢者にとって大変使いづらい現状があります。

そこで、河和台に建設予定の多世代交流施設を町内の他の公共施設と同様に減免措置によって活用できるようにしていただきたいと思います。多世代交流の機会を通して、高齢者に限らず、誰もが多様なステージ、役割の中で、活躍できる社会であることが大切だと考えます。

次に、高齢者の見守りについて御説明をいただきましたが、美浜町には高齢夫婦のみの世帯、高齢者のみの独居世帯がどのくらいあるのか把握していますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画で使った数値でございますが、令和2年の国勢調査の数値で、高齢者夫婦世帯が1,233世帯、高齢者独居世帯が1,028世帯でございます。

○6番（野田謙弥君）

高齢夫婦世帯は、夫婦がそろっているもので、見守りの必要がない、大丈夫だということではなく、夫婦世帯であっても様々な困難に直面している場合もあります。2人ともが要介護だったり、運転免許を返納したりで、ごみ出しや買物もままならない。町は、こういった方々への地域ぐるみの見守り活動に本腰を入れて取り組んでい

ってほしいと思います。

そういった意味で、高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画では「住み慣れたみはまで 支え合い いきいきと暮らせるまちをめざして」を基本理念に掲げていますが、今年度はどのような取組をされましたか。取組の概要と実績の説明をお願いします。

○福祉課長（三枝美代子君）

本町では、ただいま言われた計画を推進する地域包括ケアシステムとして、基本理念を踏まえ、医療や介護、住まい、生活支援など、地域が一体となった支援体制を構築し、地域包括ケアシステム推進協議会では、今年度、もしものときを考えていただく人生会議の講座を開催しております。人生会議では、もしものときのために、自分の大切にしていることや望み、どのような医療ケアを望んでいるかなど、前もって考え、家族や周囲の信頼する人たちや医療ケアチームと繰り返し話し合い、共有をすることです。

令和6年11月30日、約2時間半、保健センター集団指導室において、募集定員50名の会場がほぼ満席でございました。講師には、司法書士、税理士もお招きし、2部構成の講座で、第1部では、終活は自分のためではなく、大切な家族のためであり、思いを残すという大切さを、第2部では、家族を困らせない遺産相続のために、もしものに備えて今からできることを学んでいただきました。参加の皆さんからは、講座後の質問も多く、受講後のアンケート調査では、自分のもしものについて家族と話し合いたい、相続など具体的な事例があり、分かりやすかった、終活ノート作成の大切さを改めて知ることができたので、早速作成してみたいなど大変好評でした。

野田議員がおっしゃられるとおり、高齢の夫婦の方、独居、独りの世帯の方が、これから自分の終活についていろいろと学んでいただくよい機会だったと思っております。

○6番（野田謙弥君）

新しい取組である人生会議について、募集定員50名の会場が満席だったということで、高齢者、町民の関心の高さがうかがえます。「住み慣れたみはまで 支え合い いきいきと暮らせるまちをめざして」、今後もこういった事業の継続開催を強く希望します。

次に、大きな項目、河和城跡周辺の整備についての1つ目、河和城跡への進入路について御説明をいただきました。

進入路の整備には、整備費用とは別に発掘調査も必要ということですが、埋蔵文化財としての整備を目指せば、当然発掘調査も必要になると思います。

それでは、入り口の階段を設置したときは、発掘調査をされたのでしょうか。されたとしたら、そのときの状況を御説明ください。

○生涯学習課長（戸田典博君）

野田議員の発掘調査の実施の有無についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、先ほどモニターで表示していただきました階段につきましては、平成18年9月に設置をしております。その前の7月に発掘調査を実施させていただきました。

実施の結果、工事に支障がないということで設置工事を実施いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○6番（野田謙弥君）

上野間地区の野間神社の横に産業組合神社があります。伊勢湾を見下ろすこんもりとした小高い丘に、高齢者でも容易に散策できる進入路が設置されています。大変すばらしい環境が維持管理されています。願わくば、河和城跡も、このような町民の憩いの場所、老若男女誰でもが気軽に散策できる場所になってほしいと思っています。

2つ目として、2つ目の再質問です。

河和城跡周辺道路について御説明をいただきました。

河和城跡周辺道路は、美浜町で一番人口の多い地区を抱え、朝夕は地域の多くの高齢者が健康増進のためウォーキングをしています。また、町内外から知多厚生病院、名鉄河和駅への連絡道でもあります。本年度、樹木伐採の予算が提示されたことは、大変喜ばしいことです。ありがたいことだと思っています。

しかし、答弁のあった樹木の伐採箇所は、河和城跡を取り巻く町道の一部にすぎません。町道に接している竹やぶを根本的に伐採しないことには、覆いかぶさった樹木が視界を遮り、行き交う車や歩行者の接触事故がいつ起きても不思議がない現状です。

そこで、町は、河和城跡周辺の竹やぶの地権者、土地所有者と協議をして、竹やぶを伐採する考えはありませんか。

○建設課長（平野恵司君）

町道に覆いかぶさっている樹木、竹等の伐採につきましては、基本、地権者の方に対応していただくことが本来と考えておりますので、これまで同様、地権者の方に枝払い、伐採等をお願いしてまいります。

○6番（野田謙弥君）

河和城跡は、歴史的、文化的に価値の高い史跡です。と同時に、観光施設としても誇れる施設であり、地域住民の宝なのです。今後、財政的に整備する環境が整いましたら、ぜひ高齢者でも歩いていける進入路だけでも設置していただきたいと思います。

それでは、最後に、残りの時間をいただき、町長に申し上げます。

町長は、広報みはまの令和7年、年頭挨拶で、高齢者福祉を含む現行の行政サービスを維持しつつ、美浜の未来のために持続可能な取組を中・長期的な視点、財政計画の下に進めると述べています。今回、私が質問した高齢者福祉施策についてや、河和城跡周辺の整備については、悠久の過去から連綿とつながれてきた大切な地域の遺産を私たちの世代で途切れさせることのないよう、町長がしっかりとかじ取りをしてほしいという思いで、質問させていただきました。

昨年、野間大坊の鐘樓の補強工事に500万円の予算が計上されました。町有の財産でなくても、町民の暮らしにおいて、文化的・防災的に必要なものには予算をつけていただいています。エリアの大半が町有である河和城跡にも、それなりの予算をつけていただきたい。美浜町で一番人口の多い地区を抱えた河和城跡周辺の整備は、町が責任を持って取り組む課題だと思います。

現在の河和城跡は、冒頭でお示したように、入り口の階段を上った先の広場に雑草が生い茂っているため、立入禁止になっています。美浜町制70周年を迎え、町外からの関係者も多く来庁されます。県内外から河和城跡への見学希望がSNSにも上がっています。そんな中、今年の春、広場に植樹された桜の木々は、誰にも観賞干渉されずにひっそりと満開の花を咲かせるのでしょうか。

町長には、子育て世代に選ばれるまちづくりに御尽力いただいております。もちろんそれが町が抱えている最重要施策だと思っています。

○議長（大寄暁美君）

済みません、野田謙弥議員、ちょっと意見は最小限にさせていただいて質問をしてください。

○6番（野田謙弥君）

しかし、同時に、人口の34%を占める高齢者のための施策にもしっかりと取り組んでいただきたい。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、私たちも含めた地域全体で支えていけたらと思います。

町長の答弁を求めませんが、何かおっしゃられたいことがありましたらおっしゃってください。

○議長（大寄暁美君）

どうされますか。

○町長（八谷充則君）

通告外の質問に対することは、ちょっとやめておきまして、今回質問された高齢者福祉施策の中のシルバー人材センター、老人クラブ、そして高齢者の見守り、この辺についてほか、私の考えをちょっとお話しさせていただきますと、シルバー人材センターというのは、いわゆる高齢者の方々が就業する機会を得るところでございますけれども、私も含めて、今、定年延長という形になってきて、60歳が65歳、いずれ70歳まで行くんじゃないかというような中で、なかなかシルバー人材センターに入って来られる方が、今まで現役として入って来られた方が、会社で、あるいはお勤め先で戦力として活躍されるという機会が増えてきておりますので、なかなかその人材の確保というところに苦慮している。これは老人クラブについても同様でございます、60歳を超えると入るという規定でございますけれども、やはり65まで働く、まだまだ自分は若いんだという、私も含めてですけれども、その中で、なかなか老人クラブに入らない、入って来られないという方々が増えてきている。これも時代の流れなのかなと思います。

また、一方で、先ほど言われた高齢化率が美浜町は34%とおっしゃいましたけれども、日本全体が高齢化していく中で、労働力人口というものを考えたときに、ボリュームゾーンである高齢者の方々も今後は働き、いわゆる社会を支えていく必要があるということはあるわけですね。そうすると、いわゆるシルバー人材センターというものも含めて、高齢者の方々の就業機会の確保とか、こうしたことも行政として考えていく必要があるだろうと思います。

老人クラブについては、入る方がなくなっていることと同時に、いわゆる役員の成り手がないということも、老人クラブの一つの存続の大きな壁というか、問題になっているということは認識しております。これを無理に誰かに役員をやらせるということは、なかなかできない時代でございますが、一方で、この老人クラブに限らず、高齢者の方々の孤立・孤独、これは若者も含めてですけれども、これがいわゆる社会の中の大きな問題であると思っております、高齢者の方々も含めて、老人クラブあるいはサロン、いろいろな趣味の世界、友達でもいいです。どこかで誰かとつながっている、こうした社会をやはりつくっていかなければいけない、残していかなければいけないということを思っております。当然、老人クラブもその一つの大きな位置を占めておりますので、こちらについては、やっていただける限り、行政としてもしっかり支援をしていきたいと思っております。

高齢者の見守りにつきましては、おっしゃるとおり、高齢化が進んでおります。そして、2人暮らしであつても1人が寝たきりであれば、もう一人が倒れたときに誰も通報できない。こうした問題も十分認識しております。これを今までは、いわゆる民生委員の方々が巡回していただいていた。ただ、巡回希望を取っても、うちは来なくてもいいとか、大丈夫だというおうちもあることも承知をしております。

ただ、一方で、そうした方々がどんどん増えていくときに、これを民生委員さん、あるいは地域の方々だけで支えていくというのは、いずれ限界が来るだろうと思っております。先ほど紹介しました機器、こうしたいわゆるIT、今、時代の中で使えるものを使って安否を確認していくということも、併せて同時にやっていく必要があると思っております。

もう少し先に行って、私たちの世代がもっと高齢者になったときには、いわゆる仮想空間の中で安否確認ができるようなクラブというものができたりとか、サークルができたりということも、できるのではないかなという期待はしておりますけれども、そうしたいろいろな媒体を使って見守りをしていく必要があると考えております。

河和城につきましては、私も子供の頃から慣れ親しんだところでございますけれども、最近ああいう状態になったわけじゃなくて、昔からあの状態で、特に荒れているという意識はないわけですが、ただ、非常にいわゆる土塁が重要な文化財であるということは、前の町長も言うておりまして、一生懸命整備をしておりました。河和区の方々にも御尽力いただいて、竹、草の伐採等もしていただいております。

ただ、なかなかあれを整備して公園にしていくということになると、多額の経費がかかってくるということもありまして、今、優先課題としては、ちょっと先送りですが、野田議員が言われるように、財政的にゆとりができれば整備をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○6番（野田謙弥君）

誠実で明確な答弁をありがとうございました。

以上で、再質問を終わります。

○議長（大嵯暁美君）

以上をもって、野田謙弥議員の質問を終わります。野田謙弥議員は自席にお戻りください。

〔6番 野田謙弥君 降席〕

○議長（大嵯暁美君）

ここで休憩を取ります。再開を10時45分からといたします。

〔午前10時34分 休憩〕

〔午前10時45分 再開〕

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔11番 大岩靖君 登席〕

○11番（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。チャレンジMIHAMA所属、11番 大岩靖です。

ただいま、議長宛てにあらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づいて、壇上より質問させていただきます。

私は、昨年のちょうどこの3月の定例会で、小中一貫校の場所のことをお聞きしました。そのときに、美浜町日本福祉大学敷地内のキャンパスのどこだということをモニターに映していただきました。

昨年3月8日の読売新聞には、美浜町が町内の全小中学校を1校の小中一貫校に統合して、同町奥田の日本福祉大学美浜キャンパス内に設置する。町議会で具体的な用地がキャンパスの南門、公式野球場近くであることが明らかになったと掲載されております。また、美浜町は、新一貫校の候補地として、町の中央部、日本福祉大学などがある伊勢湾側の西部、人口が最も多い三河川側の東部を比較。3エリア6地区の中で、大学キャンパス内への設置は、造成費などが安く済んで、借入金が少なく、現在も連携している大学の教育・心理学部やスポーツ科学部、さらには付属高校と、特色ある教育に取り組むことができる教育環境と財政面から有利だとしていると記載されております。

私は、昨年3月の定例会から、3月、6月、9月議会、この小中一貫校について、ずっと質問してまいりました。今朝、この定例会の一番最初に発表した議員と同様、私もこの4月でちょうど議員になって10年になります。議員になって当初、この小中一貫校、今まで飛島学園、浜松の中部学園、信濃小中一貫校、いろいろ小中一貫校を見てまいりました。その中で、これからの美浜町の子供たちが、この小中一貫校に来たら、すごく夢が広がる。

すごく自分なりにドキドキしました。わくわくもしました。昨年から１年間、こうやって一般質問をずっと続けてまいりました。そこで、この１年たった３月の定例会、今年になって、また大きな動きがあったので、再度、小中一貫校についてお聞きいたします。

昨年８月８日、町執行部から開校年度についての説明で、目標としていた令和10年は未定とされましたが、８月11日の町政報告会では、開校年度目標を令和12年とするとの発表がされました。昨年３月の一般質問で、日本福祉大学の敷地内の具体的な建設予定場所について質問をし、小中一貫校建設予定地の地図を発表していただきました。その後、６月・９月議会で、進捗状況及び今後の計画について、基本計画の結果がまとまった段階で最終判断するとのことでしたが、結果的に基本計画は示されないうちに代替案が示されました。そこで、以下の質問をします。

モニターをお願いいたします。

モニターの画面は、今までの小中一貫校の経緯を載せていただいております。平成29年に美浜町小中学校再編のための基本構想が始まり、今年で８年になります。そこで、壇上より質問させていただきます。

１つ目、基本計画の内容をお聞きいたします。

建設予定地の選定等の判断材料としてきた基本計画の現状及び在り方をいま一度説明してください。

２つ目、開校年度の予定は。

開校年度が不明瞭なまま、今の計画を進めるのは、よろしくないと考えます。入学予定の子供たちや保護者の皆さんは不安だと思います。町長・執行部として、開校年度を明確に示してください。

３、建設に対する専門家を起用する予定は。

今回の計画をこのまま継続するのであれば、社会的な物価上昇の中、開校年度を延期する都度、事業費もさらに高騰することは分かり切っていることであります。開校年度・事業規模・予算を具体化していくことが必須であるため、建設分野の専門家に託すのが妥当だと思いますが、どのように考えていますか。

４、複式学級に対する考え方及び施策は。

今回の計画変更は、昨年発表した美浜町小中一貫校整備基本構想から覆るわけであり、この抜本的な見直しにより、複式学級の編制は避けられませんが、どのように考えていますか。

以上、壇上より質問いたします。

済みません。モニターをもう一枚お願いいたします。

今モニターに映されているのは、昨年の２月から大学との現行計画に伴う覚書を始めてから、今年の１月、現行基本構想、大学の敷地内設置の再検討に至るまでのことを示しています。執行部からは分かりやすい答弁をお願いいたします。

以上で、壇上よりの質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。

○教育部長（谷川雅啓君）

初めに、美浜町小中一貫校についての御質問の１点目、基本計画の内容はについてでございますが、基本計画では、日本福祉大学の敷地内における小中一貫校整備に係る校舎やグラウンド等の配置案の検討、概算事業費の積算及び関係法令等の整理など、専門家による基礎的な調査を行ってまいりました。その中で、概算事業費について、日本福祉大学と町との覚書による場所での建設は極めて困難な金額が示されました。

次に、御質問の２点目、開校年度の予定はについてでございますが、今後は大学の敷地内を含む実施可能な候

補地を改めて選定していくこととしております。開校年次につきましては、建設が可能な場所が決定していないため、現段階において明確に示すことはできません。

次に、御質問の3点目、建設に対する専門家を起用する予定はについてでございますが、今年度の基本計画策定においては、専門的なコンサルに業務を委託しております。専門家の起用は今後とも必要であると考えております。

次に、御質問の4点目、複式学級に対する考え方及び施策はについてでございますが、まず、昨年度策定いたしました美浜町小中一貫校整備基本構想は、学校再編の経緯と考え方、特色ある美浜の教育の推進など、新しい学校の理念や小中一貫校の基本的な考え方について示しているものであり、その策定過程においても保護者や住民の皆様とワークショップなどを実施してきたものであることから、基本構想の内容全てが覆るものとは考えておりません。

御質問の複式学級については、令和12年度においては、いずれの学校も複式学級になることはありません。ただし、これからの状況により複式学級になる可能性はありますので、子供たちのよりよい教育環境という視点で複式学級となることは避けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嵯暁美君）

再質問はありますか。

○11番（大岩 靖君）

それでは、順番に再質問させていただきます。

まず、1つ目なのですが、日本福祉大学の敷地内に小中一貫校整備に係る校舎やグラウンド等の配置案の検討は、昨年2月に大学との覚書をし、同じく3月に、私が質問した大学敷地内の場所を発表したときには、ある程度決まっていたんじゃないでしょうか。以前、大学の敷地内、この辺りに建設をさせていただくという案を示したもので、決定とは言っていないと、昨年9月の町長答弁でありましたが、大学側との協議の中で施設の共有とか細かい分筆の件を話し合うと言っていたのですが、今回の覚書での場所は、大学側との協議が全て確認された後に概算事業費が積算され、困難と判断したのですか。お答えください。

○教育部長（谷川雅啓君）

大学とは、建設に関するハード部門と教育連携に関するソフト部門で協議組織を立ち上げ、協議してまいりました。協議組織での協議や町幹部と大学幹部との協議の中で確認し、今回の判断となりました。

○11番（大岩 靖君）

申し訳ないですが、もう少し詳しく言ってください。どのような協議をしたのですか。

○教育部長（谷川雅啓君）

ハード部門につきましては、大学施設のどの部分を小中一貫校として活用できるかという協議と、この大学の配置、どこに校舎を建てて、どこに体育館を建てるよとか、グラウンドはここだよという協議をしてまいりました。教育連携につきましては、今、現在行っているものの整理をして、新たにどんな取組ができるのかということとを協議してまいりました。

今回、基本計画の中でまとめたものにつきましては、結果につきましては大学と町との協議の中でやってきたこと、協議会の組織の中でやってきたことを協議会で確認しておりますし、町の幹部、大学幹部とも確認して、その結果を発表させていただいておりますので、お願いいたします。

○11番（大岩 靖君）

そもそも大学の敷地内に美浜町小中一貫校を建設すると決定した経緯には、美浜町内で幾つかの候補地が検討

され、その中で、瀬戸市にあるにじの丘学園の建設を基準に、建設費、造成費及び国からの起債を含め、国への返済金額は年額1億7,600万円と想定し、この金額であれば返していけるであろうと判断し、ほかの候補地が2億円以上になることから、日本福祉大学敷地内と発表したのですが、私が昨年3月の一般質問で、八谷町長が、一昨年度、これは令和5年度になりますが、学校再編の住民説明会で説明した時点で参考とした瀬戸内のにじの丘学園の建設費は、私の調べなのですが、一般財団法人建設物価調査会の発表では、建設した2017年から2020年の建設費指数を100とすると、既に町民説明会のときには130以上になっております、指数として。

建設費が高騰するとは既に分かっている現状で、幾らかかるかを問題視するのではなく、幾ら返していけるかを考えていかなければいけないと町長は答弁されております。仮に100億円かかっても、今後獲得していく、あるいは、いろいろ集めていくお金の中で、返済が年間幾らになるかが問題だと言われておりました。

それでは、今回、概算事業費の積算は具体的にどのぐらいになったのか、お答えください。

○教育部長（谷川雅啓君）

先日行いました町政報告会でお示しいたしました3つの配置案の概算事業費は、大学南側エリアの配置案1で約98億円、同じエリアでの配置案2では約105億円、北側エリアの配置案3では約83億円に、代替地グラウンド整備費等を加えた金額が事業費となります。

○11番（大岩 靖君）

ただいま3案言われましたが、今、私が聞いたのは、一番最初の覚書の照らし合わせた場所が98億円と105億円と言っていましたけれども、これは今ある施設の取壊し費用も全部含めての金額なのですか。

○教育部長（谷川雅啓君）

今、南側エリアのところの配置案1につきましては、学生会館の解体費用を含んだ金額になっております。

○11番（大岩 靖君）

それでは、その建設費用が100億円近くなるということで、今回、不可能ということが言われておるのですが、先ほども私は言いましたが、物価高騰というのは、もうここ数年、特にこの二、三年というのは、物すごい勢いで上がっております。一番最初の令和10年度開校予定のときには、例えば1平米当たり建設費が45万円として、今のにじの丘学園と同程度の広さを考えたときに約67億円近くということ言われておったのですが、それから考えただけでも、今、既に1平米当たり50万円、それから、この予定の令和12年以降になってきたら、もっともっと上がっていくわけです。年度が遅くなればなるほど、建設費には当然、今、高止まりじゃなく、どんどん上がっていくわけでありますので、特に、これから美浜町、この小中一貫校をやるのであれば、先ほど壇上でも質問しましたが、やっぱりちゃんと専門家を入れてやっていくべきだと思うのですが、もう一度聞きます。

先ほどの答弁の中で、関係法令等の整理の専門家による基礎的な調査を行ったと言っておったのですが、美浜町の建設予定年度は児童生徒数から用地面積、延べ床面積などから決まってくるはずなのですが、建設するために行った関係法令等の基礎的な調査とは一体何を調査したのかお答えください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

今回、小中一貫校の基本計画の策定で重要なものの一つとして、関係法令の整理というものがございました。とりわけ、建設候補地につきましては、市街化調整区域内の既存大学の敷地内でございます。全国にあまりない事例ということもございまして、愛知県の関係部局と協議を重ねながら、都市計画法に基づく開発許可基準との整合性、それから都市計画決定による事業化の可能性などについて検討してまいりました。

○11番（大岩 靖君）

それでは、もう一度聞きます。

そもそも大学の今の建設予定地というのは開発許可地なのですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

開発許可地ということではなくて、市街化調整区域ですので、もともと学校建設にはふさわしくないところがございます。

○11番（大岩 靖君）

そもそも覚書を交わした時点で、その辺というのは分からなかったのですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

市街化調整区域内に大学が立地しておりますので、覚書に示されているエリア、大学の敷地は広うございますが、その覚書では大学の敷地の中の南側の一部のエリアを想定していたのですが、そこを含む大学の敷地内というのは市街化調整区域ですので、改めて大学の敷地内に小中学校を建設しようと思うと愛知県との協議が必要になってくるということを申し上げました。

○11番（大岩 靖君）

その判断は、じゃ、その時点でして、覚書を交わしたわけですね。

○学校教育課長（近藤淳広君）

そういった手続が必要だということは承知しておりました。

○11番（大岩 靖君）

それでは、例えば建設に関して、今年度の基本計画策定においても、専門的なコンサルに業務委託したと言われましたが、今後も専門家の起用は必要といった先ほど答弁をしておりますけれども、学校再編計画が始まってから、どの時点から専門家が入って意見を聞いてきたのか、その都度の意見はどういうものが出たのか、ちょっと説明してください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

専門家の意見ということでございます。

専門家といいますと、建設に係る場合は、今年度も小中一貫校の基本計画の策定に専門家、いわゆる建設のコンサルタントに入っていただいております。また、一方で、私ども、この学校再編の計画を一緒に考えていただいている大学教授、これも専門家でございまして、大学教授は建築にたけた、なおかつ県内外の小中一貫校整備ですとか学校再編にたけた教授が関わっていただいております。ちょうど昨年2回開催しました学校づくりワークショップですとか、一昨年の夢づくりワークショップの場面でも関わっていただきまして、保護者の皆さんや地域の皆さんと一緒にワークショップを開催したのですけれども、そのときも常にそういった幅広く意見を取り入れていただきまして、昨年度、私どもが策定をいたしました小中一貫校整備基本構想の取りまとめも、そちらの先生に協力していただいております。

したがって、本格的に今回の学校再編につきましては、先ほど大岩議員がモニターでも示していただきました平成29年度以降、まずは第1段階として、河和小学校と河和南部小学校の統合からスタートしておるのですが、しっかりと統合ができるまで、具体的には令和4年3月に河和南部小学校が閉校になって、令和4年4月に新しい河和小学校ができたわけですが、そこまではしっかりと河和南部地区の住民の皆さんや保護者の皆さんとの協議に時間を割いておりましたので、それ以降、実際的には小中一貫校の議論が各地区での説明もさせていただいておりますが、その都度、専門家の方、そのときは大学の教授に入っていただきました。今年度初めて、建設にかかるコンサルタント、いわゆる建設の専門家と一緒にいただいていただきまして、議論を重ねている状況でございます。

○ 1 1 番（大岩 靖君）

それでは、今年度も建設に関わる専門家のコンサルにお願いするということで理解してよろしいのですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

議員言われる今年度というのは、まだ令和 6 年度ですので、今年度策定している基本計画の策定には当然関わっていただいております。

○ 1 1 番（大岩 靖君）

失礼しました。

今年の 3 月 23 日がたしか期限だったはずですよ。では、次年度もそういう専門家によるコンサルに入ってください。予定はあるのですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

今後の進め方につきましては、建設の予定地がまだ確定しておりませんので、通常ですと、こうやって小中一貫校の基本計画ができますと、今度は基本設計に入ります。当然、基本設計に入る段階では専門家に入っているのですが、まだ用地が決まっておきませんので、今回、3 月議会に上程している当初予算案には建設に係る予算は上程しておりませんが、検討は当然していきたいと思っておりますので、そういった大学の先生ですとか、建設のコンサルタントではありませんが、私たちの教育委員会や庁舎内の推進会議以外にも大学教授的な専門家に入っていて検討していく予定はしております。

○ 1 1 番（大岩 靖君）

申し訳ないですが、来年度のこれは予算化には今入っていないと言われるのですが、小中一貫校というのは、今後の美浜町にとって、私の中では最大の事業だと思っております。今、議会中の説明でも議案説明でもそうなのですが、4 月以降の来年度の主要施策の中にも小中一貫校のことが載っていないという、予算化していないというのがあるのですが、申し訳ない、何度も言いますが、美浜町にとって、この小中一貫校ということ、学校再編ということは、これはもう先ほども、もう一度、最初のモニターを映してください。これは平成 28 年からもう始まっているのです。

実際問題、私たちも、年 4 回ワークショップがあつて、2 年にわたり 8 回、前回、皆さん、ほとんどの議員が出て、そこに子育て最中の子供さんを連れた親御さんも見えて、いろいろ勉強会もやってきたわけですよ。各地区で保育園も含めた学校でも再編計画の発表を行政サイドからもされて、この間の町政報告会でも子育て世代の若い方が本当に期待しておりますという声があるにもかかわらず、主要施策の中にそれが入っていないのは、私は本当に大変自分では腑に落ちない点があります。

当然、先ほど、今、課長が答弁されたように、その都度、そういう例えば候補地等のお話が出た場合に、補正予算でその予算を出すのだと思うのですが、やっぱりこれは当初予算で、もうやるということを示さないと、私、昨年からずっと一般質問でこの小中一貫校をやらせていただいて、町長にも皆さんにも言ったのですが、これは美浜町が一丸となって取り組まないと、なかなかクリアしていけないのではないかと何を何度も言いました。これは最後の質問にはなるのですが、開校年度のスケジュールを、じゃ、示してください。

○町長（八谷充則君）

開校年度のスケジュールということですが、最初の第 1 答弁で申し上げましたが、実施する場所が決まっていない段階で何年ということは申し上げられませんが、今から早急に候補地を選定してまいります。候補地の選定が済みましたら、速やかに、その段階において、決める段階において、また専門家も入れて、実際幾らぐらいかかるのか、概算もですね、必要であれば計上していきますけれども、その後のことにつきましては、こ

れまで説明してきたとおりでございまして、今、12年から基本設計に入っていくというところからのスケジュールが、今から新しい校舎が決まるまでの間だけ延びていくということになります。

当然、新しい候補地を決めるに際しても、やはり住民説明会をしていく必要があると思っておりますので、その辺も併せて行っていくということでございますけれども、私としては、早急に新しい候補地を選定し、そして住民に説明し、あるいは保護者等のアンケートも取りながら、実施場所を決めながら、概算費用をはじいて、そして建設可能な場所に速やかに実施をしていくということでございますので、今、何年という区切りをするのではなくて、候補地が決まり次第、速やかにこれまでのスケジュールどおり動いていくということで御理解いただきたいと思います。

○11番（大岩 靖君）

町長が言われる開校をはっきり出してくれと言ったわけではありません。それをやるためのスケジュールを今、私はいつですかと。要するに、それをやるまでの前段階で、前倒しで、いついつまでにその案を出すとか、いついつまでに候補地を皆さんに提示するだとかいうことは、そのスケジュールはあるのですか、ないのですかをお聞きしたいです。

○町長（八谷充則君）

いわゆる基本設計に入るまでの候補地を決めるまでのスケジュールはということをお伺いですか。

それにつきましては、今、明確にお答えすることはできません。

○11番（大岩 靖君）

我々議員には、2月の行政報告のときに、この4案を見させていただきました。1案、2案は、今までどおりの大学の敷地内、3案目が大学の今主要に使われている、いろいろ高校も含めて大学のエリアの中の一の場所というのを示されました。4案目まで、これは運動公園の隣接のところまで示されました。

申し訳ないのですが、この4案、私は行政報告会のときに、最後に、これは守秘義務は大丈夫なのですかという確認したが、議員さんにお示ししたんで大丈夫ですということをお聞きしました。

これは3案目まで大学の敷地内ということなのですが、3案目は大学側からは承諾を得ていないということも少しお聞きしているのですが、1案、2案目というのが、当然、覚書の敷地内なので、まず、この覚書自体が、今後そのまま、この覚書に照らして、覚書の効力を維持していくのか。先ほど町長が言ったように新たな候補地をまた出すのか。それをお答えください。

○町長（八谷充則君）

まず、大学と覚書を結んだ場所で今回実施が困難ということになりましたので、覚書の中には場所も特定してございますので、当然、新たな場所で、それが大学の敷地内あるいは大学にかかるということであれば、新たな覚書を行っていく、あるいは修正していく必要があるというふうに考えております。

そして、第3案目につきまして、今回、基本計画ですか、いわゆる今回の調査の中に含めて住民に説明していくということについては、大学側ともお話をして了解をいただいております。

ただ、それにつきましては、当初から大学は、そこは貸せない場所であるということ、もちろん皆様にお示ししますと。ただ、町として実現可能な場所として検討させていただいたということで、まだ依頼できる状況ではないですけれども、住民に説明しますということで、御了承いただいております。

○11番（大岩 靖君）

ただいま町長の今の3案目の大学の敷地内ということ、これは、でも、大学側からもまだ了解を得ていないというのを住民説明会でやってはまずいのではないですか。町のホームページには、どの程度までこの案として

出しているのか、ちょっとそれをお聞きしたいです。

○町長（八谷充則君）

なぜまずいのか、ちょっと分からないのですけれども、大学の敷地内で検討するという仕様になっておりますので、仕様からは外れておりませんし、多くのところだけで出すということでもないものですから、町として実現可能な場所として、今回調査させていただいたということでお示しをします。そのことについて大学側も了承しているということです、特に問題があるとは考えておりません。

○11番（大岩 靖君）

それでは、私たち議員に示した4案目の運動公園の隣接の場所というのは、それはどういうふうな取扱いでいくのですか。

○町長（八谷充則君）

今回、住民説明会あるいは議員の皆様には御説明をしていく中で、いわゆる多くのところ、覚書のところで検討したところ、非常に事業費が思ったよりもかかって、実現不可能というか、無理だということの中で、やはり二千数百万円かけて検討してきて、さらにいろいろとそれらについても検討したのですよということをお示しするという中で、第3案目につきましては、私どもがここであれば実現可能ではないだろうかという、大学さんからの了承はいただけていない段階ですけれども、調べさせていただいたというものでございます。

それ以外にも、第4案目は、大学さんから町に、ここでやってはどうかという御提案があった場所でございます。単に町がここはどうだろうということだけで示したのではなくて、いろいろなところを検討したのですということをお示ししたいということがあって、第4案目も出したということでございますけれども、ただ、この計画をつくる仕様の中では、大学の敷地内で検討するという仕様になっておりますので、当然、敷地外であるところの第4案目は、いわゆる成果品の中には出てこないということでございます。

○11番（大岩 靖君）

町長、それでは第4案目までは、今、大学敷地内ではないということなのですが、検討をしていくのか、していかないのか、どうなのですか。

○町長（八谷充則君）

既に検討はいたしました。検討した結果、無理であると判断をしております。

というのは、第4案目でいきますと、既に議員の皆様には御説明している、改めて一般の方々にもお示しするのですけれども、いわゆる都市計画事業として決定した運動公園の中を、目的を変更して小中学校の敷地にすることになりますと、まず国の許可が必要になってきます。当然、許可は取れるとは思いますが、そうしますと、そこにかかって今までもらった交付金の返還が出てまいります。これは約6,000万円ほどですけれども、それと同時に、削った分ですね、いわゆる小中学校に変更した分だけ、同じ面積を、ほかの場所に公園区域を拡大する必要があります。ですので、結局、同じ分だけまた買わなきゃいけない。そして、今回お示しいただいた小中一貫校の場所というのは、校舎は建っているのですけれども、運動場がないわけです。

御提案とかでは、陸上競技場があるので、そこを使っはどうかという御提案ですけれども、やはり小中学校の運動場というのは、いわゆる安全が確保された、誰もが侵入できない、簡単にはですね、そういう場所であって、いわゆる陸上競技場のようなどころではないわけです。

国の許可じゃなくて都市計画決定の変更だそうなんですけれども、要は、そういう法的手続が要ということで、それはクリアされるとしても、それにかかる費用と、それから運動場として、さらに用地を確保していく必要があるということになります。そうすると、そこを、あそこという隣接地の既に国のお金を入れて整備をした住

環境整備地域の中の水田を買って、そこを造成して、そして利用していくとなると、やはり相当な経費になってくるといことも含めて検討して、無理であるというふうに判断をしております。

○11番（大岩 靖君）

私も陸上競技場とかにたまに行って見渡すと、確かに4案目の場所というのはなかなかいい場所だなというのは率直に思います。ただ、我々議員は以前も経験しておるのですが、陸上競技場の建設のときに、今まで使った、そこに対する国からのお金は、もしその事業が中止、また変更になった場合は、それまでの借入れ含めて一括返還して、そのときの金利が15%ぐらいという、とんでもない数字が出てきまして、なかなか厳しいものだなというのは経験しております。

ただ、総体的な事業費の概算が今こういうふうに表示された中で、今後、美浜町の小中一貫校を建設するに当たって、本当の総事業費が例えば100億円以上かかるとなった場合に、それで諦めるのか。そうではなくて、何年後になるのか分からなくなっちゃったんですが、やっぱりそれに向けてやるとなったら、例えば今の4案目もそうなのですが、もっと細かく、開発許可申請書もそうなのですが、それに関わる費用面も早急に出して、そこから考えていくのも一つの手じゃないかなと思っております。

今回、令和12年が断念、不可能だということが出てきたのですが、今後の美浜町のこれからの子供たち、そしてまた人口を維持していくためにも、せっかくここまで大学の今の関わりも、もう何十年とやっておるわけでありますので、町長が言われる本当に大学のエリア内、それから、できれば近隣、大学の近くで、これからの美浜の子供たちが通えるような学校をやっぱり建設していただきたいと。

ただ、先ほどから何度も言いますが、開校年度が明確には今、出せないと言っているのですが、それに対する今の段階的にいつまでにこれを出すとかいうことは、やっぱりやっていただきたいので、先ほど町長が答弁していましたが、町民に対する候補地の選定も含め、大体どのぐらいまでにこれを出すつもりでいるか、それだけ最後にお答えください。

○町長（八谷充則君）

私としては、早急に出したいと思っております。これをいつまでにということを言うと、それが走ってしまいますので、いつまでということとは言えませんが、早急にやっていきたいと思っております。私の任期はあと2年ですね。必ず実現してまいりたい。前に進めてまいりたい。

小中一貫校、確かにお金の問題があって、今回、一旦振出しというか、仕切り直しということになりましたけれども、当初そもそも令和10年というところが、もともと令和10年と決まっている中で、スケジュール的にかなり厳しいことを進めてきた反省はございますが、やはり進めていかなければいけない事業だと思っておりますし、大学との連携というものも、美浜町の今後を考えたときに、スポーツと教育ということを美浜町は言っておりますけれども、その一環である教育ということについては、大学との連携ということが何よりでありますし、やはりこれだけ子供の数が減ってきている中で、教育の質を高める、あるいは魅力ある学校をつくることによって、子供を増やしていくということは、変わりございません。

小中一貫校につきましても、当初、これが100億円過ぎてもやれるような財政状況であればいいのですけれども、今できることとしては、もう少し見直すことによって、よりコンパクトな、あるいは、お金のかからない形の小中一貫校ということも、当然考えていかなければいけないと思っております。

今回は、多くのところの、主に山の造成に経費がかなりかかったものですから、そうしたところのかからない場所等も含めて検討し、早急に実施可能な場所を皆様方にお示しをしていきたいということで、この3月議会の答弁は、早急にということでお願いしたいと思っております。また、検討状況については、逐次皆様方にお示しを

していきたい。

ただ、相手のあることですので、例えば大学であれば大学ですし、それ以外のところであれば地権者もございます。そういったところもありますので、そうしたこともお酌みいただいて、早急にということで御理解いただきたいと思いますっておりますが、それほど時間をかけることは考えておりませんので、よろしくお願いします。

○11番（大岩 靖君）

ぜひ、町長、お願いいたします。

今、本当に、町長も言われますが、やっぱり大学との関係というのは美浜町にとっては本当に大きなプラスになっていると思います。去年1年、いろいろ、この大学の敷地内ということを発表してから、メディア等、テレビまで撮影に入ったという、本当にこの地域、この近くでは、なかなかそういう注目されることはないぐらいの大きな注目を集めることでした。我々議員も、やっぱりこの大学との関わりも含めて、美浜町の教育が特化して、ほかの他市町から美浜町の教育に関してはやっぱりすごいと思われるような施策をこれから進めていっていただきたい。

今、町長が言われるように、やっぱり人なのです、やるのは。相手があることと、町長は今、何度も、昨年の答弁でも言われましたけれども、相手があるからこそ、その相手に対しても、きちっと説明して、我々も含めてですが、一緒になって進めていっていただきたい。我々議員も行政サイドと共に、一丸となって最終的な目標を達成できるように、これからもやっていきたいと思いますので、今後ともしっかりと大学側、そして我々議員側ともタッグを組んで、この計画は進めていっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を閉じさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩靖議員は自席にお戻りください。

〔11番 大岩靖君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで休憩を取ります。再開を午後1時とします。

〔午前11時32分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 廣澤毅議員の質問を許可します。廣澤毅議員、質問してください。

〔9番 廣澤毅君 登席〕

○9番（廣澤 毅君）

皆さん、こんにちは。チャレンジMIHAMA所属、9番 廣澤毅でございます。

昼食後ということもありまして、皆さん、集中するのが大変厳しい時間帯かもしれませんが、皆さんが集中できるように頑張って質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しも得ておりますので、前もって提出いたしました一般質問通告書に基づき、順番に質問をさせていただきます。

本日の質問でございますが、大きくは3つの質問になります。

午前中、同僚議員から少しお話がありました埼玉県八潮市、ここで下水道管の破損が原因による大規模な道路

陥没がございました。記憶に新しいとは思いますが、本町においても経年劣化による道路陥没が起きていると思われます。そこで、主な原因も含め、次のとおり質問いたします。

1 つ目、道路陥没の発生状況は。

年間の道路陥没発生件数は何件ですか。また、その主な原因は何ですか。

2 つ目、点検の実施は。

埼玉県八潮市の道路陥没発生以降、全国各地の下水道管の口径が2メートル以上かつ使用開始から30年以上たっている管路の点検を実施するよう国から通達が出ていますが、本町においてはそのような管路はありますか。

3 つ目、大口径の管理についてでございます。

町内で最も大きな管路の埋設場所はどこですか。また、道路面からの深さは何メートルになりますか。

4 つ目、アプリを活用した「美浜町道路損傷等通報システム」についてでございます。

年間の通報件数及びアプリの登録状況について御説明ください。

2 つ目の項目でございますが、町内におけるブロック塀等倒壊のおそれがある危険箇所についてでございます。

いつ南海トラフ地震が起きてもおかしくない昨今、地震が起きブロック塀等が倒れることで巻き込まれ、通路が塞がれることにより、津波から逃げ遅れる原因の一つになると考えられます。

そこで、次のとおり質問いたします。

1 つ目、危険箇所の把握は。

公道に面したブロック塀等倒壊のおそれがある危険箇所の把握はしていますか。把握している件数を教えてください。

2 つ目、補助金制度の活用は。

補助金制度の活用実績は、年間何件ほどありますか。

大きい項目 3 つ目、美浜町陸上競技場の運営についてでございます。

昨年 6 月 30 日にオープンして約 8 か月が経過し、多くの方に利用していただきました。そこで、利用状況及び今後の予定をお聞かせください。

1 つ目、利用状況は。

陸上競技場の 1 月末現在までの利用人数及び使用料金の合計を教えてください。

2 つ目、利用予約状況及び利用促進の方策は。

旅館等宿泊施設を通しての予約を含めた来年度の予約状況と、さらなる利用を促す方策についてお聞かせください。

3 つ目、N T C（ナショナルトレーニングセンター）誘致の進捗状況は。

オリンピックごとに、N T C 競技別強化拠点施設の公募があると思われませんが、現在の誘致に係る進捗状況をお聞かせください。

以上で、壇上での質問を閉じさせていただきますが、執行部の皆様におかれましては、町民の皆様に分かりやすい答弁を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、昼からも分かりやすい答弁に心がけてまいります。お願いします。

廣澤毅議員の御質問にお答えいたします。

私からは本町における道路陥没について及び町内におけるブロック塀等倒壊のおそれがある危険箇所についての御質問にお答えし、美浜町陸上競技場の運営については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願い致します。

初めに、本町における道路陥没についての御質問の１点目、道路陥没の発生状況はについてでございますが、通行止めにするほどの陥没は発生しておりませんが、道路面が多少下がるような軽微な陥没は、令和５年度に１３件、今年度、２月末現在で１０件発生しております。主な要因は、側溝、集水ます及び排水管の継ぎ目など、施設の破損等による土砂の流出でございます。

次に、御質問の２点目、点検の実施はについてでございますが、今回の埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて、全国各地で緊急点検を行っておりますが、点検対象となる処理水量１日当たり３０万立方メートル以上の下水処理場に接続する口径２メートル以上の流域下水道管路は本町にはございません。

次に、御質問の３点目、大口径の管路についてでございますが、河和台２丁目の調整池から西谷川に排水している幅２.６メートル、高さ１.８メートルのボックスカルバートが最大で、道路面からの深さは５０センチメートル程度でございます。

次に、御質問の４点目、アプリを活用した「美浜町道路損傷等通報システム」についてでございますが、年間の通報件数は、令和５年度の実績で４７件、今年度の２月末現在で４９件の通報がございました。また、アプリの登録者数は２月末現在で１５９名でございます。

次に、町内におけるブロック塀等倒壊のおそれのある危険箇所についての御質問の１点目、危険箇所の把握はについてでございますが、通学路などで住宅密集地の狭い道路沿いについては、平成３０年の大阪府北部地震において、ブロック塀が倒壊し、２人の犠牲者が出たことを受け、同年、愛知県と共に一斉調査を実施した結果、危険箇所は８１件で、その後、半数近くは撤去・改修が行われております。現在、町が把握している危険箇所といたしましては、調査対象とならなかったブロック塀を含め４０件程度でございます。

次に、御質問の２点目、補助金制度の活用はについてでございますが、従来は、建築基準法に基づく道路後退を目的に、ブロック塀の撤去に対し、補助を行ってまいりました。令和４年度からは、条件を緩和し、災害時の避難路の確保や、救助・消火活動の阻害除去及び倒壊によるけが等を防ぐためにブロック塀を低くするというのを目的に、補助制度を実施しております。実績としましては、令和４年度が１２件、令和５年度が１８件、令和６年度は２月末現在で９件という状況でございます。

〔降壇〕

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、美浜町陸上競技場の運営についての御質問の１点目、利用状況はについてでございますが、運動公園陸上競技場がオープンしてから令和７年１月末までの利用人数は、個人利用、専用利用を合わせて２万１,６２５人で、使用料金は６１９万１,５１０円でございます。

次に、御質問の２点目、利用予約状況及び利用促進の方策はについてでございますが、１月末時点での新年度の予約状況は、平日については大学の授業等で約３割、週末においては町の行事や各種陸上競技大会等で約７割の予約をいただいております。そのうち、町内の旅館等、宿泊施設からの予約は１６件でございます。

今後、さらなる利用促進策としては、既に多くの御利用をいただいておりますので、より効果的な対策として、照明施設を活用した夜間の記録会、大会や、観光協会と連携した宿泊を伴う大会、合宿等を誘致してまいりたいと考えております。

次に、御質問の３点目、NTC（ナショナルトレーニングセンター）の誘致の進捗状況はについてでございますが、誘致に向けての関係団体への誘致活動にも努めてまいりましたが、現時点ではパラリンピック競技のナショナルトレーニングセンターの指定を受けるための公募は行われておりません。公募が行われた場合に迅速に対応できるよう、過去の募集内容等を参考にしながら、スポーツまちづくり推進室と連携し、申込みに当たっての諸条件について調査研究を進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○９番（廣澤 毅君）

それでは、道路陥没のところから順番に再質問させていただきます。

まずは、道路陥没の発生状況はについての再質問でございますが、通行止めにするほどの陥没は発生していないということでございますが、これは令和５年度、６年度、２年間においてはそういうことということでよろしいでしょうか。

○建設課長（平野恵司君）

ここ数年、二、三年というか、その程度では発生しておりません。

○９番（廣澤 毅君）

ここ数年ということですね。そこは分かりました。

もうちょっと前、2021年に河和地区において、直径70センチほどのヒューム管の破損が原因と思われる道路陥没があったときは、とても通行止めになくてもいいような状態じゃなかったと思うので、ちょっと確認させていただきました。そのときは、幅2.5メートル、奥行き5メートル、深さ約2メートルというような道路陥没が発生したということを聞いております。それが4年ほど前ということなので、そこには入っていないということですね。

ただ、通行止めにするような陥没は発生していないということでございますが、これまでに道路陥没が原因と思われる事故等は、ここ数年、発生しておりませんか。

○建設課長（平野恵司君）

年に二、三件ですけれども、道路面が下がったことによる段差でつまずいたり転んだりした人がいるとの連絡を区長さんなどからお聞きしたことはありますけれども、事故という事故は、ここ数年、何年か過去に遡っても、私の記憶では発生しておりません。

○９番（廣澤 毅君）

軽微なものしかないということですね。分かりました。

次に、点検の実施はについての再質問でございます。

点検の実施をしなければならないような管路はないとのことですが、国では、平成27年に下水道法に基づき、硫化水素による腐食のおそれの大きい下水道管路については5年に1回以上の頻度での点検を義務づけておるのですが、本町においてはそのような管路はありませんか。

○水道課長（竹内健治君）

大きな管はございませんけれども、硫化水素等ガスが発生しやすい場所といたしましては農業集落排水がございます。

○９番（廣澤 毅君）

集落排水では硫化水素が発生するような管路の状態があるということでございますね。分かりました。

ただ、そちらでは道路陥没等は起きていないでしょうか。

○水道課長（竹内健治君）

今のところ、幸いながら事故は起きておりません。また、陥没のほうも確認は取っていません。

○9番（廣澤 毅君）

分かりました。

点検の実施はのところで、もう一つ、先ほども言いましたが、2021年に河和地区である程度大きな道路陥没があったと。そのときには、その管路周辺、管路について調査をしたということを聞いております。

そこですが、この先、美浜町内において、管路の大きさは別として、30年以上使用している管路で、かつ、その管路の路線で陥没が発生しているようなところの点検・調査をする考えはございませんか。

○建設課長（平野恵司君）

本町といたしましても空洞化の調査は必要だと考えておりますが、本町が認定し管理している町道と農道だけでも約500キロメートルありますので、多額の費用が必要になりますことから、空洞化の調査の実施については今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

管路は道路に埋設されておりますので、道路管理者であります私どもの建設課にお問合せいただければと思います。

○9番（廣澤 毅君）

慎重に考えていくのはいいのですが、多分、統計を取ると、どの辺りでどの程度道路の陥没が発生しておるかということも分かると思うのです。小さい管とかでは、中に入って点検するというのは難しいので、最近では、スケルカーという空洞を調査する車がありまして、マイクロ波で地中をスキャンすることにより空洞を見つけるという車があるそうです。実際には見たことございません。テレビで見ただけですが、そういったものを使って、比較的頻繁に道路陥没的なことが起きておるといようなところを調べたらどうかなと思うのです。

全国的には、道路陥没は年間約1万件起きておるといことでございます。1日に換算すると27から28件発生しておるといこともございまして、そういった危険を前もって知るということも含めて、一度、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、僕は上野間地区に住んでいるのですが、僕の住んでいる僕のうちの前の道路にどれだけの口径の管が埋設されておるのか、また、そこが何年ぐらいたっておるのかということを確認する場合、これはどこの部署に確認するのがいいのでしょうか。

○建設課長（平野恵司君）

管路は道路に埋設されておりますので、道路管理者であります私どもの建設課にお問合せいただければと思います。

○9番（廣澤 毅君）

建設課の課長さんが今言われましたとおり、もし住民の方、町民の方が確認をしに来た場合は、懇切丁寧に教えてあげていただきたいと思います。

次に、大口径の管路についての再質問に移ります。

河和台2丁目の調整池から西谷川に排水しているボックスカルパートは、使用開始から何年たっていますか。また、今までに陥没等発生していませんか。

○建設課長（平野恵司君）

御指摘の30年の間につきましては、30数年ほどたっておりますが、現在、陥没は発生していません。

○9番（廣澤 毅君）

今日、午前中、同僚議員からも調整池の話がございました。起きていないということは、よいことではないかと思いますが、大きいボックスカルバートなので、これからは注意深く、やはりちょっと点検等をしていただけたらなと思っております。

次に、アプリを活用した「美浜町道路損傷等通報システム」についての再質問でございますが、町民約2万1,000人の中、約160件ぐらいですか。これは多いのか少ないのか、どうなのかなと思いますが、今後、このシステムが何か新しく改正されるというか、リニューアルされるというようなことをちょっとお聞きしたのですが、これはどのようになるのでしょうか。

○建設課長（平野恵司君）

通報システムですけれども、広報みはま3月号でお知らせしておりますが、道路損傷等通報システムは、令和7年4月から開始予定の町の公式LINEサービス、そちらからの利用へと変更になります。まだまだ少ない登録者数ではございますので、多くの方が公式LINEサービスを登録いただくことで、道路損傷等通報システムも利用できるようになり、通報システムの利用の増加が期待されると考えております。

今後も、この通報システムの普及・周知に努めるとともに、住民の皆様にご協力を得ながら道路通行の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

僕的には何か数少ないのかなと思っておりますので、さらなる周知を徹底していただきまして、住民の方々、町民の方々に、1人でも多く利用してもらえるといいかなと。それがやはり、道路陥没ばかりではございませんが、何かあった場合、いち早く通報に気づき、それを修繕なり、まずは安全確保でカラーコーン、トラ柵等で囲って、皆さんに危険をお知らせすることができることになるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に町内におけるブロック塀等倒壊のおそれがある危険箇所についての再質に移らせていただきます。

危険箇所の把握はについての再質問でございますが、現在、町が把握している危険箇所として、町民からの通報か所を含め約40件ほどあるとのことでございますが、その後、持ち主へはどのような対応をしておりますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

まず、一斉調査した箇所につきましては、直近で令和5年8月に愛知県と共に追跡調査を行っておりまして、是正されていない箇所の持ち主に対して指導啓発を行っております。

また、調査対象にはなっておりませんが、町民から通報を受けました危険箇所につきましては、その都度、文書等で通知をして、適切な管理をするようお願いをしております。

○9番（廣澤 毅君）

次に、補助金制度の活用はについての再質問に移らせていただきます。

補助金額の上限と内容について教えていただけますか。

○防災課長（三枝利博君）

補助金額の上限と内容について教えてくださいということですが、補助金につきましては、道路に面したブロック塀等50センチ以下の除去に要した経費の2分の1、または、除去するブロック塀等1メートル当たり上限5,000円、いずれか少ない額で補助をするものでございます。

なお、1,000円未満は切捨てで計算しますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

困ったときは、まず都市整備課、そして補助金制度については防災課に伺ったらいいいということですね。ありがとうございます。

ここで、一つ例というか、こんな場合はどうするんでしょうかということで、いつ倒壊してもおかしくないブロック塀があるが、自分で取り壊す体力も金銭的にも困難な場合、町はどのような対応をしますか。

これは、先日、2月ですね。議会と町民との対話集会で、こういった質問というかがございまして、ということもありまして、ちょっとお伺いしたいのですが、どうでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

そうですね。持ち主さんの事情で対応が困難であることは十分理解はできますが、また、そのような箇所が今後増えていくだろうという想定もしております。

ただ、やはり原則として、持ち主のある私物財産を、町が何らかの壊したりとか処置をすることはできませんので、先ほど防災課長からも説明がありましており、補助制度等を紹介するなど、持ち主自身で対処していただくよう粘り強くお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

持ち主に粘り強くお願いするということですね。

ブロック塀ではないのですが、今年の1月に名古屋市では、倒壊の危険がある危険空家ですか、これを持ち主に代わって解体する行政代執行に踏み切り、解体費用約200万円を所有者に全額請求した事例があるのですが、ブロック塀等では、そういった取壊しを行政代執行に踏み切るという考えはありますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

例えば、ブロック塀が空き家に付随しているブロック塀でしたら、名古屋市と同じように、空家特措法という今は法律がありますので、その法律に基づいて行政代執行は可能だと考えております。

ブロック塀単独につきましても、そのブロック塀が例えば違法性があるとか、あと再三のお願いだとか命令に従わない場合については、代執行できる制度としてはあると思われます。

ただ、やはり代執行施行となりますと、いろいろな影響も出しますので、慎重に対応すべき問題だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

分かりました。ありがとうございます。

先ほどの名古屋市の空き家についても、周りの住民の方から、長い間、放置されて、いつ自分のほうに倒れてくるか分からないということで、市にお願いをしておったと。3年ほど前から文書等でお願いしておったけれども、応じてくれずに、行政代執行をやることになったということを聞いております。ブロック塀だけではなくなかなか難しいという話は、今、都市整備課の課長がおっしゃいましたので、我慢強く粘り強くやってくれることを期待するしかないのかなと思います。

それでは、次の陸上競技場の運営についての再質問に移らせていただきます。

陸上競技場建設当初、利用人数の見込み等、多分、経済効果算出のときに、ある程度見込みを出していたと思うのですが、まだ1年フルに活動はしていないので、ちょっと聞きづらいところではございますが、当初の見込みに対して、今現在の利用人数、利用料金等の合計については、こういった感じなんでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

運動公園、当初の利用人数等につきましての御質問に対しては、平成31年3月に美浜町運動公園整備に伴う経

済効果算出業務委託報告書というものによりますと、利用見込み人数といたしましては年間7万8,000人を想定しておりました。先ほど議員おっしゃられるように、まだオープンして1年がたっておりませんが、先ほど町長の答弁にありました1月末現在でありますと2万1,625人ということで、想定よりは下回ると予想されます。

ただ、この下回った要因につきまして、こちらの報告書を確認させていただきますと、当初の大学等の利用につきまして、利用見込みの人数を部活動につきましては、同日同時間、2つのクラブ、例えば陸上部とサッカー部が同時に使えるという想定をした段階での積み上げの人数となっておりますので、現在においては、安全面の観点から、どちらか一方しか利用ができないということになっておりますので、当初見込みの人数が少なくなっていると想定されますので、お願いします。

○9番（廣澤 毅君）

ちょっと残念なことに、経済効果のときの算出でいいますと5万人ぐらいは使っておってもらわないといかんのかなと。これからのいかに町外の人たちにも使ってもらうか、あるいは大会等も誘致できるかにかかっていると思いますので、またその辺は皆さんにしっかり周知していただきたいなと思います。

利用状況はということですが、今年初めて運動公園で美浜タウンマラソンを開催されました。昨年に比べて参加人数とにぎわいはどうでしたか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

今年、第39回の美浜タウンマラソン、初めて美浜町運動公園を利用して実施をさせていただきました。

参加人数といたしまして、当初の申込みが543名いただいた中、当日の参加者につきましては494名、昨年の参加をしていただいた方が493名ということで、1名の増という形となっておりますが、今回、今まで行っていました種目の中で5キロとか1.5キロのマラソンというコースがございませんでした。ちょっと乱暴な集計になるかもしれませんが、純粋に今回1.5キロのジョギングと10キロのマラソンの人数を足しますと、昨年では279名であったのですが、今回、先ほど言ったように494名の方が参加をしていただきましたので、人数としては増えているのかなということで思っております。

さらに、マラソンの部では最高齢として76歳の方とか、ジョギングの部では最年少として1歳の小さいお子様と家族の方が走っていただけたということで、歩いて。とてもほほ笑ましい形で、いい大会ができたかなと考えております。

また、当日のにぎわい等につきましても、当日、交流広場で商工会がつくっていただきましたキッチンカー一部から8台のキッチンカーも出店をしていただき、また、出ていただいた選手、いろいろなキャラクターとか恐竜の仮装をしたランナーも大会を盛り上げていただけたと思っております。

今回の大会で、会場も変わったこともありまして、参加をしていただいた方にアンケート調査もお願いをしております。現在、そちらの集計も行っておりまして、そちらのアンケートも検証して、来年、町制70周年の記念大会も行われますので、よりよい大会となるよう進めていければと考えております。

また、さらには、このタウンマラソン、たくさんの方がサポートとしてついていただいております。町のスポーツ協会、また日本福祉大学の大学、高校の学生さんたちも、多くの方に御利用いただいておりますので、今後ともそちらで皆さんでにぎわいを持たせるいい大会にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

新しくできた陸上競技場ということで、もう少し参加人数は多いのかなと思ったけれども、ほぼ去年と一緒だったということで、これは喜んでいいのか悲しんでいいのか、ちょっといまいちあれなのですが。

あと、ちょっと確認なのですが、最年少１歳と先ほど言いましたけれども、この１歳の子は自分で走れるわけがないので、これはおんぶするなりだっこするなりという意味ですよね。私も1,500メートルのジョギングコースに出させてもらいました。400メートルのトラック１周で辞退したいぐらい、ちょっと自分の日頃の運動不足というのが露呈しまして、来年はぜひ、もう少しスムーズに走れるように頑張ってから出たいなと思っております。

次に、その後、３月２日に開催されましたみはまスポーツDAY、こちらはこういったにぎわいだったでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

先週というか、３月２日のときに、今まで、今年度最後となる機運醸成事業としまして、みはまスポーツDAYを開催させていただきました。今回は、現在、美浜町、令和６年度に小学校を対象に実施しておりましたイングリッシュ・スポーツ・キャンプや、また、児童から中学校の生徒から高齢者までを対象として継続した健康週間を続けられ、始められるリセットプログラム等を、一堂に運動公園の芝生の上で体験をしていただきました。

さらには、午後からライオンズクラブ主催によるサッカー大会の決勝・準決勝の大会も併せて実施をしていただき、その後、FC刈谷で活躍しておりますプロのサッカー選手によるサッカー教室、ライオンズクラブで参加された町内８チーム、約150名からの子供たちに多く参加していただきまして、サッカー教室もすることができました。

この３月２日の日も交流広場では商工会のキッチンカーにも出店をしていただき、併せて会を盛り上げていただきました。今後も引き続き、このスポーツを核としたまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○９番（廣澤 毅君）

残念ながら、私はその日はちょっとほかの用事がございまして参加できませんでしたが、その後、八谷町長にもお聞きしたところ、午後からは大変にぎわっておったというようなことをお聞きいたしました。まあ、よかったのかなと。

次に、美浜の陸上競技場は、県内３か所唯一投てきの練習ができる陸上競技場なのですが、投てきの競技者の練習の利用状況はどんな感じなのでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

議員おっしゃるとおり、本陸上競技場のフィールドにつきましては、投てき競技対応型ロングパイプ人工芝の仕様となっております。

利用状況といたしまして、１月末までの状況になりますが、やり投げの練習をされた方が72名、砲丸投げにつきましては４名の方が御利用いただきました。

ただ、この投てき競技のルール上、基本的には１人で利用することができません。投てき競技を行う場合は、必ず安全上の観点から安全監視員という方を置いていただきながら競技をしていただくという形で、現在フィールドルールを作成して利用をしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○９番（廣澤 毅君）

この人数は当初予定しておった人数に比べて少ないですか、多いですか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

ちょっと当初予定の細かい目標数値まではあれなのですが、やはり先ほども言ったように普通の陸上競技であれば１人でも利用できるのですけれども、複数での利用ということで、今後また、いろいろこういうこと

ができるよということが広がって、利用していただけるような競技場にしていければと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○9番（廣澤 毅君）

県内に一宮と、あと知多市の運動公園陸上競技場ですか。あと美浜町と、3か所しかないので、僕的には、もう少し投てきの練習場として使用してもらえるのかなと思っていたのですが、ちょっと少ないかなと思いました。

先ほど課長からもあります、1人では練習できないということで、必ず安全の監視役も置かなければいけないということで、ちょっと利用日、利用時間が決まっているとはいえ、なかなか難しい点もあるのかなと思うところでございます。

次に、利用予約状況及び利用促進の方針はというところに質問を変えさせていただきます。

まず、ネーミングライツの募集結果なのですが、令和7年1月15日から2月20日までの募集をかけたと思うのですが、その結果はどうでしたでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

当運動公園陸上競技場につきましては、ネーミングライツの募集を先ほどおっしゃられたとおり1月15日から2月20日までさせていただきました。また、中日新聞さんに募集の記事も掲載をしていただきました。新聞の記事掲載から数社の方からお問合せはいただいたのですが、残念ながら正式な申込みには至りませんでした。

現在、本日3月5日から4月10日までを再募集の募集期間といたしまして募集を開始いたしました。また、こちらは議員の皆さんも関係するところがございましたら御紹介していただく等、よろしくお願いをいたします。

○9番（廣澤 毅君）

僕たちにお問い合わせされてもあれなのですが、ちなみに募集内容、こういった内容でございましょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

ネーミングライツの主な募集内容になりますが、こちらに募集できる事業体といたしましては法人の方、あと、ネーミングライツの付与期間、使用期間につきましては5年以上で、ネーミングライツ料といたしましては年間50万円以上という主な内容となっております。会社が決まりましたら、看板等の設置の変更につきましては業者さんのほうで、あと、行政といたしましては、今後新しくつくるパンフレットとか、そういうものに対してとか、あと大きい大会等が行われるときの大会の名前にも使用していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

5年以上、年間50万円以上ということで、5年間で最低でも250万円は要りますよということで、議員の皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、町内の旅館からの予約は16件ということでございました。予約の1週間前になるとキャンセルがあるので困っていると、そのようなお話も聞いております。ということで、今後、予約のルールについて協議する予定はありますでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

運動公園の予約につきまして、令和6年度から始まりましたので、そちらは体育館のほうも併せて予約の方法を変更させていただきました。その新しい方法からキャンセル料を頂くという形として運営をしております。

今年度から、利用予定日の7日前以降のキャンセルにつきましてはキャンセル料を頂くように想定をしております。直前のキャンセルの発生があるということは、旅館の人たちからも聞いて、こちらも確認をしております。今後もこの状況、また今年、時期によりいろいろあるかと思いますが、旅館の人たちの声を聞きながら、予

約ルールについても協議、改善をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

予約のルールを1年やそこらでこころろ変えるというのも信用問題に関わる問題だと思いますけれども、その辺は、旅館組合さんなのか、観光協会とか、その辺の人たちとも改めて協議の場を持っていただけたらなと思っております。

次に、NTCに関しては、募集されていないということで、もともと応募のしようがないということもございます。ただ、いつでも、応募がかかったときには、こちらは準備ができていよということだと思いますので、引き続き関係各所に招致活動をしっかりやっていただきたいと思います。

これで最後の質問にします。

陸上競技場の今後の運営についてでございますが、令和8年度からは、当初の予定どおり、町の運営から民間による指定管理の運営になるということを言われておりましたが、これはそのままそのとおりでございますか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

運営につきまして、いろいろ以前から一般質問でもお答えさせていただいておりますが、以前から予定しているとおり、令和6年度、7年度につきましては本町直営での運営を実施していく予定を考えております。その後につきましては、一般社団法人による指定管理制度を活用し、また、指定管理制度を活用する場合は、また議員の皆様にお認めいただく必要がありますが、お認めいただければ、その体制に移行していきたいと考えております。

現在、みはまスポーツクラブ、みはまスポーツまちづくり推進室とですね、今後このスポーツを核としたまちづくり事業の推進を担う団体の設立について協議を進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

そのまま、あと1年は町で、その後は指定管理に出す予定ということでございますね。あと1年、しっかり運営していただきまして、改善する点があるようであれば、しっかりその辺も見直していったほしいと思っております。

ちょっと戻りますが、時間があるので。ブロック塀等倒壊のおそれがある危険箇所でのことなのですが、町民の皆さんにおかれましては、こういった機会ですので、自分のうちの周りにそういった箇所がどこにあるのか。また、避難場所へ避難する場合、どこの通路にこういったものがあるのか、確認をしていただきたいと思います。

また、持ち主さんにおかれましては、危ないというところであれば、ぜひ早めに都市整備課あるいは防災課のほうに相談に来ていただきまして撤去していただけると、周りの人が安心・安全に暮らせるかなと思っております。

以上で、質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、廣澤毅議員の質問を終わります。廣澤毅議員は自席にお戻りください。

〔9番 廣澤毅君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで休憩を取ります。再開を2時ちょうどとします。

〔午後1時48分 休憩〕

〔午後2時00分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 丸田博雅議員の質問を許可します。丸田博雅議員、質問してください。

〔4番 丸田博雅君 登席〕

○4番（丸田博雅君）

皆さん、こんにちは。ちょっと喉がかすれておりますので、聞きにくいかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

私の母校でもあります河和南部小学校が河和小学校に統合されて3年になります。そこで、今回は、小中再編に係ること1本に絞り質問をいたします。同僚議員の質問と重なる部分があるかもしれませんが、その点よろしくお願いをいたします。

先月の議員と町民との対話集会、また行政報告会においても、学校再編のテーマが特に若い人から期待を含めた質問に大勢の拍手がありました。この事業に多くの課題がありますが、それを乗り越えてこそ明日の美浜があるのではないのでしょうか。

それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に基づいて質問をいたします。

美浜町小中学校再編について。

美浜町小中学校再編については、背景に少子化、各小中学校施設の老朽化があります。また、地震をはじめとする災害から子供たちを守る上で、安心・安全な環境を目指すべきだと思っております。そこで、今後の教育環境整備の方向性を含め、次のとおり質問をいたします。

美浜町の児童生徒数はであります。

小中一貫校の開校が予定されていた令和12年度の児童生徒数と、令和6年度現在の児童生徒数の差について伺います。

2番目、施設の老朽化について。

各学校の築年数及び維持修繕費用等について伺います。

3番目、これまでの検討の経緯につきまして伺いをいたします。

平成29年度、美浜町小中学校再編のための基本構想が策定され、令和5年11月に日本福祉大学敷地内に小中一貫校建設予定として発表されました。現在までの経緯を含め、明確に説明してください。

4番目、日本福祉大学及び付属高校との連携につきましてお願いをいたします。

小中一貫校の建設以外に大学のプールをはじめとする施設の共用や、大学生、高校生との連携など多くの利点があると思われますが、日本福祉大学及び付属高校とはどのような連携を考えていますか。

5番目、小中一貫校基本計画についてであります。

今年度策定している小中一貫校基本計画は、本年3月末までに示されるとのことですが、内容について分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

以上で、壇上からの質問とします。分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。

○教育部長（谷川雅啓君）

初めに、美浜町小中学校再編についての御質問の1点目、美浜町の児童生徒数はについてでございますが、令和6年度現在の児童生徒数でございます。

小学校の児童数が874名、中学校の生徒数が467名、合計で1,341名でございます。一方、令和12年度の児童生徒数でございますが、小学校の児童数が581名、中学校の生徒数が405名で、合計で986名と推測しております。したがって、小学校で293名、中学校で62名、全体では355名の児童生徒数が減少することが予測されております。

次に、御質問の2点目、施設の老朽化についてでございますが、学校順に築年数を申し上げますと、布土小学校40年、河和小学校50年、野間小学校が45年、奥田小学校53年、上野間小学校が29年、河和中学校45年、野間中学校が46年でございます。

小中学校の維持修繕費につきましては、光熱水費、保守点検費、修繕費、工事費等の過去3年間の平均で算出いたしますと、小学校で1校当たり平均約3,000万円、中学校では約2,200万円でございます。

なお、平成31年3月に策定いたしました美浜町学校施設等個別計画において、事後保全的な修繕や改修を今後も続けた場合における維持更新コストを概算すると、今後40年間の更新費用総額は約215億円となると算出されております。

次に、御質問の3点目、これまでの検討の経緯についてでございますが、モニターを御覧ください。

平成29年度に美浜町小中学校再編のための基本構想を策定し、学校再編の必要性和基本的な考え方を初めて示しました。

翌平成30年度には、美浜町学校施設等個別計画を策定し、学校施設の老朽化の状況と、現在の小中学校をこのまま維持していくと今後どのくらいの費用がかかるかを調査いたしました。

令和元年度には、美浜町小中学校再編実施計画を策定し、学校再編の具体的な時期と方法、令和10年度には町内の全ての小中学校を統合した小中一貫校を目指すという方針を示しております。そして、この方針に従いまして、令和4年4月に河和南部小学校と河和小学校を統合いたしました。

令和4年度、5年度には、保護者や区長をはじめとする住民の皆さんが参加した夢づくりワークショップと学校づくりワークショップを開催し、将来どんな学校が必要なのかを議論し、令和5年度に美浜町小中一貫校基本整備構想を策定し、日本福祉大学美浜キャンパス内の敷地内に美浜町の特色を生かした魅力ある小中一貫校を整備していくことといたしました。そして、今年度の美浜町小中一貫校基本計画の策定に至っております。

次に、御質問の4点目、日本福祉大学及び附属高校との連携についてでございますが、こちらもモニターを御覧ください。

日本福祉大学及び附属高校とは、これまでも小中学校と連携した教育に取り組んでおります。例えば、トワイライトスクールや小学校プール活用連携事業などがあります。

トワイライトスクールにつきましては、放課後の子供たちの居場所づくりの連携事業で、令和3年度から3年間、奥田小学校で実施し、今年度は奥田小学校と河和小学校の放課後児童クラブとタイアップして実施しております。また、小学校プール活用連携事業につきましては、日本福祉大学の屋内温水プールを活用し、今年度は野間小学校、奥田小学校、上野間小学校の西部の3小学校で実施いたしました。

今後進めていく事業といたしまして、中学校の部活動地域移行の検討を考えており、大学や附属高校と連携し、休日の部活動の地域移行について検討してまいります。大学や附属高校との連携事業は、これまでも多岐にわたり実施しており、実践を重ねながら、より充実した教育連携に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、御質問の5点目、小中一貫校基本計画についてでございますが、基本計画では、昨年度策定いたしました美浜町小中一貫校整備基本構想の内容を踏まえ、日本福祉大学の敷地内にある小中一貫校整備に係る校舎やグラウンド等の配置案の検討、概算事業費の積算及び関係法令等の整理など基礎的な調査を行いました。

計画の内容でございますが、基礎的条件の整理、導入機能・整備水準等の検討、施設配置の検討、基本計画図の作成、管理・運営に係る検討、導入可能性調査、今後の課題の整理の7点について検討いたしました。

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○4番（丸田博雅君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

1番目の本町の児童生徒数、令和6年度と12年度の推移は、全体で355名減とのことですが、さらに平成20年、16年前になりますが、小中を合わせて2,210名でありました。

少子化は全国的ですが、今後も減少が続くと想像されますが、令和6年度の本町の出生人数は何人ですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

人口減少、本町だけではなくて、日本全体が人口減少加速化されております。

令和6年度の出生数という御質問でございました。令和6年度、令和6年4月から2月末までの住民登録で調査をさせていただきましたので、その人数について報告をさせていただきます。

令和6年4月から2月末までの住民登録の人数は62名でございました。学区別に御紹介させていただきますと、布土が6名、河和学区の河和地区が28、河和学区の河和南部地区が2名、野間が8名、奥田10名、上野間8名の62名でございます。

○4番（丸田博雅君）

今、課長から、本年度、2月まででございますが、非常に少ない。62名。これは美浜町全体ですよ。以前でしたら、もう1学区でも少ないぐらい。これが美浜町全体であります。これは本町だけでは当然ありませんが、美浜町がこれほど少なくなっているのかなというのが本当に驚きであります。こういったことも考えて、次の質問にいきます。

2番目の教育施設の老朽化に伴う維持修繕費、金額は、先ほど発表がありましたように大変な数字ですが、さらに、南海トラフ巨大地震などの災害に対応できるかどうか、子供たち、保護者にとって不安であるのではないのでしょうか。

その点、ちょっと答えにくいかもしれませんが、町長にお伺いしたいと思います。保護者たちの不安、この施設に対する。そういったこともちょっと何かお答えできればお願いします。

○町長（八谷充則君）

済みません、何を御質問されているのか、ちょっと、もう少し具体的に言っていただけますでしょうか。

老朽化が進んでいる中で費用がかかることについてどう考えるかという御質問ですか。もう少し教えてください。

○4番（丸田博雅君）

先ほど、施設の老朽化によって、早いところ、いわゆる安全な施設を造らなければいけないのかなという面から、今後どのようにいたしますか、今現在の町長の考え方を。

○町長（八谷充則君）

済みません、お手数をかけまして、ありがとうございます。

午前中の御質問でもお答えしましたが、施設の老朽化もしかりでございますけれども、今、先ほど担当から説明した子供の数ですね、もう危機的な状況になっていると思います。こうした状況を考えますと、やはり早急に統合していく必要があるであろうと思っております。

したがいまして、実現可能な事業費で実施できる候補地を速やかに選定して着手を、いわゆる着実に、この小中一貫校を進めていきたいと考えております。

○４番（丸田博雅君）

いずれにいたしましても、最近、各地区で大きな災害あるいは地震も起きております。そういった面で、本町の学校施設の老朽化の中での子供たちの教育現場としては、今、非常に不安があるのではないかなと。いつ、何どき、どんな大きな災害、地震が来るかもしれませんので、しっかりとその点を対応できるような前向きな姿勢を示していただければというふうで、ちょっと町長に直接お伺いをいたしました。

それでは、次でございます。

お答えでは、令和５年度には美浜町小中一貫校整備基本構想を策定、日本福祉大学美浜キャンパスの敷地内に美浜の特色を生かした魅力ある小中一貫校を整備するとのことですが、いろいろ大変な課題があると思います。財政のこともしかり、そういったことを踏まえて、いま一度、教育委員会としての考え方をちょっとお伺いします。

○教育部長（谷川雅啓君）

本町の財政が非常に厳しい状況ということは承知しております。必要な補助金等、頂けるものは頂いて、施設を節約というのですか、コンパクトにしたような形で建設して、何とかやれる範囲内での建設にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○４番（丸田博雅君）

今、突然と教育委員会のほうに振り向けたわけですが、財政面では当然これは大変な負担がかかる大きな事業ではありますけれども、いろいろなところで一生懸命お伺いをしたり、あるいは、お話を聞いたり、いろいろなところを使って、協議の中で、そういったことも含めてやっていただきたいという思いが強くありますので、その点もよろしくお考えをください。

次、４番目ですが、現在までに日本福祉大学と何度協議し、その経緯、内容等の説明をお願いいたします。

また、トワイライトスクール、先ほどちょっとお話がありましたが、これは少子化、核家族化、社会環境の変化に対応しなければならない。そういった面で、現在の子供たちの居場所づくりが必要だということですが、緑多き美浜町の中で、地域の人々との連携、そして日本福祉大学との連携が大切ではないでしょうか。その点、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤 守君）

まず、日本福祉大学と何度協議をしというところなのですが、教育連携に関しましては、日本福祉大学のほうは、理事長、副理事長、三学部長、高校の校長と、こちらは私、あとは担当者がいるわけですが、そんな形で年に二、三回はやっています。今年度の方針を決めてから、それから１年終わった段階で振り返って、次に何をやっていこうというような会をやっております、実際、教育連携の内容は、見ていただいたとおり、たくさんありますので、それを実際に進めていく担当レベルは、ちょっと数が分かりません。かなりやらないと詰めていけませんので、そんな形で進めています。

それから、トワイライトスクールに関することもお答えをいたします。

トワイライトスクールは、日本福祉大学と連携した放課後の子供たちの居場所づくりの実践です。小中一貫校が開校した際に、授業が早く終わる低学年の児童が、帰りのスクールバスを待つ時間があることが想定されます。また、放課後児童クラブを敷地内に設置できるとよいと考えています。

このような放課後の子供たちの居場所づくりとして、日本福祉大学と連携してできることを検討し、令和３年

度から令和5年度までは、奥田小学校の希望する児童を対象に、大学の先生と大学生に子供たちと関わっていただきました。今年度は奥田小と河和小学校の放課後児童クラブに通所している児童を対象に実施しております。今年度の形が持続可能な形だと思っております。

先日、私もトワイライトスクールを見学に行きました。子供たちが楽しそうに活動している姿や、子供たちと積極的に関わろうとする大学生の姿を見ることができました。また、大学の先生からは、学生の貴重な学びの場となっていると思いますということも伺っております。お互いがウィン・ウィンの連携活動であり、今後も日本福祉大学との連携を大切にしていきたいということを考えています。

また、地域の方との連携についてでございますが、現在は地域の方と連携したトワイライトスクールは実践しておりません。地域の方と連携した放課後の子供たちの居場所づくりについては、小中一貫校が開校した際に、さり地域学校協働本部を設置し、地域の方に学校のお助け隊として力をお借りしたいということを考えております。

○4番（丸田博雅君）

先ほどちょっと私が口籠もったことを財政の面で申し上げたのですが、1月28日に我々特別委員会が視察に行っていました。その1校の岐阜県の大垣市の上石津学園。これは中学校をいわゆるきちっと保守・保全をして開校した学校ですが、小中一貫校。これも約6億2,000万円、約6億3,000万円、費用がかかったのですが、そのうち国庫補助が約1億8,000万円下りておるそうです。

私は何が言いたいかといいますと、本町の財政だけでは、もちろん100億円以上かかる施設は無理なことは十分分かっておりますので、国あるいは県に対して、日本では初めてでしょうね、たしか私立大学の中に公立の学校を併設するというのは。そういった面で、アピールのためにも、しっかりと人脈を通じて県・国に行っていただきたい。きちっとしたものを持っていかないと、対応するほうも返事がしにくいのではないのかなと想像いたしますので、その点も併せてお願いしたいと思います。

しっかりと答弁をいただいて、私は、この学校再編に対しては、当初申し上げましたように、基本的には少子化、それから教育施設の老朽化等々をした上で進めていかなければいけない事業だというふうで質問させてもらいましたが、それでは、最後に、まだ時間があるのですが、この時間を私がつくったのは、町長と教育長にお話を伺いたいということで時間をつくらせていただいております。

まず、若い人が住んでもらうためにも、この再編の問題につきましては、町の活性化の大きな一つの事業になると思っております。そこで、町長さんには、今後、小中一貫校施設建設場所として、先ほど言いましたように私立大学内での、全国では本当に珍しい建設場所ということですが、対応をどうするのか、いま一度お聞きしたいのと、また、今後、各学区に対して責任ある説明を行う考えはあるかを含め、お話を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○町長（八谷充則君）

まず、私の考えは、先ほど最初の答弁にさせていただいたように、実現可能な事業費で実施できる候補地を速やかに選定し、確実に前に進めていくということでございます。先ほど来、教育長、教育部長が答弁しているように、魅力ある学校にするためには、やはり大学との連携ということが本町に与えられた大きなアドバンテージだろうと思っておりますので、大学、高校との連携ができるということも当然考えております。それが大学の敷地内であればベストであろうと思っておりますけれども、それが実現可能な事業費を超えた場合には、当然ほかの選択肢も出てくるということでございます。

先ほど言われた岐阜県のいわゆる中学校を改修して小中一貫校にする。これが、今までの住民説明会の中で魅

力ある学校をつくるというふうに言ってきたものが、古い校舎に若干手すりをもう一個増やして中学校に小学生が通うということが、果たして保護者に受けられるかということはありませんけれども、これだけの子供の数が減ってきている中で、複式学級もいずれ見えてくるという中で、どうしてもというときに、そうしたのも一つ選択肢としてはなり得るのかもしれませんが、今のところは私は考えてはおりませんが、いずれにしても、やっていかなきゃいけない、やれる方法を考えていくということについては同じ思いでございます。

そして、今後の進め方でございますけれども、まずは候補地の選定をしまして、それに並行する形で、また保護者の意向も少し探っていきたいかなとは思っております。

そして、説明につきましては、やはり私は、この問題に一番関係する保護者の方々に対する説明をこれまでも重視してまいりましたので、保育所、そして小学校の説明会は全てやっていきたいと思っております。

地区の説明会につきましては、今のところは、これまでどおり、いわゆる町政報告会で説明を尽くしていきたい。そして、こちらのほうで説明に来いという形であれば、出向いていくという形を取らせていただきたいと考えております。

なお、今後、3月、4月に各区の総会あるいは役員会等がございますので、そちらにも出向きまして、小中一貫校の考え方、そして新年度予算の概要についても説明に参りたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○4番（丸田博雅君）

いずれにしても、私、最初、壇上で申し上げましたように、百数年伝統ある河和南部小学校が廃校となりました。私もその卒業生であります。今後、そういった面でも地域の、地元の人たちのいわゆる理解と協力がなければ、こういった大きな子供たちのための施設等の事業は進められるとは思えません。しっかりと、そこら辺は町長の責任として、ひとつ今後も進めていただきたいと思っております。ありがとうございました。

じゃ、次に教育長さんにお伺いをいたします。

現在、全国的にも小中一貫校が二千数百校開校されております。現在も私たち小中学校再編調査研究特別委員会として、先ほどもちょっとお話ししました1月28日、今年度の。三重県の桑名市の多度学園、令和8年4月の開校を目指し建設中のところと、それから、先ほど言いました岐阜県の大垣市の上石津学園を視察してまいりました。その折に、皆さんにレポート用紙を書いていただきまして、町長と教育長には全員のレポート用紙を読んでもいただくようにお渡ししてありますので、その点も含めて、教育長には、今後こういった形で、この小中一貫校あるいは再編を考えてみえるのか。少子化のみならず、6・3制から9年制の意味、意義、あるいはデメリットもあるのですが、メリットをお話しくださればと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○教育長（伊藤 守君）

まず、小中学校再編調査研究特別委員会が視察に行っていたレポートにつきましては、目を通させていただきました。参考になる部分は幾つかございましたので、ありがたく頂いております。

あと、6・3制から9年制の意味、意義、メリットということでございますが、以前、議会でも少し触れさせていただいたのですが、小学校6年間、中学校3年間のくくりを取り除くのではなく、小学校は小学校、中学校は中学校としての教育活動をしていきます。その上で、義務教育9年間を見通した教育を進めていきたいと思っております。

小中一貫校は、小中学生が同じ校舎で9年間学校生活を送り、小中学校の先生方が連携しやすく、9年間を見通した系統的な指導や支援がしやすい環境となります。そのメリットを生かしていきたいということを思っていて、メリットを生かしていく教育については、今までも議会等いろいろなところでお話をしてまいりましたが、

本日は令和6年3月に策定をいたしました基本構想にお示ししてあることを時間をいただいております。話をさせていただきます。

9年間を見通した地域人材を活用したふるさと学習の推進です。美浜町のよさを知り、美浜町のよさを発信し、将来の美浜を考える系統的教育課程が実践しやすい、そんな環境が出来上がります。ふるさと学習によって、美浜町に愛着と誇りを持つ子供たちを育てたいという考えであります。

また、小中学校の先生方の連携により、中学校の先生方の専門的な知識を生かした小学校高学年での教科担任制、9年間同じ方針での生徒指導、生徒支援に当たることができたり、小学校1年生から中学校3年生までの幅で縦割り活動や交流活動ができたりします。小学校での教科担任制は、授業の質の向上につながり、先生方の負担軽減にもつながると考えています。小中学校の先生方が、情報共有を図って、9年間、同じ方針の生徒指導、生徒支援を行うことで、環境の大きな変化、いわゆる中1ギャップに起因する不登校生徒の減少や生徒の不安軽減に期待をしております。

縦割り活動や交流活動は、日常的な学校生活においても小中学生が同じ空間で生活をしているので、上級生への憧れ、上級生としての自覚、下級生への思いやりなど、心の成長も期待しています。自分だけでなく周りの人を大切に作る心優しい子供たちを育てていきたいと考えております。

○4番（丸田博雅君）

私も、少なからずとも、この9年制、いわゆる小中一貫校のことも、いろいろな場所で勉強させていただいておりますが、今、教育長が言われるとおり、9年間を通して先生たちも非常に教育のしやすい子供たちのための状況、環境をつくるということもお聞きしております。

私ごとでございますが、チェック機能の欠如で今回の状況を招いたものと、私自身、反省をしております。しっかりと今後とも取り組んでいかなければと思っておりますので、議員の皆さんも、あるいは執行部も、教育委員会も、三者一体となって将来ある美浜の子供たちのためにもしっかりと取り組んでいかなければと思っておりますので、今後よろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、丸田博雅議員の質問を終わります。丸田博雅議員は自席へお戻りください。

〔4番 丸田博雅君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

ここで休憩を取ります。再開を2時50分といたします。

〔午後2時39分 休憩〕

〔午後2時50分 再開〕

○議長（大寄暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 茶谷佳宏議員の質問を許可します。茶谷佳宏議員、質問してください。

〔2番 茶谷佳宏君 登席〕

○2番（茶谷佳宏君）

皆さん、こんにちは。2番、日本共産党の茶谷佳宏です。3月議会、本日最後の一般質問者となります。何とか頑張ってやりますので、よろしくお願いします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、ふるさと

納税と学校再編の今後の進め方の2項目について順次質問します。

初めに、1項目めのふるさと納税について。

本町は、毎年200人を超える人口が減少しています。そのため、個人町民税が減少することは必至です。

また、町内の土地について管理することが困難なため、買ってくれる人があれば安くても売りたいという思いから、非常に安く売られている現状があります。このようなことが続けば土地の評価額が下がり、固定資産税及び都市計画税の減少につながります。

ふるさと納税額も減少してきています。モニターを御覧ください。

こちらのグラフは、令和3年度は約1億2,000万円あったものが、令和5年度には約9,000万円と減少してきています。このような本町の税収減に伴う財源確保の一つの施策として、ふるさと納税を増やす必要があります。そのため、次のとおり質問します。

1点目、本町のふるさと納税の人気のある返礼品は。

本町の返礼品として人気のある主なものは何ですか。

2点目、近隣の町のふるさと納税の状況は。

近隣の町のふるさと納税額の多い自治体はどこですか。その主な理由は何と考えますか。

3点目、本町のふるさと納税の状況は。

本町でふるさと納税が近年減少してきている理由は何と考えますか。

4点目、ふるさと納税を増やす対策は。

ふるさと納税を増やす対策として何をしていますか。

5点目、新しく返礼品の開発、発掘をしませんか。

現在、返礼品に入っていないくても魅力のある農作物などは何がありますか。本町の魅力を生かした体験を返礼品として増やしていけそうなものは何がありますか。

6点目、その時期お勧めの返礼品をもっとPRする考えは。

ふるさと納税を増やすためにも、本町のPRとともに旬の農作物などのPRをもっと行う必要があると思いますが、実施する考えはありますか。

2項目めの学校再編の今後の進め方について。

2月に行われた町政報告会において、基本計画で検討された配置案について説明がありました。日本福祉大学敷地内の配置案1から3については、どの案も実施が困難と報告されました。この報告を受けて次のとおり質問します。

1点目、基本計画案で出された配置案について。

第2グラウンド・多目的フィールドに計画の第3案では、概算事業費として約83億円のほかに代替地としてのグラウンド整備費と駐車場整備費が必要と記載されています。グラウンド整備費と駐車場整備費は、代替地により異なりますが、約幾らかかると予想されますか。

2点目、スクールバス費用について。

県内の事業所にアンケートを取り、4事業所がスクールバスの運行が可能と回答があったと報告されました。具体的には幾らで請負が可能と回答がありましたか。

3点目、今後どのような進め方をするのか。

今回の基本計画で学校建設が100億円を超えることから、事業実施が困難になったと報告がありました。別の場所で土地を購入して小中一貫校を新設する事業の実施は困難ということになると思いますが、既存の学校を使

用して学校再編を検討する考えはありますか。

4点目、小中一貫教育は必要と考えるか。

今回の基本計画で施設一体型の小中一貫校の建設が困難になったことを受けて、それでも小中一貫教育は本当に必要と考えますか。必要と考えるのであれば、施設分離型の小中一貫教育は検討しますか。

5点目、保護者や子供たちに学校再編に対するアンケートを実施する考えは。

今回の日本福祉大学敷地内での小中一貫校の建設が困難になったことを受けて、保護者や子供たちに、今後、美浜町の学校がどのようにあってほしいかを問うアンケートを実施する考えはありますか。

以上で、壇上での質問を終わります。簡明な御答弁をよろしくお願いします。

○議長（大寄暁美君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

茶谷佳宏議員の御質問にお答えいたします。

私からは、ふるさと納税についての御質問にお答えし、学校再編の今後の進め方については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、ふるさと納税についての御質問の1点目、本町のふるさと納税の人気のある返礼品はについてでございますが、現在、約200品目の返礼品があり、その中で人気のある返礼品は、ブルーベリー、鮮魚市場の商品券、焼きノリ、グレープフルーツ、エビ煎餅が上位5品目となっております。

次に、御質問の2点目、近隣の町のふるさと納税の状況はについてでございますが、納税額の多い自治体は南知多町で、シラスなどの人気により納税額を伸ばしていると承知しております。

次に、御質問の3点目、本町のふるさと納税の状況はについてでございますが、近年、減少している理由については、様々な要因があると考えております。ふるさと納税の返礼品は、返礼割合を3割以下とすること、地場産品とすることといった返礼品の基準に適合していなければならず、この基準が年々厳格化し、返礼品のハードルが高くなり、人気のあった返礼品が該当しなくなったことが要因の一つと考えております。

そのほかにも、ふるさと納税制度が普及し、納税者がいろいろなところへ寄附をするようになったこと、また、昨今の物価高騰により、本町にはない生活必需品への需要が高まってきていることも、減少の要因であると考えております。

次に、御質問の4点目、ふるさと納税を増やす対策はと御質問の5点目、新しく返礼品の開発、発掘をしませんかについては、関連がございますので、併せてお答えいたします。

ふるさと納税を増やす対策でございますが、庁内プロジェクトチームを設置し、新たな返礼品の掘り起こしや、ふるさと納税の申込サイトを増やしたり、イベントへの出展などを行っております。

新しい返礼品の開発、発掘につきまして、現在、本町の返礼品になく他市町でも人気のある農作物はミカンなどのかんきつ類であります。また、特色を生かしたフルーツ狩りや釣り船での魚釣り体験などにつきましても、来年度から返礼品に加えることを検討しております。さらに、町内で魚類の養魚事業を始めた事業者様もお見えになりますので、そちらの加工品が新たな返礼品になるのではないかと期待しております。

次に、御質問の6点目、その時期お勧めの返礼品をもっとPRする考えはについてでございますが、本町をPRするために、昨年11月にInstagramにおいて、ふるさと納税サイトを開設するなど、情報の発信に努めております。

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、学校再編の今後の進め方についての御質問の1点目、基本計画案で出された配置案についてでございますが、大学の第2グラウンド・多目的フィールドでの計画で、代替地としてのグラウンド整備費と駐車場整備費につきましては、現段階では具体的な場所も決まっていないため、費用の算出には至っておりません。

次に、御質問の2点目、スクールバス費用についてでございますが、本事業へ前向きな回答のありました4社からは、バスの確保と運転士の確保について、事前に準備期間は必要であるが、可能であると回答をいただいております。費用面等を含めた詳細な個別の打合せは、場所の検討と並行して行っております。

次に、御質問の3点目、今後どのような進め方をするかについてでございますが、大学の敷地内を含む町内の実施可能な候補地を改めて選定していくこととなり、既存の小中学校の活用についても選択肢に入れて学校再編を検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の4点目、小中一貫教育は必要と考えるかについてでございますが、児童生徒が同じ校舎で学校生活を送ること、小中学校の先生が同じ職員室にいることのメリットを生かした教育。例えば、美浜のよさを知ったり、美浜のよさを発信したり、9年間を見通したふるさと学習、縦割り活動や異学年交流の推進、中学校の先生の専門的な知識を生かした小学校高学年での教科担任制の導入などを考え、施設一体型の小中一貫校を目指しております。施設分離型の小中一貫教育については、今のところ検討しておりません。

次に、御質問の5点目、保護者や子供たちの学校再編に対するアンケートを実施する考えはについてでございますが、先日の町政報告会においても、参加された保護者の方々から、もっと当事者である保護者の声を聞いてほしいといった意見をお伺いしております。今後、アンケートの実施を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

再質問はありますか。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、順次再質問させていただきます。

最初に、ふるさと納税について再質問します。

令和6年度ふるさと納税の見込額はどのくらいになると考えていますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

令和6年度のふるさと納税の見込額につきましては、約8,000万円ほどを見込んでおります。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、次に、南知多町では令和5年度の決算で、ふるさと納税額は4億9,100万円ありました。南知多町といえばシラスということで、返礼品の人気も高く、ふるさと納税額が増えてきています。

そこで、産業課長にお伺いします。美浜町といえばこれという商品や農作物は何かありますか。

○産業課長（富谷佳成君）

美浜町ならこれということでございますけれども、イメージでいうのであれば、農作物でいうならミカンなどのかんきつ類、水産物でいえばノリかと思われま。

○2番（茶谷佳宏君）

次に、ふるさと納税を増やすために庁内プロジェクトチームで新たな返礼品の掘り起こしをしていると答弁がありました。ミカンやフルーツ狩り、魚釣り体験のほかには具体的にはどのようなものが出ていますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

そのほかに新たなものということですが、私どもからお声がけをさせていただきまして、花、花卉ですね。花卉類の事業者様にもお声がけをさせていただきまして、検討をいただいております。また、農業体験、あと、海の体験でグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム等についても、返礼品にできるのではないかとということで話に出ております。

○2番（茶谷佳宏君）

美浜町の温暖な気候に基づいて、農産物というのはいろいろあるかと思うので、ぜひそういうものも進めていただきたいと思います。

ただ、農家の人たちでいうと、なかなかネット販売や何かをしていないと返礼品を発送するというのが困難な部分もあるかと思うので、その辺については、町を含めて、どういう形で援助できるのか分かりませんが、そういうことについてもぜひ手を差し伸べていただければと思います。

次に、美浜町のふるさと納税のホームページを見ますと、申込サイトが多く掲載されており、サイトの選択肢が増えてきていることは分かりますが、今の時期からが旬になる返礼品を紹介する考えはありますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

旬のものをPRということですが、先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、ふるさと納税の返礼品については幾つか基準がございます。先ほど町長が申し上げましたのが、返礼品の返礼割合が3割以下の基準を満たすこと。あと、地場産品のものでなければいけないということで、その基準と。

そのほかに、募集適正実施基準というものがございます。こちらは、この基準の中で、してはいけないことでもございまして、返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないことという取決めもありますので、茶谷議員がおっしゃられたことが掲載可能かどうかということは検討させてまいりたいと思います。

○2番（茶谷佳宏君）

そういう基準があるのであれば、それはそれで検討していただきたいと思いますけれども、今、美浜町として、どういう農産物だとか水産物が今から旬を迎えますよというのはPRとしていいのではないかなと思いますので、ぜひ美浜町の宣伝を兼ねてPRしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

先ほど御答弁いただいたように、令和6年度も約8,000万円ということで、また令和5年度からも減少をしてくるかということになるかと思いますが、納税額が減ってくる中では、ふるさと納税というのは本当に貴重な財源になってくるかと思うので、そこにもぜひ力を入れていただきたいと思いますし、また、庁内のプロジェクトチームでどのようなことを今後検討されるか分かりませんが、何とかこのふるさと納税を増やすということで、職員一丸となって力を合わせていただきたいと思います。

それでは、次に学校再編の今後の進め方について再質問させていただきます。

1点目のグラウンドや駐車場の整備費は、場所が決まらないから算出していないと答弁がありましたが、相当な費用がかかることは間違いありません。学校建設費とグラウンドや駐車場の整備費用を含めて100億円を超える場合には、この案も費用面からも困難ということではよろしいですか。

○教育部長（谷川雅啓君）

大学との覚書により協議した南側エリアと同様に、整備費を含めた金額が100億円を超えるということになれば困難ということになります。

○町長（八谷充則君）

ちょっと補足をいたしますと、これまでも答弁しているように、事業費が幾らになるということではなくて、

毎年の返済額がいかほどになるかというところで、午前中も1億7,000万円余のお金が出ておりましたけれども、例えば、新たに代替地として整備するサッカー場であったり駐車場であったりというものが、どれだけ自己財源が必要になってくるかというところになります。

例えば、そんなことはあり得ないのですけれども、8割補助があるような事業であれば、それは、その事業費が伸びても実施可能なわけございまして、実際に、その整備をするに当たって、どういった補助金が使えるか、交付税のバックがどれほどあるかということも含めて検討していく中で、自主財源として借りていく部分が幾らになるかというところで判断をしまいたしますので、一概に100億円を超えたからどうだということじゃないですけれども、ただ、普通に考えると100億円を超えるような事業であれば無理だということはあるかもしれませんけれども、金額によって左右されるものではないということは、ちょっとお願いします。

○2番（茶谷佳宏君）

そうであるならば、今回、町政報告会で示された第1案、第2案が費用面から困難になったという答弁とは何かかけ離れるのではないかと思いますけれども、その辺についてはどうですか。

○町長（八谷充則君）

今回、事業費が伸びた要因の中に、いわゆる運動場を整備するための山の造成というものの、校舎を若干造るための山の造成というものがあまして、そちらのほうは基本的には補助の対象になっていないということございまして、補助対象外の経費が非常に多いということによって、結果的に返済が滞るといえるか、無理だということございまして、100億円の中の補助対象外の部分が大きかったということが要因でございます。

若干、説明不足と言え、そのとおりでございますが、なかなか一般の方には分かりにくいものですから、そのようなことになっております。

○2番（茶谷佳宏君）

同じように、この第3案についても、その代替地として整備するものについて、補助ってつく可能性はあるのですか。

○町長（八谷充則君）

それは、どのような形で整備をするかによって変わってまいります。それが、いわゆる国の補助事業として認められるようなものであれば、当然その事業に乗って何割かの補助金が頂けたりということになってまいりますので、その部分までの正式な検討には至っていないということでございます。

○2番（茶谷佳宏君）

そういう要件や何かは当然あるかと思いますけれども、小中一貫校をつくろうとする施設ではなくて、大学のための施設の移転費用ということになれば、なかなか補助がつくというのは難しいのではないかなと考えます。

それでは、2つ目のスクールバスについての再質問をします。

スクールバスの費用については場所の検討と並行して行うとの答弁がありましたが、現在の計画案やバスの台数でどのぐらいの費用がかかるか出さないと、学校のランニングコストからも新校舎の建設ができる、できないという判断ができないのではないですか。費用の見積りを取る考えはありますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校建設とそれに係る安全・安心な通学というのは、もう一体となるというふうに私たちも考えております。したがって、学校の建設費用と子供たちの毎日の安全を守る通学の費用、また、その費用面だけではなくて、どこで乗るのか、また、どのルートで行くのか、そして、それは各地区からどのぐらいの時間かかるのかということも、しっかりと調査をする必要があると思っています。

今回、私たちが県内のバス事業者92社にアンケートを取りまして、前向きな回答がありました4社ということは、教育部長が先ほど申し上げたのですが、そちらのほうと費用面、安全の確保も含めた打合せをすることになっておりますので、現在はやっておりませんが、やっていきたい。見積りも取っていききたいと考えています。

○2番（茶谷佳宏君）

並行して検討していかれるということですが、先ほど、ほかの同僚議員の質問に対して、町長は、新しい候補地や何かも含めて早急に検討していきたいということでしたので、見積りはいつ頃までに取るとかという考えはありますでしょうか。

○町長（八谷充則君）

スクールバスについては、今、既に南部地区からマイクロが2台走っておりまして、1台当たりに係る経費というのは、その事業者に限った話ですが、大体出るわけです。それに対して、地方交付税でスクールバス1台に対して幾らというものが出ておりますので、したがって、いわゆる収入と支出というところは、事業者、当然その台数が増えれば多くなるとか少なくなるとかありますけれども、大よそのところはつかめておりまして、今現在でいけば、ほぼ交付税で賄えているという状況でございますけれども、ただ、当然、最初にバスの整備費、こうしたものについては、過疎の関係の補助金が2分の1頂けると承知しておりますけれども、残りは払っていかなくちゃいけないということもありますので、その辺も含めて担当と詰めていくということでございまして、実際に、このスケールメリットによって、台数が増えることによって単価が安くなるのか。逆に、あるいは確保するのが大変なので高くなるのかというところは、今後、詳細に早急に詰めさせていただきますので、お願いします。

○2番（茶谷佳宏君）

今、本当にバスの運転手や何かの確保が困難だという報道がよくあります。バスばかりじゃなくてトラックの運転手もそうですけれども、そういう中で、大勢の人数を確保しようとしたときに、同じような金額で可能なかどうかということも含めて、やっぱり検討していく必要があるかと思いますので、早めに見積りは取って、その上で検討していただかないと、いざ、やろうとしたときに、やっぱりそんな金額じゃやれないわということになったら何ともならないかと思いますので、その辺のことをぜひ早めに見積りは取っていただいて、やれる、やれないという判断も含めてしていただけたらと思います。

それでは、次に、大学の敷地内を含む町内の実施可能な候補地を改めて選定していくと答弁がありましたが、令和6年度に基本計画を作成しようとした大学の敷地内に小中一貫校を建設する案は白紙になったということでしょうか。

○教育部長（谷川雅啓君）

今後は、小中一貫校の建設候補地を、大学の敷地内を含む実施可能な場所を探していくことになります。大学の敷地内には今回基本計画で示した場所も含まれておりますので、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○2番（茶谷佳宏君）

大学の敷地内、今回3案示されましたけれども、そこは小中一貫校の建設は困難だということが今回出されたので、ほかの大学の敷地内を検討するのか、この3案も含めて検討するのか、その辺はどうなのですか。

○町長（八谷充則君）

今回示した3案で、それぞれ実施困難と判断した理由は、大学との覚書によって示した2案については事業費の面で困難であるということでございます。そして、3案目につきましては、代替地等の用意もできないし、まだ申し込める状況じゃないということで困難でございまして、今後、大学とは、厳しい折衝になるかと思っております。

けれども、協議をしまいいたいと考えております。

白紙に戻るかということでございますけれども、当然その覚書に基づく場所に、検討については、ちょっと難しいということでございますけれども、大学の敷地内、あるいは大学の敷地の周辺部、隣接部含めた一貫校の整備というものは目指してまいりますし、基本的にあるのは、大学と連携した教育を進めていくということで、それがいわゆる敷地の中であればベスト、一番いいだろうということでございますが、仮にこれがその敷地の外であっても、やはり大学との連携ということは図れるだろうと思っておりますし、先方さんもそのようにおっしゃっておりますので、そうした部分については引き続き進めていくということで、全て白紙になるということではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○2番（茶谷佳宏君）

今聞いたのは、今年度、基本計画を策定する案ということでの内容を聞いたのですけれども、それは大学の敷地内に計画をする案ということで考えると、第1案、第2案については費用面から困難だと。それから、第3案について、正門近くのところですが、そちらについては、まだ大学に申し入れる段階ではないということでありました。

そういう中で、今回の基本計画案というものについては白紙になるということでいいのかということで聞いたのですけれども、全体の計画として、そこも含めて検討はしていくけれども、ほかのところの候補地も実施可能な場所を選定していくということの中でいうと、今回の令和6年度に出された基本計画案、この3月末までに出てくるものについては、白紙になったということでよろしいんじゃないのですか。

○町長（八谷充則君）

計画案というのは、今回、当然、場所を選ぶ中で、場所の選定とか事業費の概算費用というものもあるのですけれども、先ほどから担当が申しているように、法的な問題であるとか、あるいは諸室の配置であるとか、必要面積であるとか、そういったものも併せて検討しております。給食センターの移転についても検討しております。

ですので、場所については、結果的にはそこでは選考できなかったということですが、それ以外の部分については、これは場所が変わっても使える内容でございますので、白紙という言い方ではないというふうに私は思っております。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、ちょっと質問を変えます。

今回の基本計画案の作成について、案がある程度まとまった段階で、住民説明会をやって、その後、パブリックコメントをやっていくということが、以前の質問であったかと思うのですけれども、今回、住民説明会ではなくて町政報告会という形で報告されて、このパブリックコメントというのは行っていくんでしょうか。どの案も可能ではないということが出たのですけれども。

○学校教育課長（近藤淳広君）

基本計画案ができた段階で、住民の皆様に説明をして、パブリックコメントで広く意見を募る予定ということを私どもは申し上げておりました。

ただ、今回、私たちが基本計画でつくった内容、場所がまだ未確定というところが多いものですから、その辺を私たちがこの策定を進める中で、学校再編検討委員会という委員会を設けております。これは、これまでも議員の皆さんや、こういった場でも紹介をさせていただいておりますが、保護者の代表ですとか、区長さんの代表、校長先生の代表、あと大学の職員さんも入っていただいた12名の学校再編の検討委員会がありまして、その委員会の中でも、パブリックコメントは未確定な部分が多いものですから、それを示しても何の意見を求めるんだろ

うということになりまして、今回は説明にとどめさせていただきまして、しっかりと計画場所が決まった段階で、そういった町民の皆さんから多くの意見をいただける機会を設けていきたいと思っておりますので、今回はパブリックコメントの実施はいたしません。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、もう一つ、今回2月に行われた町政報告会の内容については、ちょっと私、まだ確認していないのですけれども、ホームページや何かでも住民や何かにこういう内容で報告したということは掲載されていますでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

町政報告会、2月11日と14日、2日間にわたってサブアリーナで、2日間で約250名の町民の方が参加をしていただいたと聞いております。

内容につきましては、学校再編のことだけではなくて、新年度の当初予算の事業説明も含まれておりますが、たくさんの当日参加していただいた方にアンケート調査もしておりまして、その取りまとめをしている中で、現在、ホームページ開設に向けて準備をしている段階でございます。

なお、その内容につきまして、広報誌、また小学校や保育所の保護者の皆様には紙面で各家庭に配れるような準備もしておりますので、よろしくお願いします。遅くなって申し訳ございません。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、次に、小中一貫教育が必要と考えるかという質問に対して、施設一体型の小中一貫校を目指すという答弁でした。文部科学省のホームページに小中一貫教育について紹介されていたデータによりますと、ちょっとこれはデータが古いのですけれども、小中一貫教育を実施している件数1,130件のうち、施設一体型校舎148件、13%、施設分離型校舎882件、78%、施設隣接型校舎59件、5%とありました。

再度伺います。小中一貫教育は必要と考えますか、施設一体型ばかりではなくて。

○教育長（伊藤 守君）

必要か必要でないかということをお問われれば、必要です。小中一貫教育は施設分離型校舎でもできます。ただ、本町は小中一貫教育を行うために小中一貫校を設置しようとしているではありません。子供の数の急激な減少、小中学校の校舎の老朽化という背景を踏まえて、将来の美浜町の子供たちにとって、よりよい環境づくりをするために、小中一貫校を設置しようとしているものでございます。

先ほど教育部長も答弁しましたし、私も丸田議員のところで答弁しましたが、そのメリットを生かした教育をしていくことが、おのずと小中一貫教育になると考えています。

先ほど茶谷議員が言われました施設分離型で小中一貫教育を実施している件数が多いのは、学校の統廃合とは関係なく、市町村全体で、例えば中学校区で実施している。そういうことがありますので、そのような数になっているのではと考えています。

○2番（茶谷佳宏君）

今、教育長の答弁にありましたように、確かに小中一貫教育ということの中では、今、既存にある学校でも当然、小中一貫教育はできることだと思います。そういうことを小中一貫教育ばかりでなくて小中連携ということも踏まえて、できることから美浜町はしていかないと、なかなか一気に校舎を造るまでの間、じゃ、どうするかという問題も出てくるかと思っておりますので、美浜町の子供の教育のことを本当に考えて、何からできるのかということは考えていただければと思います。

それでは、次に、アンケートでは、候補地だけでなく、小中一貫校の必要性や、小学校、中学校を幾つにした

らよいかなど、幅広い意見を聞く考えはありますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

保護者の皆さんにさせていただくアンケートの内容のことだと思います。候補地のことや小中一貫校の必要性、小学校、中学校の数など、幅広い意見を聞いてはどうかということだったと思います。

幅広い意見を聞きたいと思っていますが、内容については、しっかりと私たちが適切な情報をお話しさせていただきまして、その情報に基づいたアンケートをしっかりと取っていただきたいと思いますので、内容については、これからしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（大寄暁美君）

茶谷議員、あと7分半ぐらいです。どうぞ。

○2番（茶谷佳宏君）

やはり町政報告会ときの出された意見や何かということで、最初に教育部長からも御答弁いただきましたけれども、保護者の意見をしっかりと聞いてほしいというようなことは、保護者の一番の願いだと思います。

ただ、この間、昨年の8月に令和10年から12年に開校を延ばした。それで、今回、12年の開校は困難だということで、一番振り回されているのは子供たちであり、保護者であると思います。そういうことからしても、保護者の意見、子供たちの意見をしっかりと聞いて、どういう形がいいのかどうか。それで本当に美浜町の今後の小中学校の在り方を考えていただけたらと思いますので、そのためにも、先ほど同僚議員も言いましたように、特別委員会で1月に視察に行きました上石津学園や何かでも、本当にきめ細かい報告や何かを受けてきましたし、どういう形だったらできるのか、何ができるのか、できないのか、保護者の要望はどこにあるのか。それをアンケートでぜひ取っていただけたらと思います。

一番には、本当に子供の教育を考えていただきたいということを申し添えまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大寄暁美君）

以上をもって、茶谷佳宏議員の質問を終わります。茶谷佳宏議員は自席にお戻りください。

〔2番 茶谷佳宏君 降席〕

○議長（大寄暁美君）

これをもちまして、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大寄暁美君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、3月6日から3月10日までの5日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、3月6日から3月10日までの5日間を休会とすることに決定しました。

来る3月11日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後3時34分 散会〕

令和 7 年 3 月 11 日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 7 年 3 月 11 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 同意第 1 号 美浜町監査委員の選任について
- 日程第 2 同意第 2 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 4 議案第 9 号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 10 号 美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 11 号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 12 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 13 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 14 号 美浜町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 15 号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 16 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 17 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 18 号 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 19 号 美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設備に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 20 号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 21 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 22 号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 18 議案第 23 号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第 19 議案第 24 号 令和 6 年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 20 議案第 25 号 令和 6 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 26 号 令和 6 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 27 号 令和 6 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 28 号 令和 6 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 29 号 令和 7 年度美浜町一般会計予算
- 議案第 30 号 令和 7 年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 7 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 7 年度美浜町介護保険特別会計予算

議案第33号 令和7年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第34号 令和7年度美浜町水道事業会計予算

議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算

日程第25 発議第1号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第26 発議第2号 核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14までの各事件

追加日程第1 議案第20号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての撤回について

追加日程第2 議案第36号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

日程第16から日程第26までの各事件

◎ 本日の出席議員（12名）

1番 都 筑 新 悟 君

2番 茶 谷 佳 宏 君

3番 大 寄 暁 美 君

4番 丸 田 博 雅 君

5番 橋 場 友 昭 君

6番 野 田 謙 弥 君

7番 中須賀 敬 君

8番 森 川 元 晴 君

9番 廣 澤 毅 君

10番 荒 井 勝 彦 君

11番 大 岩 靖 君

12番 野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町 長 八 谷 充 則 君

副 町 長 杉 本 康 寿 君

教 育 長 伊 藤 守 君

総 務 部 長 宮 原 佳 伸 君

厚 生 部 長 中 村 裕 之 君

産 業 建 設 部 長 茶 谷 昇 司 君

教 育 部 長 谷 川 雅 啓 君

総 務 課 長 大 松 知 彰 君

地 域 戦 略 課 長 下 村 充 功 君

防 災 課 長 三 枝 利 博 君

税 務 課 長 山 本 圭 介 君

住 民 課 長 柴 田 香 緒 君

福 祉 課 長 三 枝 美 代 子 君

健 康 ・ 子 育 て 課 長 藪 井 幹 久 君

環 境 課 長 百 合 草 俊 晴 君

産 業 課 長 富 谷 佳 成 君

建 設 課 長 平 野 恵 司 君

都 市 設 備 課 長 平 野 和 紀 君

水 道 課 長 竹 内 健 治 君

会 計 管 理 者 富 谷 佳 宏 君

学 校 教 育 課 長 近 藤 淳 広 君

生 涯 学 習 課 長 戸 田 典 博 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 宮 崎 典 人 君

議 会 係 長 江 本 真 実 君

[午前9時00分 開議]

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 同意第1号 美浜町監査委員の選任について

○議長（大寄暁美君）

日程第1、同意第1号 美浜町監査委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第1号 美浜町監査委員の選任についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第2 同意第2号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（大寄暁美君）

日程第2、同意第2号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第2号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第3 議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第3、議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第9号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第4、議案第9号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第10号 美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する

条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第5、議案第10号 美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第11号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第6、議案第11号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第12号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第7、議案第12号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第13号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第8、議案第13号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第14号 美浜町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第9、議案第14号 美浜町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第15号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第10、議案第15号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第16号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第11、議案第16号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第12 議案第17号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第12、議案第17号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第13 議案第18号 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（大嵯暁美君）

日程第13、議案第18号 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第14 議案第19号 美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設備に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

○議長（大嵯暁美君）

日程第14、議案第19号 美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設備に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

ここで、暫時休憩とします。

〔午前9時09分 休憩〕

〔午前9時30分 再開〕

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3月3日、町長から提出された、議案第20号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についてを撤回したいとの申出がありました。

お諮りします。議案第20号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての撤回についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての撤回についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 議案第20号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての撤回について

○議長（大寄暁美君）

追加日程第1、議案第20号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての撤回についてを議題とします。

本件について、理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

去る3月3日に提出いたしました、議案第20号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についてでございますが、このたび議案に誤りがありましたので、美浜町議会会議規則第19条の規定に基づき、本条例の撤回をお願いするものでございます。大変申し訳ありませんでした。

なお、詳細につきましては担当部長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔降 壇〕

○産業建設部長（茶谷昇司君）

今回撤回させていただくのは、議案第20号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例について、占用料等の額に誤りが見つかったためでございます。

本町占用料の算定の基礎となる愛知県道路占用料条例は、愛知県が名古屋市を除く市町村の固定資産税評価額に基づき、各市町村を5段階に分け占用料が算出されております。本町は、これまで真ん中の第3級地でしたが、今回の改正で1段階下がった第4級地となり、参照先が変更になったことを見落としていたため、占用料の額が誤っていたものでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（大寄暁美君）

これをもって、理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

今の説明ですと、愛知県の占用料条例が変わったら、美浜町の道路占用条例を変えなければいけないのか、それを参考にしているということだけで変える必要があるのかどうかというのを説明してください。

○建設課長（平野恵司君）

茶谷議員のおっしゃるとおり、必ずしも変えるということではございませんけれども、ただ、今まで過去3年ごとにこの改正がございまして、本町で、愛知県の道路占用料条例に基づきまして改正しておりまして、実際、実情に合った金額だと考えておりますので、今回も合わせて改正をすると考えております。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（茶谷佳宏君）

しなきゃいけないのであれば、住民の人にとって有利なほうを選択するということも考えるべきではないかと思うのです。今回の撤回は、安くなるということになるかと思っておりますので、それをどうこう言うつもりはありませんけれども、今後の改正においては、必ず愛知県の占用条例が変わったら美浜町も変えなきゃいけないという方向性でいくのかどうか。その辺のところについては、今後よく検討していただけたらと思います。これは質問

というよりも、要望として伝えさせていただきます。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

愛知県が、各市町村の固定資産税評価額に基づいてそれぞれ算出しておりますので、占有者にとっても、県に合わせるほうが分かりやすいと考えておりますので、これからも愛知県条例に合わせて改正していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（大寄暁美君）

荒井議員。

○10番（荒井勝彦君）

本当に素朴な疑問なのですが、変わりましたというのは、今回、等級というのか1つ安いほうになったということは、県から美浜町にどういう通知が来るのですか。どこか大きなところに記載されていて、今回は美浜町はこのランクになりますよというのが、こちらから見に行っても今回こうなったのだということを気づくのか、それとも、何がしかの方法で美浜町に通達か何かあるのですか。あつて見落としたのか、どこか見に行かないと見えないのか、その辺のシステムの違いを説明してください。

○建設課長（平野恵司君）

今回、この条例、愛知県の条例がこの12月の議会で条例改正がされたという通知がございました。それに基づいて各市町さんも対応等をしていただきたいというような通知なのですが、その中身につきまして、実際、変更前、変更後という形のものがついておりまして、それで金額等も変わっております。

今回は、この別表というもののうちの金額が書いてある表なのですが、その一番最後の備考という欄がございまして、そちらに各市町がどのランクに該当するのかというところがあります。その該当するところを、今までは3号級、3号地というところだったのですが、それがたまたまその中に、そこについても変更がございまして、今まで3級だったのが4級になったという記載を見落としたということが実際のところございまして、大変申し訳ございませんでした。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第20号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての撤回について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は撤回することに決定しました。

追加日程第2 議案第36号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

追加日程第2、議案第36号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

本日、追加上程いたしますのは、議案第36号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についてでございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、追加議案書のファイルをお開きください。

1 ページ、議案第36号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についてでございますが、令和7年3月3日に提出いたしました議案第20号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての誤りを修正し、改めて議案第36号として上程するものでございます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明しますので、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降 壇〕

○産業建設部長（茶谷昇司君）

議案第36号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についてでございますが、今回上程させていただくのは、占用料等の額を差し替えをしたものでございます。

なお、第1条が美浜町道路占用料条例、次に、第2条が美浜町公共用物の管理に関する条例、次に、第3条が美浜町漁港管理条例、最後、第4条が美浜町漁港土砂採取料等徴収条例の一部改正で、愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例が令和6年12月20日公布されたことに伴い、愛知県の道路占用料との均衡を図るため、占用料等の額を改正すること及び施行日の令和7年4月1日は変更ございません。

議案第36号の説明は以上でございます。

○議長（大寄暁美君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第16 議案第21号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第16、議案第21号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第21号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

142ページにあります第2条において、後期高齢者支援金分課税限度額が22万円から24万円に上がる改正であります、この改正によって影響のある世帯数及び金額はどれくらいになりますか。

○住民課長（柴田香緒君）

この改正は、所得の多い世帯に応分の負担を求めることになりますが、令和6年度の課税所得で算定した結果、改正により影響のある世帯は7世帯で、金額としては128万5,000円ほどの増となります。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（茶谷佳宏君）

済みません、今の説明ですと7世帯ということで、限度額が2万円上がるだけなので、その中で128万円も上がるのでしょうか。

○住民課長（柴田香緒君）

7世帯の内訳の中で、人数としては20人になります。20人の方の所得を見ますので、それくらいになる算定になっております。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17 議案第22号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第17、議案第22号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第18 議案第23号 町道路線の廃止及び認定について

○議長（大寄暁美君）

日程第18、議案第23号 町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第19 議案第24号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（大寄暁美君）

日程第19、議案第24号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第24号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について質問させていただきます。

歳出についての質問だけになります。

1点目、29ページにあります、3款、2項、1目児童福祉総務費、多世代交流施設整備事業、こちらの事業費として、9月議会のときの説明では3億6,000万円とありましたが、今回、約1億円増えております。大幅に増えているその理由を説明してください。

2点目、33ページにあります、4款、1項、4目環境対策費、浄化槽整備事業、18節合併処理浄化槽設置整備事業補助金、こちらが当初予算2,865万1,000円から大幅に減額されております。2月までの実績件数と金額と、その理由を説明してください。

3点目、41ページ、10款、3項、1目学校管理費、中学校施設整備事業において、14節教育施設等工事、当初予算6,315万7,000円に対して、こちら1,300万円ほどの減額になっています。大幅に減額になった理由を説明してください。

4点目、43ページ、10款、4項、3目文化財保護費、18節文化財保存事業費補助金、こちらの当初予算500万円に対して400万円の減額となっております。その理由を説明してください。

5点目、43ページ、10款、5項、2目体育施設費、運動公園地域活性化事業、17節機械器具費、こちら当初予算2,100万円に対して800万円の大幅な減額になっています。その理由を説明してください。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

それでは私から、29ページ、3款、2項、1目児童福祉総務費、多世代交流施設整備事業が増額となった理由でございますが、まず増額の理由といたしまして、一部追加になった費用がございます。追加の1点目が、12節委託料の設計業務委託料、1,000万円でございます。こちらは駐車場を検討する中で、隣の調整池を駐車場として利用する場合について、調査設計に要する費用でございます。2点目が、14節工事請負費の4億4,600万円、このうちの1,000万円でございます。この1,000万円は、施設の敷地以外の近隣に駐車場を整備する際の、駐車場整備工事の費用でございます。これら2点を除きますと、施設備品は増額と見込んでおりませんので、工事管理業務委託料及び施設等整備工事、こちらが増額となっているということでございます。

これらが増額となった理由は、一言で言って物価の高騰、人件費の高騰ということでございます。費用の算出に当たりまして、工事管理業務については以前からの内容は変更しておりません。また、工事の設計についても、基本設計に基づき実施設計を行いましたので、部屋の数や形、配置など大きく変更したところはございません。

基本設計業務では、詳細な内訳額が示されてはおりませんので、どの部分が増額となったということは、実は断言はできませんが、工事費の高騰が懸念されたことから、内装材と資材であったり窓の必要性等、できる限り精査を行い経費削減に努めました。しかしながら、大きく費用がかかる部分であります事業工事、基礎工事であったりくいを打つ工事、そういった工事や鉄骨の工事、屋根工事などについては、形状を工夫するなどによる削

減効果のそういった精査はいたしました、建物の安全性に関わる部分ということでございますので、この部分について経費を制限するというわけにはいかない部分ということで、これらの部分の増額が主な増額理由と考えられます。

○環境課長（百合草俊晴君）

それでは、私から、補正予算書の33ページ、4款、1項、4目、浄化槽整備事業の合併処理浄化槽設置整備事業の補助金、こちらの2月末までの実績の件数、金額でございますけれども、まず、新規設置に対する補助につきましては、29基、497万8,000円。内訳としまして、5人槽が25基、7人槽が4基でございます。

単独処理浄化槽と汲み取りの便槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助につきましては、13基、1,055万4,000円でございます。こちらの金額の中には、既存の浄化槽の撤去に係る費用、そして屋内配管に係る費用に対する補助分も含まれております。内訳につきましては、5人槽が6基、7人槽が7基でございます。

減額の理由でございますけれども、新規設置につきましては、ほぼ見込みどおりの申請数でございましたが、転換につきましては、申請件数が当初見込みより約半分であったということで減額となっておりますので、よろしくお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それでは私から、補正予算書41ページになります。学校管理費の中学校施設整備事業でございます。こちらの教育施設等工事の約1,300万の減額の要因という質問でございました。

こちらにつきましては、河和中学校の体育館の屋根の改修工事の入札残でございます。工法等を検討した結果、工事費用を削減することができました。

○生涯学習課長（戸田典博君）

続きまして私から、43ページ、文化財の保存事業費の補助金につきまして御説明をさせていただきます。

当初、町の指定文化財であります大御堂寺（野間大坊さん）の鐘楼堂、俗に言いますと鐘つき堂の部分の改修工事に対しまして補助金を使う予定でございましたが、愛知県に補修方法の相談をいたしましたところ、県の文化財指定にしてもらえる可能性があるという御意見をいただきましたので、調査に入りました。

今後の方針につきまして、住職と協議の結果、愛知県の指定をいただければ、県の補助金を活用して今後実施できることとなりますので、そこに当たります今年度分につきまして減額をさせていただきました。その後、愛知県の審議会の結果、令和7年2月12日付で、大御堂寺伽藍、この伽藍というのは寺院にある建物の総称になりますが、今まであります客殿は県指定でございまして、それに加えて、本堂、山門、あと先ほどの鐘楼堂の、4つの建物群として愛知県の指定をしていただけるようになりましたので、今後、また県の補助金を活用しながら整備をしていこうと考えております。

続きまして、43ページ、体育施設費、運動公園活性化事業、17節備品購入費の減額分につきましては、身近にありますスポーツ施設にパラスポーツの用具を整備し、障害のある人が身近に楽しめる環境を整える障害者スポーツ振興事業、こちら上限額が2,000万円、100%補助のものの予算計上を当初しておりましたが、申請の結果、交付額に差額が生じたので、それに当たる部分を減額補正とさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第20 議案第25号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（大寄暁美君）

日程第20、議案第25号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第25号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質問させていただきます。

歳入について、2点質問します。

1点目、61ページ、2款、1項、1目保険給付費等交付金、都道府県繰入金分、こちら当初予算1,500万円に対して500万円の増額になっています。その理由を説明してください。

2点目、同じく61ページ、4款、1項、1目一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、こちら当初予算1億円に対して2,667万4,000円の増額になっています。こちら、軽減世帯についての繰入れ分だと思いますけれども、軽減世帯の世帯数等で説明してください。お願いします。

○住民課長（柴田香緒君）

まず1点目の保険給付費等交付金、都道府県繰入金分の増額した理由についてですが、この交付金は、収納率の確保向上や医療費の適正化などへの取組や評価に応じて算定され交付されるもので、実績により交付額が増額される見込みとなったため、今回の増額補正となりました。

2点目の、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金の増額した理由についてですが、令和6年度からの国民健康保険税の税率改正により、算定に必要な1人当たりの基準税額や軽減額が増額となりましたので、今回の増額補正となりました。軽減世帯数につきましては、当初の見込み1,344世帯から、150世帯ほど、149世帯ですが増加しておりまして1,493世帯となっております。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第21 議案第26号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（大寄暁美君）

日程第21、議案第26号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第22 議案第27号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（大寄暁美君）

日程第22、議案第27号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第23 議案第28号 令和6年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（大寄暁美君）

日程第23、議案第28号 令和6年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第24 議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算から

議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで7件一括

○議長（大寄暁美君）

日程第24、議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算から議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで、以上7件を一括議題として、順次議事を進めます。

令和7年度予算の質疑に入るに先立ち、議長から議員にお願いいたします。

質疑については議案内容についての疑義をただすものでありまして、一般質問のごとく自己の意見を披瀝するものではありませんので、この点御注意ください。

また、美浜町議会会議規則第53条並びに第54条の規定により、発言はできるだけ簡明に、質疑の回数については、令和7年度一般会計予算を除き、1議題、1議員につき3回までを限度としますので、御了承ください。

最初に、議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算についてですが、本案は、各会計当初予算の中でも最も重要な案件であり、かつ、その内容也多岐にわたりますので、4つの区分に分けて質疑を行います。

1つ目の区分として歳入全般について、2つ目の区分として歳出の1款議会費から4款衛生費まで、3つ目の区分として5款労働費から8款土木費まで、4つ目の区分として9款消防費以降の順で、それぞれの区分ごとに1議員3回までを限度として質疑を受けます。

初めに、歳入全般について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算について、歳入の部分について質問します。

事前に通告しました番号を振って質問させていただきます。

1 点目、41ページ、15款、2 項、6 目教育費国庫補助金、こちら、公立学校情報機器活用支援体制整備費143万7,000円の充当先事業は何になりますか。

2 点目、51ページ、18款、1 項、1 目一般寄附金、一般寄附金 1 億5,000万円の多くはふるさと納税かと思いますが、増える見込みはあるのですか。

3 点目、53ページ、19款、2 項、1 目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金が 5 億2,518万5,000円繰り入れることになっています。こちら、繰入れした場合の残高はどれだけになりますか。

4 点目、同じく53ページ、19款、2 項、2 目減債基金繰入金、減債基金繰入金 2 億円の使途、充当先、こちらはどちらになりますか。また、繰入れした場合の残高はどれだけになりますか。

5 点目、同じく53ページ、19款、2 項、3 目公共施設整備基金繰入金、公共施設整備基金繰入金 1 億4,840万円の充当先はどこになりますか。また、繰入れした場合の残高はどれだけになりますか。

6 点目、61ページ、22款、1 項、4 目消防債、緊急防災・減災事業債1,220万円の充当先事業は何になりますか、お答えください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それでは、当初予算書の41ページでございました、歳入の公立学校情報機器活用支援体制整備費の充当先でございます。後ほど出てきますが、歳出の201ページにございます学校ネットワークアセスメント委託料、新規の事業になりますが、こちらの充当になります。G I G Aスクールの第2期ということで、タブレットの更新事業が国の事業として迫っております。その準備作業としてやる事業費の3分の1になります。

○地域戦略課長（下村充功君）

私からは、まず、51ページ、18款、1 項、1 目一般寄附金の 1 億5,000万円のふるさと納税だと思うがということで増える見込みあるのかということについてのお答えですけれども、一般寄附金 1 億5,000万円については、全額ふるさと納税という形で計上させていただいております。増える見込みはあるのかということですが、一般質問でも答弁させていただきましたように、返礼品を増やしまして、来年度の目標額という形で掲げておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、53ページ、19款、2 項、1 目財政調整基金繰入金の繰入れした後の残高ですけれども、令和6年度末の見込み現在高より、令和7年度当初予算に繰入れ後の残高につきましては約 5 億8,300万円になります。

次に、53ページ、19款、2 項、2 目減債基金繰入金、減債基金繰入金の使途及び繰入れ後の残高についてでございますが、使途につきましては、公債費の元金への充当、繰入れ後の残高につきましては約 2 億4,000万円となります。

次に、53ページ、同じく19款、2 項、3 目公共施設整備基金繰入金、こちらの公共施設整備基金繰入金の使途及び繰入れした後の残高につきましてですが、使途につきましては、2 款、1 項、9 目交通安全対策事業に500万円。次に、4 款、1 項、1 目保健センター管理運営事業に1,960万円。次に、7 款、1 項、3 目河和港観光総合センター運営事業、こちらに110万円。次に、8 款、2 項、3 目道路新設改良単独事業、こちらに3,240万円、同じく、道路新設改良県補助事業、こちらに9,030万円を充当しております。また、繰入れ後の残高につきましては約 5 億2,300万円となります。

○防災課長（三枝利博君）

私からは、61ページ、22款、1 項、4 目消防債、緊急防災・減災事業債1,220万円の充当先事業は何かということでございますが、歳出の193ページ、非常備消防事業、14節工事請負費、消防団詰所等取壊し撤去工事及び

197ページの災害対策事業、18節負担金、次世代高度情報ネットワーク市町村等設備整備工事負担金、この2つの事業に充当する予定でございます。よろしくお願いします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、1款議会費から4款衛生費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。荒井議員。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、3つほどお願いいたします。

111ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節の扶助費、生理の貧困対策費の5万円でございますが、昨今、多くの自治体で取り沙汰されているようでございますけれども、対象者、これを児童とか生徒に限定されるのでしょうか。幅広い女性を対象とするならば、金額的に少ないように感じます。生理用品に係る費用というのは、500円から1,200円ぐらい月にかかるそうで、生涯女性が支払う金額は40万円ほどだと、調べたら出てまいりましたので、その辺のところを教えていただきたいと思います。

117ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費、19節扶助費、軽度・中等度難聴児支援事業費17万2,000円でございますけれども、そもそもこの難聴児支援事業というのは具体的にどのような内容なのでしょうか。補聴器を買う資金の一部を支援するのか、対象児童は何名を見込んでいるのでしょうか。

3つ目です。125ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、10節需用費、賄材料費3,850万円。これの保育所の給食で金芽米を提供する予算256万円、これはほかで出てきておりますが、この中に計上されていると思いますが、そもそもこの金芽米でなければならない理由、これを教えていただきたいです。

もう米価が非常に高騰している現状において、美浜町産のほかのブランドじゃいけないのでしょうか。このブランドとした場合の差額がどれほどで、無洗米であるということも含めた調理の効率化も考慮してのことなのでしょうか。

以上3点お願いします。

○福祉課長（三枝美代子君）

ではまず1点目、111ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉事業の19節扶助費、生理の貧困対策5万円の予算についてでございますが、まず、こちらの貧困対策事業は、令和3年度10月補正において、コロナ対策の一つとして、生理の貧困問題を解消するため予算化した事業でございます。

対象者については、児童生徒に限定されるものではなく、庁舎をはじめ、公共施設のトイレへの設置、町内小中学校、日本福祉大学及び附属高校への配布をしております。

トイレの設置でございますが、図書館のトイレにおいては、トイレ内に生理用品を設置しております。役場トイレにおいては、生理用品の入手に困ったときはというメッセージカードを数枚置き、福祉課窓口にカードを持ってこられた方へ1パックをお渡しするという方法で行っております。小中学校及び附属高校は、保健室での保管となっているそうです。大学においては、フードパントリーなどで配布していると伺っております。

次に、金銭的に少ないのではないかとということでございますが、令和5年度の予算計上分の購入後、企業より寄附を頂きました。現在の在庫と配布先、小中学校とか高校大学、そちらへ必要数を確認して予算計上した金額

でございますので、よろしくお願いします。

なお、美浜町の社会福祉協議会においても、生活困窮者の相談窓口があり、そちらで必要な方にはお渡しする準備もあると伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、117ページの、3款、1項、3目障害者福祉費、障害福祉サービス事業、19節扶助費、軽度・中等度難聴児支援事業費についてでございますが、事業の内容といたしましては、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用、または修理に係る費用の一部を助成するものでございます。

対象については、美浜町内に住所を有する18歳未満の方で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方、指定医が補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断された方でございます。ただし、こちらの対象者の属する世帯の中に市町村民税所得割の額が46万円以上の方がいる場合や、対象者が労働者災害補償保険法その他の法令の規定に基づき補聴器購入費の助成を受けている場合は対象外とさせていただいております。

また、補聴器を買う資金の一部を支援するのかということでございますが、新規購入価格、更新時の購入価格、修理価格と補装具、障害者の方の補装具で種目があるのですが、補装具の種目と購入等に要する費用の額の算定に関する基準の価格がございます。そちらと金額を比較して、いずれか少ない額に3分の2を乗じた額を助成するものです。1,000円未満は切捨てでございます。

対象については、補装具の種目対象を重度難聴用耳かけ型、こちらが3件分、それからイヤーマールド型を3件分の実績で予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

それでは次に、125ページ、3款民生費、2項、2目保育所費、ページをめくっていただいたら127ページにあります10節需用費、賄材料費の中の金芽米についてでございますが、こちら、本町の保育所給食で金芽米を提供しておりますのは、通常の白米より栄養価が高い金芽米を提供することにより、お子様に健やかに育ってほしいとの思いから、本町独自の施策として、言い換えれば、本町の特色ある子育て施策の一つとして提供するものでございます。

金芽米とは、金芽（キンメ）と呼ばれますお米の胚芽の基底部と、亜糊粉層という部分を残して精米したお米のことでございまして、コシヒカリとかひとめぼれといった品種、ブランドとは異なるものでございます。本町では、現在、町内産の町内業者が販売するひとめぼれという品種のお米を金芽米として加工して、保育所給食のお米として提供しております。価格の差額としましては、加工等に1キログラム当たり121円かかりますので、予算としては1年間で43万6,000円となります。

また、議員おっしゃられるように、金芽米は無洗米ということでございますので、調理の作業の効率化を図ることができること、さらには節水の効果、そういったことが期待をできるものでございます。

○10番（荒井勝彦君）

2回目です。済みません。

金芽米のことですけれども、金芽米の良さというのは、私もいろいろ調べてみたら、なるほど栄養価も高い。だけど43万円余分にかかる。今、米価も非常に高騰しておりますし、この美浜町は乾いたタオルを絞るような予算組みをしていかないと、この先、いろいろな皆さんから御理解もいただけないと思います。金芽米を保育所で給食に出すことによって、美浜町の子供たちが全て金メダル取れるぐらいになるのだったら、それは結構でしょう。ここはひとつ考えていただきたいと私は思いますが、どうでしょう。私はそう思います。お願いします。よく熟考してください。

○議長（大寄暁美君）

御意見としてということでもいいですかね。

それでは、ほかに質疑ありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、続きまして、歳出についての質問を幾つかさせていただきます。

事前に通告しました1点目、99ページにあります、2款、3項、1目戸籍住民基本台帳費、こちらの戸籍住民基本台帳事務、13節住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料、こちらが前年に比べて大幅に増額されています。その理由を説明してください。

通告しました2点目については飛ばしまして、3点目、117ページ、3款、1項、3目障害者福祉費、障害福祉サービス事業、19節障害福祉サービス費、こちらが大きく増額しています。こちらの理由を説明してください。

4点目、117ページ、3款、1項、3目障害者福祉費、障害福祉サービス事業、19節療養介護医療費、こちら大きく増額しています。増額の理由を説明してください。

5点目、125ページ、3款、2項、1目児童福祉総務費、妊婦支援給付事業、19節妊婦支援給付金、こちらの内容の説明と対象者数を説明してください。

それから、6点目、125ページ、3款、2項、2目保育所費、保育所運営事業、1節会計年度任用職員報酬、こちらが大きく増加しています。こちらの会計年度任用職員、保育士の部分になるかと思えますけれども、これが何人から何人で、正規の保育士は何人なのか、説明をしてください。

7点目、139ページ、4款、1項、1目保健衛生総務費、地域保健医療事業、18節知多厚生病院運営費補助金、こちらは何年まで続くことになるのでしょうか。

8点目、143ページ、4款、1項、2目予防費、予防接種事業、12節带状疱疹ワクチン接種委託料、こちらが定期接種になったということですのでけれども、節目の対象者への助成内容を説明してください。

9点目、147ページ、4款、1項、4目環境対策費、浄化槽整備事業、18節合併処理浄化槽設置整備事業補助金、こちらは先ほど補正予算のところでも聞きましたけれども、実績を見て当初予算の説明では減らしたということかと思えますけれども、今回、前年度に比べて減額にしたことがあるんですけど、これを増やしていく、促進する対策は何かあるのか。また、平成27年に作成しました美浜町污水適正処理構想、こちらは、そのときでは平成37年に79%の目標ということで計画がされております。それに向けて、これ減額して達成の見込みはあるのか、お答えください。

○住民課長（柴田香緒君）

1点目の、99ページ、戸籍住民基本台帳事務の13節住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料の増額の理由についてですが、この住民基本台帳ネットワーク機器借上料の契約は、5年の長期継続契約で行っておりますが、令和6年3月からの契約時において、令和7年度に予定しておりますシステムの標準化に向けた仕様が一部ははっきりしていなかったため、1年間は再リースで対応し、この3月、令和7年3月から5年間の長期継続契約となりました。そのため、令和7年度が増額となっております。

○福祉課長（三枝美代子君）

次に、117ページの3款、1項、3目障害者福祉費、障害福祉サービス事業、19節扶助費、障害福祉サービス費の増額利用についてでございますが、実績による増額ではございますが、特に療養介護施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援サービスB型、児童発達支援が前年度より大幅に増額となっております。

療養介護施設入所支援は、ともに新たな重症心身障害者の方の施設入所により利用額が増額となっております。

児童発達支援については、町内通所施設の定員増と、利用者の定着、障害施設の利用者が増えたためござい

ます。

次、19節扶助費療養介護医療費の増額理由についてでございますが、先ほど、サービスで増額となった療養介護施設入所サービス利用者の医療費の増額によるものでございます。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

それでは次に、125ページ、3款、2項、1目児童福祉総務費、妊婦支援給付事業の19節妊婦支援給付金についてでございますが、給付金の手続及び支給内容につきましては、申請書の様式や文面は少し変わりますが、令和6年度まで実施しております出産子育て応援ギフトと、内容としましては同様でございます。妊娠届出時に申請していただきまして、妊婦の認定をした後に5万円をまず支給します。その後、出産後に、出生児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

対象者数は、妊娠時支給分につきましては60件、出産後支給分については55件、合計115件分として計上しております。

次に、3款、2項、2目保育所費の会計年度任用職員報酬についてでございますが、会計年度任用職員につきましては、例えば、障害児に対する加配の保育士等は1日7時間であったり7.5時間、延長や休憩への対応をする保育士については3時間であったり4時間、そういった形で時間数としては少しまちまち、様々ということになります。予算上は週5日勤務として54人分ということで計上しております。

内訳としましては、保育士が38人、看護師が4人、園務員が2人、調理員が10人という形でございます。また、正職員ですが、こちらは保育士が52人、調理員は6人ということでございます。

次に、139ページ、4款、1項、1目保健衛生総務費、こちら地域保健医療事業の18節知多厚生病院運営費補助金についてでございますが、この補助金は、知多厚生病院の救急告示病院としての機能を強化するため、知多半島医療圏の南部における唯一の公的医療機関として地域医療の充実と救急医療の確保を図るために補助しているものでございますので、期限を定めて補助しているものではございません。

次に、143ページ、4款、1項、2目予防費、予防接種事業の12節带状疱疹ワクチン接種委託料の節目の対象者への助成内容ということでございますが、まず定期接種となる節目年齢の対象者についてでございますが、こちらは、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方でございます。

金額でございますが、带状疱疹ワクチンについては2種類ございます。まず、長期間の有効性がありまして2回接種の必要な組換えワクチンと呼ばれるワクチンについては、1回の標準価格が2万2,000円で、こちらの内訳としましては、自己負担額は6,600円、助成額が1万5,400円としております。もう1種類の1回接種の生ワクチンと呼ばれるものは、標準価格は9,000円、内訳としては、自己負担は2,700円、助成額は6,300円ということでございます。

○環境課長（百合草俊晴君）

それでは私から、147ページ、4款、1項、4目の浄化槽整備事業の18節合併処理浄化槽設置整備事業補助金について促進をしていく対策はないかという御質問、お答えをさせていただきたいと思います。

河川とか海域の水質汚濁防止のために、合併処理浄化槽への転換、推進をしているところであります。施工業者からは、水回り設備のリフォームとか浄化槽の設備の故障の機会、そういった機会に合わせて浄化槽の入替え転換をされる方が多いと聞いております。

転換の必要性につきまして、これまでと同様に、広報誌、町のホームページ、ケーブルテレビを活用して、住民に向けた周知を続けるとともに、このようなリフォーム等の機会に、機器の取替えとか修繕ということだけでなく、ぜひ一緒に浄化槽の転換について検討いただけるように、そういった案内をいただけるように施工業者と

か点検業者にも改めて説明するなど、引き続き根気よく周知に努めてまいりたいと思います。

そして、処理計画、汚水処理計画、計画目標の79%達成の見込みあるかという御質問がございました。昨年度末で62%ほど達成という、今、数値になっているかと思います。まだ、目標まで数値的にかげ離れておりますけれども、先ほど申し上げた、根気よく周知をさせていただいて、目標達成に向けて引き続き努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

以上で、1款から4款までの質疑を終わります。

次に、5款労働費から8款土木費まで、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。

以上で、5款から8款までの質疑を終わります。

次に、9款消防費以降について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。荒井議員。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、1点だけお願いいたします。

207ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、12節の委託料、プール清掃委託料14万3,000円。これも昨年は計上されていなかったと思いますが、令和7年度初の取組だというような説明がありましたでしょうか。もう一遍確認です。

以前は、どのようにして清掃をしていたのでしょうか。説明のときに、河和小学校のみというような言い方をしたような記憶がございますが、それだけの委託料なのでしょうか。どういうところに委託をするのでしょうか。

あわせて、213ページの中学校のプール清掃委託料。この16万5,000円についても同じようにお伺いしたいと思います。中学校も、ほかの例えば業者なりが清掃するのでしょうか。我々のときはデッキブラシを持って、短パンでゴシゴシやられた記憶があります。そこのところの説明をお願いいたします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

207ページのプール清掃委託料でございます。

まず、初めての取組なのかという質問でございますが、令和7年度の初めての新規事業になります。

それから、以前はどのように清掃をしていたのかということでございます。これまでは、荒井議員おっしゃられるように、先生と児童生徒と一緒に、授業時間とかほかの活動の時間を利用してやっていました。小学校によってはコロナ明け、特にプールの授業がなかった時期が数年ありましたので、そういった明けのときには、一部、学校の独自の予算で業者を頼んでという学校もあるように聞いております。

昨今の熱中症対策ですとか、教員、それから児童生徒の負担軽減のために、やはり、業者さんに頼んで清掃をやっ払いこうという、校長会からも要望がありまして、今年度、新たに委託をするものでございます。

河和小学校のみの委託かということでございました。小学校につきましては、西部の3校、野間、奥田、上野間は、日本福祉大学の室内温水プールで今年度授業をしております。新たに令和7年度、布土小学校も加えて4校、日本福祉大学の室内温水プールで授業をやるように今調整をしております。したがって、屋外に夏場に

授業をするのは河和小学校だけになってしまいますので、負担軽減のために、しっかりと清掃業者を入れて活動して、授業に取り組んでいただくような勘考をしております。

同様に質問のありました、中学校のプールにつきましては、中学生は自分の自校でプール活動をやっていただきますので、これもやはり、小学校同様、教員、生徒の負担軽減と熱中症対策のために、業者を入れているものでございます。

なお、こういったところに清掃を頼むのかということでもございましたが、一般的な清掃業者がありますし、これまでも小学校によっては清掃を委託している業者があると聞いておりますので、そちらに委託をしていきたいと思っております。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

○10番（荒井勝彦君）

2回目です。河和小学校で14万3,000円。中学校は2校、清掃するということでよかったですか。その合計が16万5,000円ですか。随分安いような気がするんですけども、その説明をもう少しお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

小学校は、確かに1校で14万3,000円、中学校は2校で16万5,000円でもございました。小学校は低学年の小さいプールとか、例えばプールサイドの清掃なども含めておりますので、清掃範囲が中学校と異なりますので、やや河和小学校は高めになっております。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、通告したのが、ほかのものと連番になっておりますので、今回10番目からということで質問させていただきます。

10番、201ページ、10款、1項、3目義務教育振興費、義務教育振興事業、12節学校ネットワークアセスメント委託料、こちらの内容をもう少し具体的に説明してください。

それから、11番目、229ページ、10款、5項、2目体育施設費、総合公園施設管理事業、14節公園整備工事、こちらの財源の説明をお願いします。

それから、12番目、231ページ、10款、5項、3目学校給食センター運営費、学校給食センター運営事業、1節会計年度任用職員報酬、こちらも大分増額していますが、会計年度任用職員の人数、それから正規調理員の人数を説明してください。

以上3点お願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それでは私から、学校ネットワークアセスメント委託料と給食センターの関係、2点お答えさせていただきます。

まず、201ページの委託料で、学校ネットワークアセスメント委託料でございます。先ほど、歳入の際にも少し触れましたが、これ新規事業でございます。学校ネットワークアセスメント、これはGIGAスクール構想、令和2年度に1人1台タブレットと高速ネットワークの構築をさせていただきました。国のGIGAスクール構想という中で整備をさせていただきまして、実際、児童生徒の活用は令和3年度から、3、4、5、6で今年でちょうど4年目、来年は5年目になります。

G I G Aスクール構想第2期ということが、今、文科省で言われておりまして、タブレットを更新していく作業、これがしっかり示されてまいりました。その端末更新の準備作業としまして、また新しい端末に変えても、校内の高速ネットワークの容量が、児童生徒が同じ時間に一遍に使ったときにパンクしてしまうのではいけないので、しっかりとアセスメントを事前にして準備をやっていきなさいと国で言われている、補助要件の一つになっているものでございます。

内容につきましては、各小中学校の校内ネットワークの通信データ量、それからインターネットのアクセス速度、それに対する時間ですとか情報処理能力などを調査するものでございます。タブレットの更新と高速ネットワークが一体となって初めてG I G Aスクールが成り立ちますので、更新する前にしっかりとそれを整備しなさいというものでございます。

それから、231ページでございます。学校給食センターの運営費の中で会計年度任用職員、増額になっております。その中で、何人、会計年度任用職員がいるのか、また、正規の調理員は何人いるのかという質問でございました。会計年度任用職員は16名、うち会計年度任用職員の調理員は15名、管理栄養士が1名の16名でございます。人数は変わっておりません。

増額の要因は、時間単価の変更によるもので、これは給食センターや保育所だけではなく、一般的な会計年度任用職員の制度の関係で時間単価を変更しております。

それから、正規の調理員は、現在4名でございます。

○生涯学習課長（戸田典博君）

続きまして私から、229ページ、総合公園施設管理事業、14節公園整備工事の財源の説明をさせていただきます。

こちら公園整備工事費、5億4,674万5,000円の内訳といたしまして、大きく3つの工事を予定しております。1つ目は、総合公園体育館特定天井耐震改修工事、2つ目といたしまして、総合公園体育館のLED工事、3つ目といたしまして、総合公園体育館のメインアリーナの床面の補修工事がございます。

そちらの主な財源といたしましては、特定天井工事につきましては、国の緊急防災・減災事業を活用し実施いたします。LED工事につきましては、脱炭素化推進事業を活用して実施する予定でございます。最後にあります床面の補修工事につきましては、町の単独財源で実施する予定をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（茶谷佳宏君）

体育館の天井の工事で、国だとかLED化の工事について、国の事業を活用してということですが、これについては、財源としては補助金とか町債だとか、その辺のところはどのようになっていますでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

財源といたしましては、こちらの工事につきましては、今、LEDで天井工事で行うほかのところにある、残っている電気の部分の工事をさせていただきますが、先ほどの脱炭素化推進事業といたしまして90%の事業費を頂きまして実施するものでございます。こちらが事業費の90%起債で借入れができて、30%が交付税対応でできる事業で実施を予定しておりますのでお願いをいたします。

○地域戦略課長（下村充功君）

ただいまの茶谷議員のお話ですと、町債なのか、国庫補助金なのかというお話だと思うのですが、2つ

とも町債になりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（茶谷佳宏君）

3回目になるかと思います。今のお話で事業費の90%まで起債なのか、ここの項目を見ると起債の額が相当大きいと思うのですが、その辺のところをもう少し詳しく説明いただけますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

ただいまの御質問ですけれども、2つとも町債で、緊急防災減災事業につきましては、事業費の丸々100%起債を借りることが可能となっております。また、2点目のLED化の工事につきましては、事業費の充当率が90%という形になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって、議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第30号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計予算、こちらについて質問させていただきます。

まず歳入で、1点目、263ページ、2款、1項、1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金が予算の科目設定である1,000円だけになっている理由を説明してください。

2点目、265ページ、5款、1項、1目一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金、これは先ほど補正予算のところでも聞いたのですが、今回、当初予算ベースでは増額になっています。予算上の加入世帯数及び7割、5割、2割軽減世帯数を説明してください。

それから、歳出で、これ質問通告で文書では出していないのですが、歳出で1点質問したいと思います。272ページ、2款、2項高額療養費において、令和7年8月から高額療養費の自己負担限度額の引上げというのが凍結になったということが、先日報道されました。その凍結になったことによって、今回の予算への影響はあるのか、お答えください。

以上3点お願いします。

○住民課長（柴田香緒君）

歳入の1点目の社会保障税番号制度システム整備費補助金が科目設定の1,000円になっている理由についてですが、この補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化におけるマイナ保険証の利用促進に対する補助金になります。具体的な財政支援の内容が未定であるため、科目設定の1,000円のみ計上しております。

2点目の予算上の加入世帯数及び軽減世帯数についてですが、加入世帯数は2,624世帯で、軽減世帯数は47.4%の1,245世帯となっており、そのうちの7割軽減世帯が574世帯、5割軽減世帯が332世帯、2割軽減世帯が339世帯となっております。

続きまして、歳出の高額療養費の改正の見送りによる影響についてですが、改正が確定していない中での予算作成であり、過去の実績により高額療養費の金額を見込んでおりますので、今回の改正見送りによる影響はございません。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって、議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号 令和7年度美浜町介護保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号 令和7年度美浜町土地取得特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号 令和7年度美浜町水道事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第35号の質疑を終わります。

以上7件の令和7年度予算については、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

〔「済みません」と呼ぶ者あり〕

○2番（茶谷佳宏君）

この付託表だと、議案第20号も付託することになっていますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（大嵯暁美君）

これに関しては、当初のままになっておりますので、後でまた正しいものを配付いたします。

日程第25 発議第1号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第25、発議第1号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。9番 廣澤毅議員、説明をお願いします。

〔9番 廣澤毅君 登壇〕

○9番（廣澤 毅君）

それでは提案理由の説明をさせていただきますので、お手元のタブレットで発議第1号をお開きください。よろしいでしょうか。

発議第1号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月11日提出。代表提出者、美浜町議会議員、廣澤毅。提出者、美浜町議会議員、森川元晴、橋場友昭、野田増男。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるからであります。

続きまして、改正の内容を御説明しますので、タブレットの次ページ以降を御覧ください。

改正の主な内容でございますが、まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第2条に新たに第8項が新設されたことにより、条項ずれが生じたため、条例中、第2条の条文を引用している箇所について改めるものであります。

さらに、刑法が改正され懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることとなったため、条例中、懲役または禁錮と表記されている条文を、拘禁刑に改めるものであります。

また、併せて字句の修正も行います。

なお、この条例は公布の日から施行し、第2条第4項ただし書、同条第10項、第12条第5項から第48条までの改正規定において、施行日は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日とするものでございます。

また、第53条から第55条までの改正規定において、施行日は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日とするものでございます。

最後になりましたが、本案は、議会運営委員会として提案するものでありますので、同僚議員の皆様におかれましては、御理解と御賛同をお願いして、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第1号 美浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 発議第2号 核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書について

○議長（大寄暁美君）

日程第26、発議第2号 核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。2番 茶谷佳宏議員、説明をお願いします。

〔2番 茶谷佳宏君 登壇〕

○2番（茶谷佳宏君）

発議第2号 核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書について。

核兵器禁止条約への調印批准を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月11日提出。代表提出者、美浜町議会議員、茶谷佳宏。提出者、美浜町議会議員、丸田博雅、同じく美浜町議会議員、都筑新悟。

提案理由。この案を提出するのは、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章などに反するものである。昨年、被爆者団体である日本被団協がノーベル平和賞を受賞し、2025年は広島と長崎に原子爆弾が投下されて80年を迎える年であります。今こそ、原爆被害を体験した日本の政府が核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立つことを強く要望する必要があるからである。

意見書の内容は、別添のとおりです。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣です。

美浜町は非核平和都市宣言をしている町です。ここで、美浜町非核平和都市宣言を紹介させていただきます。

永遠の平和と安全は、人類共通の願いです。世界で唯一の核被爆国である我が国は、広島、長崎の惨禍を繰り返さないためにも、核兵器の廃絶と平和の実現を全世界に訴え続けていかなければなりません。私たちは、幸せな日常生活を維持し、日頃から地域でのつながりを深め、共に助け合い、平和の心を子どもたちに伝えていきます。美浜町は、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとする非核三原則の堅持と核兵器の廃絶を求め、恒久平和の実現を願い、ここに非核・平和の町を宣言します。平成23年6月1日。

この宣言の趣旨に基づき、意見書を提出しようとするものです。御賛同をいただきますようお願いして、提案理由とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第2号 核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

○議長（大寄暁美君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、3月12日から3月17日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、3月12日から3月17日までの6日間を休会とすることに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をおします。

来る3月18日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時05分 散会〕

令和 7 年 3 月 18 日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 7 年 3 月 18 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第 9 号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第 10 号 美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第 11 号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第 12 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 13 号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 14 号 美浜町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 15 号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 16 号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について
議案第 17 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議案第 18 号 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 19 号 美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設備に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 2 議案第 21 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 22 号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 3 議案第 23 号 町道路線の廃止及び認定について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 4 議案第 24 号 令和 6 年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第 5 議案第 25 号 令和 6 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 26 号 令和 6 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 27 号 令和 6 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第 6 議案第 28 号 令和 6 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第 7 議案第 29 号 令和 7 年度美浜町一般会計予算

〔各担当常任委員長 報告〕

- 日程第 8 議案第30号 令和 7 年度美浜町国民健康保険特別会計予算
議案第31号 令和 7 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
議案第32号 令和 7 年度美浜町介護保険特別会計予算

〔文教厚生常任委員長 報告〕

- 日程第 9 議案第33号 令和 7 年度美浜町土地取得特別会計予算
議案第34号 令和 7 年度美浜町水道事業会計予算
議案第35号 令和 7 年度美浜町農業集落排水事業会計予算

〔総務産業常任委員長 報告〕

- 日程第10 議案第36号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

- 日程第11 議員派遣の件について

- 日程第12 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（ 1 2 名）

1 番	都 筑 新 悟 君	2 番	茶 谷 佳 宏 君
3 番	大 寄 暁 美 君	4 番	丸 田 博 雅 君
5 番	橋 場 友 昭 君	6 番	野 田 謙 弥 君
7 番	中須賀 敬 君	8 番	森 川 元 晴 君
9 番	廣 澤 毅 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	野 田 増 男 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（ 2 1 名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	宮 原 佳 伸 君
厚 生 部 長	中 村 裕 之 君	産 業 建 設 部 長	茶 谷 昇 司 君
総 務 課 長	大 松 知 彰 君	地 域 戦 略 課 長	下 村 充 功 君
防 災 課 長	三 枝 利 博 君	税 務 課 長	山 本 圭 介 君
住 民 課 長	柴 田 香 緒 君	福 祉 課 長	三 枝 美 代 子 君
健康・子育て課長	藪 井 幹 久 君	環 境 課 長	百 合 草 俊 晴 君
産 業 課 長	富 谷 佳 成 君	建 設 課 長	平 野 恵 司 君
都市整備課長	平 野 和 紀 君	水 道 課 長	竹 内 健 治 君
会 計 管 理 者	富 谷 佳 宏 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君
生涯学習課長	戸 田 典 博 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 宮 崎 典 人 君

議会係長 江 本 真 実 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

議員並びに執行部の皆様には、御出席をいただきありがとうございます。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

教育部長より、体調不良により本日の会議を欠席する旨、連絡がありましたので報告します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
から

議案第19号 美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設備に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで12件一括

○議長（大寄暁美君）

日程第 1、議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから議案第19号 美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設備に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで、以上12件を一括議題とします。

以上12件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る 3 月 12 日午前 9 時より、役場 3 階大会議室におきまして、委員 6 名出席の下に、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査しましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから議案第19号 美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設備に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの12議案につきまして、審査、採決の結果、12議案とも全員賛成により可決

いたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第10号 美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例についてにおいて、具体的にはどのように公告するのかとの質疑があり、今までは掲示場のみであったが、美浜町のホームページに掲載する予定であるとの答弁がありました。

また、議案第11号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてにおいて、美浜町企業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部改正で、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給するとあるが、具体的な算定方法はとの質疑があり、美浜町の場合は水道課が該当し、一般の職員と取扱いを変えているものではなく、人事院勧告に基づき同じ規定で同じ割合で支給するとの答弁がありました。

また、議案第15号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてにおいて、子供の年齢要件が改善されているが、他町のようにさらに拡大し、職員が働きやすい環境にする考えはないかとの質疑があり、国の基準に合わせた改正内容の周知をして、制度を利用して子育てをする職員に配慮し、環境整備に努めてまいりたいとの答弁がありました。

また、議案第16号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてにおいて、消防団員の定員を15名削減するとあるが、新しい班編成と人数はとの質疑があり、現在の河和分団、河和南班20人、河和北班20人を1つの班にして、15人減の25人とするとの答弁がありました。

また、議案第18号 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてにおいて、別表、退職報償金支給額表で、新たに35年以上の欄が追加されたが、該当する団員はいるのかとの質疑があり、該当する団員はいないとの答弁がありました。

なお、議案第8号、第9号、第12号、第13号、第14号、第17号、第19号について、質疑はありませんでした。

なお、12議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大嵯暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第9号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第10号 美浜町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 美浜町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 美浜町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第18号 美浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 美浜町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設備に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第21号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから

議案第22号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてまで
2件一括

○議長（大寄暁美君）

日程第2、議案第21号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから議案第22号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る3月13日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名出席の下に、説明員として担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第21号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから議案第22号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてまでの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第21号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第22号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第23号 町道路線の廃止及び認定について

○議長（大寄暁美君）

日程第3、議案第23号 町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第23号 町道路線の廃止及び認定については、審査、採決の結果、全員賛成に

より可決いたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

町道運動公園線は２級町道とのことだが、１級と２級との違いはとの質疑がありました。都市計画決定をされた幹線道路や50戸以上の集落等を結ぶ道路については、１級にするなどの基準を基に認定をしている、との答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第23号 町道路線の廃止及び認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４ 議案第24号 令和６年度美浜町一般会計補正予算（第５号）

○議長（大寄暁美君）

日程第４、議案第24号 令和６年度美浜町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第24号 令和６年度美浜町一般会計補正予算（第５号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

歳出において、８款道路新設改良国補助事業で、当初予算に対し減額になっている理由はとの質疑がありました。愛知県より橋梁の架け替え協議があり、数年後に架け替えられる可能性があるため、最小限の修繕にとどめ

たためとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第24号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第24号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について、反対の立場で討論します。

多世代交流施設整備事業において、4億7,540万円計上されておりますが、9月議会時点の説明では3億6,000万円でした。半年で約1億円も増額しています。実際に工事が始まった場合、事業費が増額になるか不安が募ります。

中学校施設整備事業の教育施設等工事において、1,313万5,000円の減額、運動公園地域活性化事業の機械器具費において800万円の減額など、当初予算の甘さが目立ちます。

浄化槽整備事業の合併処理浄化槽設置整備事業補助金において、1,132万5,000円と大幅な減額となっています。申請が少なかったとはいえ、美浜町污水適正処理構想の目標値とはまだかけ離れています。単に減額するのではなく、住民ニーズを把握し、どのような補助内容にしたら目標値に近づくことができるのか、検討する必要があります。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

それでは、これをもって討論を終わります。

これより議案第24号 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第25号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から
議案第27号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで3件一括

○議長（大寄暁美君）

日程第5、議案第25号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第27号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第25号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第27号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第25号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第25号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第26号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第27号 令和6年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第28号 令和6年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（大寄暁美君）

日程第6、議案第28号 令和6年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第28号 令和6年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第28号 令和6年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論します。

土地取得事業において、土地購入費が減額されています。令和6年度当初予算において、土地購入の予定がないにもかかわらず、土地購入費が計上されていました。今回の補正予算で、実績がなかったとして減額されました。土地取得の必要が生じた時点で、予算計上すべきです。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第28号 令和6年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算

○議長（大寄暁美君）

日程第7、議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

まず、歳出を款ごとに報告いたします。

2款総務費において、広報事業のWebサービス使用料は、公式LINEサービスと思うが、どのようなときに電子決済ができるのかとの質疑があり、電子決済で想定しているものとしては、住民課、税務課の窓口での申請における諸証明を想定しているとの答弁がありました。

また、企画事業の知多半島で縁結びプロジェクト実行委員会負担金の説明をとの質疑があり、いわゆる婚活事業で、5市5町で実行委員会を立ち上げた。2年間をかけて婚活イベントを実施し、1年で5市町、2年間で10市町が担当する。国庫補助金も活用し、有利な運用に努める。負担金については均等割であるとの答弁がありました。

次に、4款衛生費においては、集中浄化槽運営事業の浄化槽事業法適用支援業務委託料は、美浜緑苑地区の集中浄化槽に係る委託料だと思うが説明をとの質疑がありました。集中浄化槽の移管を受けた際に、公営企業会計を適用する準備として、移管を受ける固定資産の整理、条例等の制定及び予算調整の支援業務のシステムを構築するものであるとの答弁がありました。

6款農林水産業費においては、漁港維持修繕工事の具体的な内容はとの質疑があり、河和漁港と上野間漁港の船揚場前の砂のしゅんせつ工事と、その他施設修繕に関する経費であるとの答弁がありました。

次に、7款商工費においては、地域応援クーポン券事業委託料について説明をとの質疑がありました。全町民1人当たり500円券を4枚配布する。税込み1,100円以上のお買物で1枚利用できるとの答弁がありました。

8款土木費においては、空家等対策事業の主要事業において、アンケート調査及びエンディングノートの作成と聞いたが、具体的な内容はとの質疑がありました。75歳以上の世帯に対しアンケート調査とエンディングノートを配布する。今ある空き家より、今後発生する空き家のほうが問題と考え意向調査をする。その結果をデータベース化することにより、今後の空き家対策の一つとして実施するとの答弁がありました。

次に、9款消防費においては、消防団詰所等取壊し撤去工事について説明をとの質疑があり、布土南班をはじめ、布土北班、旧奥田南班、旧奥田北班の火の見やぐら4か所の撤去工事も含められているとの答弁がありました。

なお、1款、5款、11款以降においては、質疑はありませんでした。

次に、歳入について、個人町民税が令和6年度に定額減税が行われたが、それ以前より増額になっている理由はとの質疑がありました。全体の納税義務者は減少しているが、高額な納税義務者が増加しているためであるとの答弁がありました。

また、都市計画税の1億5,000万円は目的税ということだが、何に使われるのかとの質疑があり、現在、この税金を充当している一番大きいものは、運動公園と総合公園の整備事業である。来年度の事業費分と、これまでの借入れしたいわゆる借金の返済分に充てているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

まず、歳出を款ごとに報告いたします。

3款民生費において、高齢者一人暮らし世帯地図配信サービス利用料の内容はとの質疑があり、民生委員が高齢の一人暮らしの見守りのため、訪問の際に使用する住宅地図のシステムであるとの答弁がありました。

4款衛生費においては、予防接種事業のRSワクチン接種の妊婦さんへの補助は、接種期間が決まっているのか、また、接種した際の手続き方法はとの質疑があり、RSウイルスワクチン接種の概要は、妊娠の周期については24週から36週で、手続きの方法は、医療機関で全額自己負担していただき、領収書等必要な書類を提出後に償還払いする。助成金は3,000円であるとの答弁がありました。

また、環境美化事業の行政区ごみ拾い協力報奨金について説明をとの質疑があり、各区で実施日等を計画した草刈りは除く清掃活動に対し、報奨金を支払っている。報奨金の交付額は、人口、世帯等の規模によるが7,000円から3万5,000円の範囲内で区に対し交付しているとの答弁がありました。

10款教育費においては、小学校施設整備事業の修繕料について、内訳の説明をとの質疑があり、河和小学校のプール塗装と体育館の雨漏り修理、浄化槽の修繕を予定している。また、奥田小学校の特別支援学級の床がシロアリの被害があり、その部分の修繕及び玄関横のフェンスの修繕を予定しているとの答弁がありました。

また、遊具点検委託料について、遊具の点検方法はとの質疑があり、体育館の中の跳び箱など体育館施設と、屋外の、小学校であればブランコ、中学校では鉄棒といった児童生徒が使う遊具や体育器具等の点検を年3回保守点検しているとの答弁がありました。

また、給食センター運営事業で、賄材料費が前年比257万円ほど減っているが、児童生徒の減少によるものか、それとも安く買えるようなところを見つけてきたかとの質疑があり、児童生徒数の減少による減額となっている。物価高騰で食材費も高騰しているが、児童生徒の減少が賄材料費の減少となったとの答弁がありました。

また、中学校施設整備事業、修繕費とはどういった修繕をするのかとの質疑があり、学校から要望のあった箇所を、危険度、緊急度と照らし合わせて直している。河和中学校の体育館の床は、長年の雨漏りがあり、今年度防水工事が完了したが、雨漏りにより床が傷んでいたため修繕していきたい。野間中学校は、プールのろ過機、外周を囲っているフェンスが傾き、危険なところの修繕をしていきたいとの答弁がありました。

歳入については、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。茶谷議員。

○２番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算について、反対の立場で討論します。

予算総額が、97億1,900万円と前年に比べて12億3,200万円大幅に増額となっています。増額となった分、歳入が増えた項目は、町債が約3億5,000万円、国庫支出金が約2億9,000万円、基金繰入金が約2億2,000万円となっています。借入金と貯金の取崩しをこんなに増やして町財政は大丈夫なのでしょう。

本議会でも町長は、小中一貫校の建設を目指すと言いながら、本予算には教育施設整備基金積立金が計上されていません。矛盾しています。

次に、開通記念式典業務委託料として、国道247号線のバイパス道路の開通に伴う記念式典事業費用が計上されています。道路管理者でない本町が開通記念式典を行う必要があるのでしょうか。費用の半額は、県からの補助と説明がありましたが、本町が負担金を出している協議会からの補助金として雑入に計上されています。

次に、公園整備工事の総合公園体育館天井改修工事として5億4,674万5,000円計上されていますが、この大部分が町債である借入金になっています。

次に、知多地域地方税滞納整理機構負担金が、本予算にも50万円計上されています。長年、知多地域5市5町の職員の徴収技術の向上を図る上で必要な組織であると説明されてきました。技術の向上は必要ですが、滞納者と向き合い、どのように納税できるのかを親身に相談に乗ることが必要です。未納となっている税金の取立て屋のようになっている滞納整理機構は必要ありません。

次に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、実績に基づき予算が前年度に比べて減額されています。予算額を減らすのではなく、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進させるため、ニーズ調査をして補助内容を変更してでも、汚水適正処理構想の目標値に近づけることが必要です。

厳しい財政の中で、貯金を減らし借入金を増やすことは、子供たちに財政負担を押しつけることになります。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。野田議員。

○１２番（野田増男君）

議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算に当たり、チャレンジMIHAMAを代表し、賛成の立場で討論いたします。

令和7年度予算編成に当たっては、あらゆる分野において物価高騰の影響を受ける中、限られた財源の中での編成作業には大変苦労されたと思います。八谷町長は、施政方針にもありましたように、町長に就任されて以来「子どもの笑い声のあふれるまち、美浜」の実現のため、様々な子ども・子育て支援施策を実施するとともに運動公園の整備、学校再編の推進など、懸案事項にも積極的に取り組まれ町政運営に当たられております。

来年度の一般会計予算は、総額97億1,900万円と、本年度に比べ12億3,200万円、率にして14.5%の増額で、過去最大規模の予算となっております。自主財源の中で最も重要な町税については、今年度を実施された個人住民

税の定額減税終了により9,181万円、率にして3.4%の増収を見込んでいるものの、人口減少や地価の下落の影響を受け大幅な増収は望めず、物価高騰の影響も加わり、本町の財政は依然として非常に厳しい状況が続いております。

さて、本町は令和7年4月に町制70周年を迎え、令和7年度の一般会計予算を見ますと、町制70周年を記念した「みはままつり（仮称）」や記念式典など、様々な事業が計画されております。

分野別に見ますと、子ども・子育てに関する施策では、新たに第2子保育料無料化等事業への取組、福祉・健康に関しては、带状疱疹ワクチン接種補助金や歯周疾患検診事業の対象者の拡大について予算が計上されております。環境・衛生に関しては、新たに住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金事業が計画され、産業に関する施策としては、物価高騰への町民、町内の事業者の応援を目的とした地域応援クーポン券事業が、総務に関する施策として、また新たに美浜町公式LINEを開始し、最新の町の情報発信が計画されております。教育・スポーツに関しては、運動公園整備事業では陸上競技場が今年度オープンし、令和10年での全面オープンに向け、スポーツ広場及び遊具広場等の整備が計画されております。また、小中一貫校に関しては、今年度において予算計上はされていませんが、実施可能な候補地を改めて早急に選定していただき、進めていただきたいと思います。

このように、それぞれ各分野において実効性のある事業の予算がバランスよく確保されており、その意味で適切な予算であると判断し、期待しております。

町政を取り巻く環境は大変厳しい状況ではありますが、急速に進む少子高齢化、産業活性化などの諸問題を克服するため、町長には着実な施策の遂行をお願いするものであります。

最後に、各種施策を展開する上で、将来を見据え、何を優先すべきかを考え、町民の皆様の健康や生活を守ることを第一に、持続可能なまちづくりに取り組まれることを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。森川議員。

○8番（森川元晴君）

議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算につきまして新風みはま、会派を代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

あの未曾有の災害、東日本大震災発生から14年がたち、先月26日は、岩手県大船渡市で発生した山林火災では約2,900ヘクタール、美浜町の約半分以上の面積が焼失したことになり、また210棟の建物が被害を受けました。本町と同じ環境、自然豊かな海と山を持ち、地域の一産業の基盤でもあります。人ごとではなく、改めて自然災害の脅威を思い知らされました。自然災害を止めることはできませんが、災害に備える、また支援体制を確立することはできます。再び続いた大船渡市の惨事をぜひ教訓として捉え、今後の防災に生かしていただきたいと思います。

さて、令和7年度一般会計予算であります。過去に例のない97億1,900万円と莫大な予算が上程されました。主要な事業の詳細は省略させていただきますが、依然、町財政は厳しい中で、様々な交付金、補助金等を活用した予算編成には大変苦労されたことも感じます。早急に対応しなければならない事業、整備が山積している中、優先して子育て支援事業、また災害に備えての整備等が中心となっている予算編成には大いに評価でき、様々な世代の人、家族が安心・安全に生活が送れる環境整備が第一であると考えます。また、そのような地域は、必ず人が人を呼び、つながりができると信じ、急激な人口減少等の歯止めにもつながると考えます。

また、懸案事項であります小中一貫校に関しましては、どのような理由であれ、住民、特に若い世代に対し混乱と不安を招いたことは事実であります。ただ、この不安定な社会情勢の中、事業、物事を決め、進めていくこ

との大変さは、多くの住民の皆様も理解をしていると思います。住民には、財政面も含め丁寧な説明をし、今後は同じ混乱等を招かないよう、改めて多くの、特に若い世代の声を聞き取り、慎重に事業を進めていただき、確実な報告を住民に伝えると同時に、議会に上程していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、お金で物事が解決できる裕福な町ではありませんが、この間、美浜武豊オーガニックビレッジ構想宣言セレモニーにて代表者のお話の中で、知多半島の農業は経済性を消失し、このままでは産業としての農業はなくなると苦言されました。ただ、様々な人、団体との関係、経験と頑張る努力があれば、必ず確信につながり、可能性が現実になる、とそのような心強いお話でありました。

少子高齢化、人口減少等々課題、難題は尽きませんが、本町は可能性とやりがいのある町でもあると感じています。改めて、議会はもちろん、役場職員の皆様一丸となり、夢や理想を追うことも大切であります。可能性が現実となることに邁進していただきますよう切にお願いをし、賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第29号 令和7年度美浜町一般会計予算を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第30号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第32号 令和7年度美浜町介護保険特別会計予算まで3件一括

○議長（大嵯暁美君）

日程第8、議案第30号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第32号 令和7年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第30号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第32号 令和7年度美浜町介護保険特別会計予算までの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、3議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大嵯暁美君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第30号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第30号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第31号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第32号 令和7年度美浜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第33号 令和7年度美浜町土地取得特別会計予算から

議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで3件一括

○議長（大寄暁美君）

日程第9、議案第33号 令和7年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第33号 令和7年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算まで、3議案につきまして、審査、採決の結果、3議案とも賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第33号 令和7年度美浜町土地取得特別会計予算において、土地購入費は中奥田交差点の土地と説明があったが、国道の交差点改良ではないのかとの質疑がありました。国道に取り付けるための隅切り部分ということで、町道の改良工事として必要な土地という位置づけであるとの答弁がありました。

なお、議案第34号、議案第35号について、質疑はありませんでした。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第33号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第33号 令和7年度美浜町土地取得特別会計予算について、反対の立場で討論します。

土地取得事業において、土地購入費及び物件等補償費が計上されています。令和7年度において、国道交差点に接続する町道の隅切り部分の土地購入予定と説明がありましたが、国道交差点改良として国道管理者に購入してもらい事業化すべきものです。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とします。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第33号 令和7年度美浜町土地取得特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第34号 令和7年度美浜町水道事業会計予算について、反対の立場で討論します。

収益的収入の給水収益において、水道料金を大幅に引き上げたにもかかわらず、前年度予算に比べて減額となっています。年間総給水量は減少していますが、支出の県水受水費は増額になっています。また、資本的収入が1,537万5,000円増額に比べて、支出は5,588万5,000円と大幅に増額しています。

この予算では、水道事業の運営は厳しくなるばかりです。計画的な企業努力により、水道利用者の過大な負担増加にならないように運営すべきです。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第34号 令和7年度美浜町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算について、反対の立場で討論します。

農業集落排水事業の収益的収入において、営業外収益が約94%を占めています。このように営業収益の使用料が極めて低い事業において、企業会計で行う必要はありません。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第35号 令和7年度美浜町農業集落排水事業会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案36号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

○議長（大寄暁美君）

日程第10、議案第36号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 野田増男君 登壇〕

○総務産業常任委員長（野田増男君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第36号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についてにつきまして、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大寄暁美君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第36号 美浜町道路占用料条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大寄暁美君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議員派遣の件について

○議長（大寄暁美君）

日程第11、議員派遣の件についてを議題といたします。

美浜町議会会議規則第127条の規定により、今後の議員派遣について別紙としてお手元に配付しました。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第12 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大寄暁美君）

日程第12、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和7年の第1回美浜町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案いたしました、同意第1号 美浜町監査委員の選任についてをはじめとして、全案いずれにつきましても、慎重審議の上、御承認いただきましたことに対し、まずもって御礼を申し上げます。

今日、小学校6年生が最後の登校をしていきました。あしたは卒業式でございます。週間予報では、若干雨マークも出ていましたが、今日見たら晴れになっておりまして安心しました。議員の皆様も、各地域の学校において祝福をしていただきたいと思います。4月には入学式もあります。課題は少なくない町ではございますが「子どもの笑い声のあふれるまち、美浜」のために、今後も議員の皆様と共に、健全財政に配慮しつつ、着実な施策の遂行、安全・安心なまちづくり及び小中一貫校をはじめとする懸案事項解決のための、可能性の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

議員の皆様には、御理解、御協力いただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（大寄暁美君）

ありがとうございました。

これにて令和7年第1回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時30分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年3月18日

美浜町議会

議長 大 寄 暁 美

議員 丸 田 博 雅

議員 野 田 増 男